

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> また、 <u>対策本部</u> の可搬型陽圧化空調機による対策本部高気密室の陽圧化から、陽圧化装置（空気ポンベ）による陽圧化への切替えは、陽圧化装置の弁開操作、可搬型陽圧化空調機の仮設ダクトの切離し、高気密室給気口の閉止板取付け及び、差圧制御用排気弁の切替えにより容易かつ確実に実施できる設計とする。 本切替えは、対策本部高気密室内で全て操作可能な設計とすることにより、可搬型エリアモニタの警報発生後速やかに実施可能な設計とする。 <u>対策本部</u> の可搬型エリアモニタの警報発生から切替え操作完了までの所要時間は、陽圧化装置による陽圧化開始（給気第一／第二弁の開操作）を1分以内、陽圧化状態の確認完了（高気密室内・外差圧確認）を約2分以内に実施可能な設計とする。 (61-4)	また、 <u>緊急時対策所非常用送風機</u> から <u>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）</u> への切替え操作は、 <u>緊急時対策所の操作盤</u> にて操作が可能な設計とすることにより、緊急時対策所可搬型エリアモニタの警報発生後速やかに起動操作が可能な設計とする。  <u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u> は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。 <u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u> は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。 <u>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</u> は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。 <u>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</u> は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。 <u>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</u> は、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。	また、 <u>緊急時対策所指揮所</u> 及び <u>緊急時対策所待機所</u> の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンから <u>空気供給装置（空気ポンベ）</u> への切替え操作は、 <u>緊急時対策所指揮所</u> 及び <u>緊急時対策所待機所の操作スイッチ、ダンパ等</u> にて操作が可能な設計とすることにより、緊急時対策所可搬型エリアモニタの警報発生後速やかに起動操作が可能な設計とする。 <u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u> は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。 <u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u> は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、付属の操作スイッチにより使用場所で操作が可能な設計とする。 <u>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</u> は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。 <u>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</u> は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。 <u>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</u> は、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。	<b>【柏崎】</b> ・記載方針の相違（2-3③の相違） <b>【女川】</b> ・設計方針の相違 女川2号炉は、緊急時対策所内の操作盤によるパネル操作を行う。 泊3号炉は、緊急時対策所内のダンパ等により操作する。  <b>【柏崎】</b> ・記載方針の相違（2-3③の相違）
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> また、 <u>待機場所</u> の可搬型陽圧化空調機による待機場所の空調バウンダリの陽圧化から、陽圧化装置（空気ポンベ）による陽圧化への切替えは、陽圧化装置の弁開操作、可搬型陽圧化空調機仮設ダクトの切離し、空調バウンダリの給気口の閉止板取付けにより実施可能な設計とする。 本切替えは、 <u>待機場所</u> 内で全て操作可能な設計とすることにより、可搬型エリアモニタの警報発生後速やかに実施可能な設計とする。 <u>待機場所</u> の可搬型エリアモニタの警報発生から切替え操作完了までの所要時間は、陽圧化装置による陽圧化開始（給気第一／第二弁の開操作）を1分以内、陽圧化状態の確認完了（ <u>待機場所</u> 内・外の差圧確認）を約2分以内に実施可能な設計とする。 (61-4)			<b>【柏崎】</b> ・記載方針の相違（2-3③の相違）  <b>【柏崎】</b> ・記載方針の相違（2-3③の相違）
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> <u>対策本部</u> の可搬型陽圧化空調機起動手順のタイムチャートを図3.18-12に、可搬型陽圧化空調機停止、及び、陽圧化装置（空気ポンベ）起動手順のタイムチャートを図3.18-13に示す。 <b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> <u>待機場所</u> の可搬型陽圧化空調機の起動手順のタイムチャートを図3.18-14に、可搬型陽圧化空調機停止、及び、陽圧化装置（空気ポンベ）起動手順のタイムチャートを図3.18-15に示す。	<u>緊急時対策所非常用送風機</u> 運転手順のタイムチャートを図3.18-7に、 <u>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）</u> 運転手順のタイムチャートを図3.18-8に示す。	<u>緊急時対策所指揮所</u> 及び <u>緊急時対策所待機所</u> の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン運転手順のタイムチャートを図2.18-7に、 <u>空気供給装置（空気ポンベ）</u> 運転手順のタイムチャートを図2.18-8に示す。	<b>【柏崎】</b> ・記載方針の相違（2-3③の相違）  <b>【柏崎】</b> ・記載方針の相違（2-3③の相違）

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉

【柏崎刈羽 6／7号炉まとめ資料より参考掲載】



図 3.18-12 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機起动手順のタイムチャート。<sup>\*</sup>



図 3.18-13 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機停止、及び、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）空気供給手順のタイムチャート\*

\*:「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するため必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について(個別順)の1.18で示すタイムチャート

女川原子力発電所 2号炉



図 3.18-7 緊急時対策所非常用送風機運転手順 タイムチャート\*

問題範例(2)	回答手段	備考
○印の問題用紙		
△印の問題用紙		

#### 8-8 緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)運転手順 タイムチャート

泊発電所 3号炉



図2.18-7 可搬型新設緊急時対策所空气净化ファン運転及び空気供給装置(空気ポンベ)による空気供給準備タイムチャート\*

相違理由

- ・記載方針の相違（2-3③の相違）

図2.18-8 空気供給装置(空気ボンベ)への切替準備 タイムチャート\*

\* :「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料の1.18で示すタイムチャート

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>				
<p>図3.18-14 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機起動手順のタイムチャート*</p>				<b>【柏崎】</b> • 記載方針の相違（2-3③の相違）
<p>図3.18-15 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機停止、及び、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）空気供給手順のタイムチャート*</p> <p>*:「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（個別手順）の1.18で示すタイムチャート</p>				

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 合適性 基本方針については、「<a href="#">2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p><b>緊急時対策所遮蔽</b>は、<b>緊急時対策建屋</b>と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 合適性 基本方針については、「<a href="#">1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p><b>緊急時対策所指揮所遮へい及び緊急時対策所待機所遮へい</b>は、<b>緊急時対策所指揮所</b>及び<b>緊急時対策所待機所</b>と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>a) <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</b> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は、5号炉原子炉建屋と一体のコンクリート又は鉛の構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>b) <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</b> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽は、5号炉原子炉建屋と一体のコンクリート又は鉛の構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違（相違理由①）</li> </ul>		
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p><b>対策本部</b>の高気密室、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置（空気ポンベ）、二酸化炭素吸収装置、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能のことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p><b>待機場所</b>の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能のことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p><b>【柏崎】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違（2-3③の相違）</li> </ul>		
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p><b>対策本部</b>の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置（空気ポンベ）、二酸化炭素吸収装置、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、固定することにより他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p><b>待機場所</b>の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、固定することにより他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p><b>【柏崎】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違（2-3③の相違）</li> </ul>		

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>a) <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</b></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は、5号炉原子炉建屋と一体のコンクリート又は鉛の構造物であり、重大事故等時に操作及び作業を必要としない設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>b) <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</b></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽は、5号炉原子炉建屋と一体のコンクリート又は鉛の構造物であり、重大事故等時に操作及び作業を必要としない設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>対策本部の高気密室可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置（空気ポンベ）、二酸化炭素吸収装置、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、放射線量が高くなるおそれがない5号炉原子炉建屋内に設置場所又は保管し、設置又は保管場所で操作可能な設計とする。表3.18-42に操作対象機器を示す。</p> <p>(61-3)</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>待機場所の可搬型陽圧化空調機、5号炉原子炉陽圧化装置（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、通常時に放射線量が高くなるおそれがない5号炉原子炉建屋内の対策本部に設置又は保管してあるものを、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げ時に人力にて待機場所に運搬のうえ使用する設計とし、設置場所又は保管場所で操作可能な設計とする。表3.18-43に操作対象機器を示す。</p> <p>(61-3)</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物であり、重大事故等時に操作及び作業を必要としない設計とする。</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所と一体のコンクリート構造物であり、重大事故等時に操作及び作業を必要としない設計とする。</p>	<p><b>【女川】・設備の相違（相違理由①②）</b></p> <p><b>【柏崎】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違（2-3③の相違）</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備設計の相違（設置場所、配置の相違）</li> </ul> <p><b>【柏崎】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違（2-3③の相違）</li> </ul> <p><b>【柏崎】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違（2-3③の相違）</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
	<table border="1"> <caption>表 3.18-26 操作対象機器設置場所</caption> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所遮蔽</td><td>緊急時対策建屋地上2階、地上1階、地下1階、地下2階</td><td>(操作不要)</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用送風機</td><td>緊急時対策建屋地上1階</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用フィルタ装置</td><td>緊急時対策建屋地上1階</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）</td><td>緊急時対策建屋地下1階</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td></tr> <tr> <td>差圧計</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td><td>(操作不要)</td></tr> <tr> <td>酸素濃度計</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td></tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td></tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	緊急時対策所遮蔽	緊急時対策建屋地上2階、地上1階、地下1階、地下2階	(操作不要)	緊急時対策所非常用送風機	緊急時対策建屋地上1階	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策所非常用フィルタ装置	緊急時対策建屋地上1階	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）	緊急時対策建屋地下1階	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	差圧計	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	(操作不要)	酸素濃度計	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	二酸化炭素濃度計	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	<table border="1"> <caption>表2.18-22 操作対象機器設置場所</caption> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所指揮所</td><td>緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所</td><td>(操作不要)</td></tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</td><td>指揮所用空調上屋、待機所用空調上屋</td><td>緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所</td></tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td><td>指揮所用空調上屋、待機所用空調上屋</td><td>緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所</td></tr> <tr> <td>空気供給装置（空気ポンベ）</td><td>指揮所用空調上屋、待機所用空調上屋</td><td>緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所</td></tr> <tr> <td>圧力計</td><td>緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所</td><td>(操作不要)</td></tr> <tr> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td><td>緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所</td><td>緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</td><td>緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所</td><td>緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所</td></tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所	(操作不要)	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	指揮所用空調上屋、待機所用空調上屋	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	指揮所用空調上屋、待機所用空調上屋	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所	空気供給装置（空気ポンベ）	指揮所用空調上屋、待機所用空調上屋	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所	圧力計	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所	(操作不要)	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備設計の相違 (設置場所及び操作場所の相違)</li> </ul>
機器名称	設置場所	操作場所																																																				
緊急時対策所遮蔽	緊急時対策建屋地上2階、地上1階、地下1階、地下2階	(操作不要)																																																				
緊急時対策所非常用送風機	緊急時対策建屋地上1階	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)																																																				
緊急時対策所非常用フィルタ装置	緊急時対策建屋地上1階	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)																																																				
緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）	緊急時対策建屋地下1階	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)																																																				
差圧計	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	(操作不要)																																																				
酸素濃度計	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)																																																				
二酸化炭素濃度計	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)																																																				
緊急時対策所可搬型エリアモニタ	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)																																																				
機器名称	設置場所	操作場所																																																				
緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所	(操作不要)																																																				
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	指揮所用空調上屋、待機所用空調上屋	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所																																																				
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	指揮所用空調上屋、待機所用空調上屋	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所																																																				
空気供給装置（空気ポンベ）	指揮所用空調上屋、待機所用空調上屋	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所																																																				
圧力計	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所	(操作不要)																																																				
酸素濃度・二酸化炭素濃度計	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所																																																				
緊急時対策所可搬型エリアモニタ	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所																																																				

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、対策本部の高気密室、二酸化炭素吸収装置及び他の常設設備の機能とあいまって、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u> 待機場所の遮蔽及び室内遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置（空気ポンベ）の機能とあいまって、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とするものを一式設置する。</p>	<p>3.18.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針          (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）          (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。          (ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.2 容量等</a>」に示す。   <b>緊急時対策所遮蔽</b>は、重大事故等が発生した場合においても、対策要員がとどまるために必要な遮蔽機能を有した設計とする。          また、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、重大事故等発生時に対策要員の放射線被ばくを低減するために、緊急時対策所内の換気（放射性物質の除去効率及び吸着）に必要な容量を確保する設計とする。          緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置の性能とあいまって、緊急時対策所の居住性の確保として、重大事故等発生時の放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（2011.3.11）と同等と仮定した事故に対しても、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件において、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。  <b>差圧計</b>は、緊急時対策所内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定可能な設計とする。  <span style="color: green;">(61-6)</span></p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）          (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。          (ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。   <b>緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置</b>及び<b>差圧計</b>は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。  <span style="color: green;">(61-3)</span></p>	<p>2.18.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針          (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）          (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。          (ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.1.10.2 容量等</a>」に示す。   <b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の遮蔽</b>は、重大事故等が発生した場合においても、対策要員がとどまるために必要な遮蔽機能を有した設計とする。</p> <p><b>【女川】</b>          ・設計方針の相違          泊3号炉の「可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン」及び「可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット」は可搬型設備であることから、可搬型重大事故等対処設備の適合方針を示す「<a href="#">2.18.2.3.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</a>」に示す。  <b>【柏崎】</b>          ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>	
		<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）          (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。          (ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。   <b>緊急時対策所指揮所遮へい、緊急時対策所待機所遮へい及び圧力計</b>は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p><span style="color: green;">(61-2)</span></p>	<p><b>【女川】</b>          ・設計方針の相違          泊3号炉の「可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン」及び「可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット」は可搬型設備であることから、可搬型重大事故等対処設備の適合方針を示す「<a href="#">2.18.2.3.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</a>」において示す。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u></p> <p>対策本部の遮蔽、高気密室及び二酸化炭素吸収装置は、設計基準事故対処設備である6号及び7号炉中央制御室遮蔽と100m以上の離隔距離を確保した位置的分散を図り、共通要因により同時に機能が損なわれることのない設計とする。</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び差圧計は、設計基準事故対処設備である2号炉中央制御室遮蔽と100m以上の離隔距離を確保した位置的分散を図り、共通要因により同時に機能が損なわれることのない設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、1セットで緊急時対策建屋内を換気するために必要なファン容量及びフィルタ容量を有するものを合計2セット設置することで、多重性を有する設計とする。</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>緊急時対策所指揮所遮蔽、緊急時対策所待機所遮蔽及び圧力計は、設計基準事故対処設備である3号炉の中央制御室遮蔽と100m以上の離隔距離を確保した位置的分散を図り、共通要因により同時に機能が損なわれることのない設計とする。</p>	<p>(61-2)</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u></p> <p>待機場所の遮蔽及び室内遮蔽は、設計基準事故対処設備である6号及び7号炉中央制御室遮蔽と100m以上の離隔距離を確保した位置的分散を図り、共通要因により同時に機能が損なわれることのない設計とする。</p>			<p>【女川】 ・設計方針の相違 泊3号炉の「可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン」及び「可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット」は可搬型設備であることから、可搬型重大事故等対処設備の適合方針を示す「<u>2.18.2.3.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</u>」において示す。</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u></p> <p>対策本部の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置（空気ポンベ）は、重大事故等が発生した場合において、対策要員の放射性被ばくを低減及び防止するとともに高気密室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するため必要な換気容量を有する設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u></p> <p>待機場所の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置（空気ポンベ）は、重大事故等が発生した場合において、対策要員の放射性被ばくを低減及び防止するとともに待機場所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するため必要な換気容量を有する設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>対策本部の差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び対策本部内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を分散して保管する設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>待機場所の差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び待機場所内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を分散して保管する設計とする。</p>	<p><b>3.18.2.3.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</b></p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.2 容量等</u>」に示す。</p> <p><b>2.18.2.3.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</b></p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.2 容量等</u>」に示す。</p>	<p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、重大事故等発生時に対策要員の放射線被ばくを低減するために、緊急時対策所内の換気（放射性物質の除去効率及び吸着）に必要な容量を確保する設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の空気供給装置（空気ポンベ）は、重大事故等発生時（ブルーム通過時）に、緊急時対策所内の対策要員の被ばくを防止し、過度の放射線被ばくから防護するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するため必要な容量を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置（空気ポンベ）は、緊急時対策所指揮所と並んで緊急時対策所待機所と並んで、緊急時対策所の居住性の確保として、重大事故等発生時の放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（2011.3.11）と同等と仮定した事故に対しても、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件において、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを越えない設計とする。</p>	<p>【女川】・設備の相違 泊の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、可搬であるため、本項に記載する。（以下同じ）</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】・設備の相違（相違理由①） 【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3③の相違） 【女川】・設備の相違（相違理由①）</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>可搬型エリアモニタ（対策本部）は、<u>対策本部</u>内の放射線量の測定が可能な測定範囲を持つものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を保管する設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>可搬型エリアモニタ（待機場所）は、<u>待機場所</u>内の放射線量の測定が可能な測定範囲を持つものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を保管する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、<b>緊急時対策所</b>内の放射線量の測定が可能な測定範囲を持つものを<b>1個</b>使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として<b>1個を加えた合計2個</b>を分散して保管する設計とする。  <small>(61-6)</small></p>	<p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、<b>緊急時対策所指揮所</b>及び<b>緊急時対策所待機所</b>内の放射線量の測定が可能な測定範囲を持つものを<b>緊急時対策所指揮所</b>、<b>緊急時対策所待機所</b>それぞれに<b>1台</b>使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として<b>2台</b>を加えた合計<b>4台</b>を分散して保管する設計とする。</p>	<p><b>【女川】</b>・設備の相違（相違理由①）  <b>【柏崎】</b>      ・記載方針の相違（2-3③の相違）  <b>【柏崎】</b>      ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>『島根原子力発電所2号炉まとめ資料』より抜粋して転記</p> <p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第四十三条第三項二)</p> <p>(i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットとの接続口は、簡便な接続とし容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）との接続口は、フランジ接続とし容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、他の設備から独立して単独で使用可能のことにより、使用のための接続を伴わない設計とする。</p> <p>緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）は、設置場所及び緊急時対策所での弁の手動操作により速やかに緊急時対策所を正圧化できる設計とする。 (61-4)</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>a) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機及び差圧計との接続口は、簡便な接続とし一般的な工具で容易かつ確実に接続できる設計とする</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能のことにより、使用のための接続を伴わない設計とする。</p> <p>陽圧化装置（空気ポンベ）は設置場所及び対策本部での弁の手動操作により速やかに対策本部の高気密室を陽圧化できる設計とする。 (61-4)</p>	<p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号） (i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験検査性」に示す。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットとの接続口は、フランジ接続とし容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の空気供給装置（空気ポンベ）との接続口は、簡便な接続方法により容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能のことにより、使用のための接続を伴わない設計とする。</p> <p>空気供給装置（空気ポンベ）は、設置場所及び緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所での弁の手動操作により速やかに緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化できる設計とする。 (61-4)</p>	<p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項第二号) (i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験検査性」に示す。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットとの接続口は、フランジ接続とし容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の空気供給装置（空気ポンベ）との接続口は、簡便な接続方法により容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能のことにより、使用のための接続を伴わない設計とする。</p> <p>空気供給装置（空気ポンベ）は、設置場所及び緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所での弁の手動操作により速やかに緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化できる設計とする。 (61-4)</p>	<p>・43条第3項第2号～第3号については、可搬設備の比較のため、『島根原子力発電所2号炉審査資料（令和3年9月6日）』より抜粋して「大飯発電所3／4号」欄に転記した。当該項は、島根との比較を行う。</p> <p>【女川】・記載充実 【島根】・記載表現の相違 【島根】・設計の相違 （接続方式の相違）</p> <p>【女川】・設備の相違 【島根】・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）  <u>待機場所</u>の可搬型陽圧化空調機及び差圧計の接続口は、簡便な接続とし一般的な工具で容易かつ確実に接続できる設計とする。  <u>待機場所</u>の酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、使用のための接続を伴わない設計とする。</p> <p>(61-4)</p>			<p><b>【柏崎】</b>      ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
<p>『島根原子力発電所2号炉まとめ資料』より抜粋して転記</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第四十三条第三項三）</p> <p>(i) 要求事項          常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性          基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建物の外から水又は電力を供給するものに限る。）に該当しないことから、対象外とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>a) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）  <u>対策本部</u>の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気吸入送風機、陽圧化装置（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）に該当しないことから、対象外とする。</p> <p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）  <u>待機場所</u>の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ（待機場所）は、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）に該当しないことから、対象外とする。</p>	<p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）          (i) 要求事項          常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性          基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、常設設備と接続せず使用可能な設計とする。</p>	<p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）          (i) 要求事項          常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性          基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置（空気ポンベ）、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）に該当しないことから、対象外とする。</p>	<p><b>【女川】</b>・記載方針の相違      女川は本号の対象外としていない。</p> <p><b>【島根】</b>・記載表現の相違      （泊は、島根と比較）</p> <p><b>【柏崎】</b>      ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>a) <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</b></p> <p>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、5号炉原子炉建屋内に保管し、保管場所での操作可能な設計とする。          (61-3)</p> <p>b) <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</b></p> <p>待機場所の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、5号炉原子炉建屋内に保管し、保管場所での操作可能な設計とする。          (61-3)</p>	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項          想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性          基本方針については、「<a href="#">2.3.3 環境条件等</a>」に示す。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、放射線量が高くなるおそれが少ない緊急時対策建屋内に保管するとともに、緊急時対策所内で操作、使用する設計とする。          (61-3)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項          地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性          基本方針については、「<a href="#">2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策建屋内に保管する。          (61-3)</p>	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項          想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性          基本方針については、「<a href="#">1.1.10.3 環境条件等</a>」に示す。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置（空気ポンベ）は、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋内に保管し、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に保管するとともに、放射線量が高くなるおそれが少ない緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内で操作、使用する設計とする。</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項          地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性          基本方針については、「<a href="#">1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置（空気ポンベ）は、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋内に保管する。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋内に保管する。</p>	<p>【柏崎】      ・記載方針の相違（2-3③の相違）  <b>【女川】</b>・設備の相違（相違理由⑨）</p> <p>【柏崎】      ・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】      ・記載方針の相違（2-3③の相違）  <b>【女川】</b>・設備の相違（相違理由⑨）</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u> <p>待機場所の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ（待機場所）は、風（台風）、竜巻、低温（凍結）、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機墜落火災）、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管する設計とする。</p> <p>(61-3)</p>	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.4 操作性及び試験検査性</u>」に示す。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）として、加圧に必要な空気ポンベ本数を緊急時対策建屋内に常時保管し、重大事故等発生時に空気ポンベの運搬、補充等を要しない設計とするとともに、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）の起動準備、操作は緊急時対策所内の<u>操作盤</u>により遠隔操作が可能な設計としており、運搬、操作に必要な道路及び通路の確保を要しない設計とする。</p> <p>また、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、配置（測定）場所である緊急時対策所内で保管されることから、運搬に必要な通路の確保を要しない設計とする。</p> <p>(61-3)</p>	<p>して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に保管する。</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.4 操作性及び試験検査性</u>」に示す。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の空気供給装置（空気ポンベ）は、加圧に必要な空気ポンベ本数を指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋内に常時保管し、重大事故等発生時に空気ポンベの運搬、補充等を要しない設計とするとともに、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置（空気ポンベ）の起動操作、切替え操作は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の弁等により操作が可能な設計としており、運搬、操作に必要な道路及び通路の確保を要しない設計とする。</p> <p>また、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、配置（測定）場所である緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内で保管されることから、運搬に必要な通路の確保を要しない設計とする。</p>	<p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】 ・設備の相違（相違理由⑨）</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】・女川2号炉は、緊急時対策所内の操作盤によるパネル操作を行う。 泊3号炉は、緊急時対策所内の弁等により操作する。</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u> <p>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機は、保管場所及び使用場所が対策本部近傍のため、重大事故等が発生した場合においても確実なアクセスが可能な設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>          差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、保管場所及び使用場所が対策本部内であるため、重大事故等が発生した場合においても確実なアクセスが可能な設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>          b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>  <p>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、保管場所及び使用場所が待機場所近傍のため、重大事故等が発生した場合においても確実なアクセスが可能な設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>          差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、保管場所は対策本部で使用場所が待機場所内であるため、重大事故等が発生した場合においても確実なアクセスが可能な設計とする。</p> </p>			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【拍崎刈乳6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u></p> <p>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機及び陽圧化装置（空気ポンベ）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管するとともに、設計基準対象施設である6号及び7号炉中央制御室換気空調設備と100m以上の離隔距離を確保した位置的分散を図り、同時に機能が損なわれることのない設計とする。</p> <p>対策本部の差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋に保管する設計とする。</p> <p>(61-3)</p> <p>b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u></p> <p>待機場所の陽圧化装置（空気ポンベ）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管するとともに、設計基準対象施設である6号及び7号炉中央制御室換気空調設備と100m以上の離隔距離を確保した位置的分散を図り、同時に機能が損なわれることのない設計とする。</p> <p>待機場所の差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管する設計とする。</p> <p>(61-3)</p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によつて、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。 <b>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）</b>は、共通要因によつて同時にその機能が損なわれる設計基準事故対処設備の安全機能、<b>使用済燃料貯蔵槽</b>の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故等について、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の代替設備ではないことから考慮すべき対象設備はない。</p> <p><b>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計</b>及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>緊急時対策建屋内</b>に保管する設計とする。</p> <p>(61-3)</p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によつて、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。 <b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置（空気ポンベ）</b>は、共通要因によつて同時にその機能が損なわれる設計基準事故対処設備の安全機能、<b>使用済燃料ピット</b>の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故等について、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の代替設備ではないことから考慮すべき対象設備はない。</p> <p><b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の酸素濃度・二酸化炭素濃度計</b>及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</b>内に保管する設計とする。</p> <p>(61-2)</p>	<p>【拍崎】 ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA62-9 r. 11. 0
提出年月日	令和5年8月31日

## 泊発電所 3号炉

### 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

#### 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】

令和5年8月  
北海道電力株式会社

### 比較結果等をとりまとめた資料

#### 1. 最新審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

##### 1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり（4件）

・中央制御室に保管する衛星電話設備（固定型）の電源構成を以下のとおり変更。

変更前：充電式電池

変更後：非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計。

- ・電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。
- ・無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。
- ・無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）の保管場所を屋外（車両内）及び緊急時対策所待機所内から、中央制御室及び緊急時対策所待機所内に変更しました。

- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし

##### 1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり

・全体を女川2号炉まとめ資料と同じ構成に合わせた。

・2.19 通信連絡設備【62条】添付資料を追加。

- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし

## 2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
1	運転指令設備（警報装置を含む） ・送受話器・スピーカー	送受話設備（ページング）（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカー	運転指令設備（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカー	設備名称の相違
2	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・（記載なし） ・（記載なし） ・衛星保安電話	電力保安通信用電話設備 ・固定電話機 ・PHS端末 ・FAX ・（記載なし） ・衛星保安電話（固定型）	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・保安電話（FAX） ・専用電話 ・衛星保安電話	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違①及び②参照
3	（記載なし）	（記載なし）	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
4	インターフォン	（記載なし）	インターフォン	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
5	無線通話装置 ・固定 ・車載	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	設備名称の相違
6	トランシーバー	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違④参照
7	携帯電話	（記載なし）	携帯電話	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違⑤参照
8	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・TV会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	設備名称の相違
9	（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（地方公共団体向けホットライン） ・（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（固定型） ・専用電話設備（FAX）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑩参照
10	加入電話設備 ・固定電話 ・FAX	局線加入電話設備 ・加入電話機 ・加入FAX	加入電話設備 ・加入電話機 ・加入FAX	設備名称の相違
11	・（記載なし） ・衛星電話（固定） ・衛星電話（携帯）	衛星電話設備 ・（記載なし） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備 ・衛星電話設備（FAX） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑥参照
12	データ伝送設備（発電所内） ・安全パラメータ表示システム（SPDS） ・（記載なし） ・SPDS表示装置	安全パラメータ表示システム（SPDS） ・データ収集装置 ・SPDS伝送装置 ・SPDS表示装置	データ伝送設備（発電所内） ・データ収集計算機 ・（記載なし） ・データ表示端末	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑪参照
13	データ伝送設備（発電所外） ・安全パラメータ伝送システム ・安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ伝送設備 ・SPDS伝送装置 ・（記載なし）	データ伝送設備（発電所外） ・ERSS伝送サーバ ・データ収集計算機	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑪参照
14	通信設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
15	通信設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
16	非常用所内電源 ・ディーゼル発電機	非常用交流電源設備（非常用所内電源設備） ・非常用ディーゼル発電機	非常用交流電源設備（非常用所内電源設備） ・ディーゼル発電機	設備名称の相違
17	空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 ・ガスタービン発電機	常設代替交流電源設備 ・代替非常用発電機	設備名称の相違

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

## 2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
18	電源車	可搬型代替交流電源設備 ・電源車	可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替電源車	設備名称の相違
19	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・緊急時対策所用発電機	設備名称の相違
20	充電池	充電式電池	充電式電池	設備名称の相違
21	基準地震動	基準地震動 Ss	基準地震動	呼称の相違（他条文との整合）
22	事故一斉放送装置	(記載なし)	(記載なし)	赤字部は、設備の相違①参照
23	緊急時対策所	緊急時対策所 緊急時対策建屋	緊急時対策所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所	建屋名称の相違

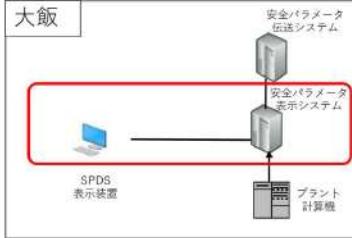
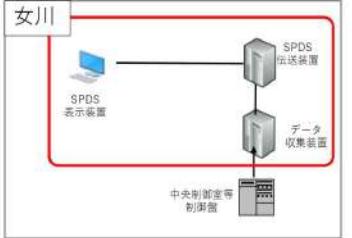
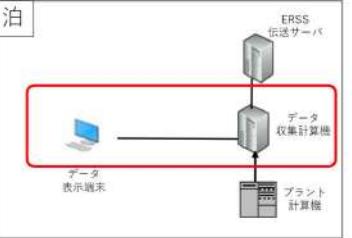
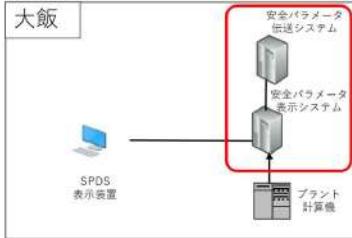
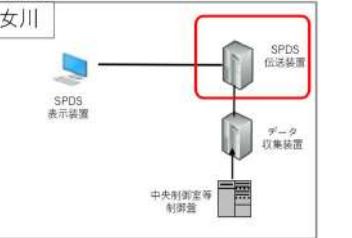
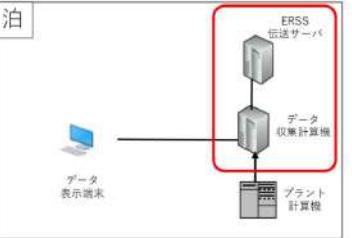
上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

## 2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No.を記載する）

項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
① 電力保安通信用電話設備のうちFAXの有無	記載なし	電力保安通信用電話設備のうち <b>FAX</b> 設置場所：中央制御室及び <b>緊急時対策所</b>	電力保安通信用電話設備のうち <b>保安電話(FAX)</b> 設置場所：中央制御室及び <b>緊急時対策所指揮所</b>	・大飯3／4号炉では電力保安通信用電話設備のうちFAXを中央制御室及び緊急時対策所に設置していない。
② 電力保安通信用電話設備のうち専用電話の有無	記載なし	記載なし	電力保安通信用電話設備のうち <b>専用電話</b> 設置場所：中央制御室	・泊3号炉では、地元消防と中央制御室との連絡用にホットラインとなる専用電話を設置している（島根2号炉と同様）。
③ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの有無	インターフォン 設置場所： <b>緊急時対策所</b>	記載なし	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン 設置場所： <b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</b>	・泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往来することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。（インターフォンは、高浜3／4号炉及び大飯3／4号炉と同様）
④ 無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）の有無	記載なし	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型） 設置場所： <b>中央制御室</b> 及び <b>緊急時対策所</b>	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型） 設置場所： <b>中央制御室</b> 及び <b>緊急時対策所指揮所</b>	・大飯3／4号炉では無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）を設置していない。
⑤ 携帯電話の有無	携帯電話	記載なし	携帯電話	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている。
⑥ 衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）の有無	記載なし	記載なし	衛星電話設備のうち <b>衛星電話設備（FAX）</b> 設置場所： <b>緊急時対策所指揮所</b>	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている（柏崎6／7号炉と同様）。
⑦ 衛星電話設備（携帯型）の保管場所の相違	衛星電話（携帯） 保管場所： <b>緊急時対策所</b>	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所： <b>緊急時対策所</b>	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所： <b>中央制御室</b> 及び <b>緊急時対策所指揮所</b>	・泊3号炉では、災害対策要員が初動で中央制御室に集合することから、動線を考慮し衛星電話設備（携帯型）を中央制御室にも保管している。なお、その利用目的は、給水準備作業などにおける現場の発電所対策要員と発電所災害対策本部または中央制御室間の連絡である。
⑧ 無線連絡設備（携帯型）の保管場所の相違	トランシーバー 保管場所： <b>緊急時対策所</b>	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び <b>緊急時対策所</b>	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所： <b>中央制御室</b> 及び <b>緊急時対策所待機所</b>	・大飯3／4号炉ではトランシーバーを中央制御室に保管していない。
⑨ 携行型通話装置の保管場所の相違	携行型通話装置 保管場所： <b>原子炉補助建屋</b> 及び <b>緊急時対策所</b>	携行型通話装置 保管場所：中央制御室	携行型通話装置 保管場所：中央制御室及び <b>原子炉補助建屋</b>	・泊3号炉では、中央制御室の保管スペースの関係から、中央制御室内及び原子炉補助建屋（中央制御室付近）に携行型通話装置を保管している（島根2号炉と同様）。

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

## 2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No.を記載する）

項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑩ データ伝送設備（発電所内）の構成の相違	<p>■発電所内のデータ伝送設備 （データ伝送設備（発電所内））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内</li> <li>・SPDS表示装置 設置場所：緊急時対策所内</li> </ul> 	<p>■発電所内のデータ伝送設備 （安全パラメータ表示システム（SPDS））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ収集装置 設置場所：制御建屋内</li> <li>・SPDS伝送装置 設置場所：緊急時対策所内</li> <li>・SPDS表示装置 設置場所：緊急時対策所内</li> </ul> 	<p>■発電所内のデータ伝送設備 （データ伝送設備（発電所内））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内</li> </ul> <p>・データ表示端末 設置場所：緊急時対策所指揮所内</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号炉では、表示端末が収集部に当たる「データ収集計算機」と接続されているが、女川2号炉では、表示端末がサーバ部に当たる「SPDS伝送装置」と接続されている。そのため、女川2号炉ではSPDS伝送装置を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。</li> <li>・泊3号炉では、データ収集計算機を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。</li> <li>・女川2号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、緊急時対策所におけるデータ表示の機能に相違はない。</li> <li>・なお、大飯3／4号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。</li> </ul>
⑪ データ伝送設備（発電所外）の構成の相違	<p>■発電所外のデータ伝送設備 （データ伝送設備（発電所外））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パラメータ伝送システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内</li> <li>・安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内</li> </ul> 	<p>■発電所外のデータ伝送設備 （データ伝送設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SPDS伝送装置 設置場所：緊急時対策所内</li> </ul> 	<p>■発電所外のデータ伝送設備 （データ伝送設備（発電所外））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ERSS伝送サーバ 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内</li> </ul> <p>・データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、ERSS伝送サーバに加え、データの収集部にあたるデータ収集計算機を含め、「データ伝送設備（発電所外）」と呼称している。</li> <li>・女川2号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS伝送装置のみで「データ伝送設備」と呼称している。</li> <li>・女川2号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、ERSSへの伝送機能に相違はない。</li> <li>・なお、大飯3／4号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。</li> </ul>
⑫ 中央制御室待避所の有無	記載なし	中央制御室待避所	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女川ではフィルタペント操作によるブルーム発生に備え設置している。泊では当該操作ではなく、中央制御室待避所及び、その内部で活動を行うための設備はない。</li> </ul>

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

## 2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違N○. を記載する）

項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑬ 通信連絡設備の電源構成の相違	ディーゼル発電機又は電源車(緊急時対策所用) (DB)	非常用交流電源設備	非常用交流電源設備	・大飯3／4号炉では、設計基準事故時において緊急時対策所に設置する通信連絡設備への電源は多様性を確保している。（泊3号炉は女川同様非常用交流電源設備のみ）
⑭ インターフォンの電源の相違	インターフォンの電源 乾電池	記載なし	インターフォンの電源 緊急時対策所用代替交流電源設備	・インターフォン機種の相違による。
⑮ 緊急時衛星通報システムの有無	緊急時衛星通報システム	記載なし	記載なし	・大飯3／4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、緊急時対策所に設置しているPCから地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方3号炉および川内1／2号炉と同様）。また、泊3号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。
⑯ 衛星電話（可搬）の有無	衛星電話（可搬）	記載なし	記載なし	・大飯3／4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、衛星アンテナが可搬できる衛星電話設備を設置又は保管している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方3号炉および川内1／2号炉と同様）。また、泊3号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。
⑰ 事故一斉放送装置の有無	事故一斉放送装置の有無	記載なし	記載なし	・大飯3／4号炉は、設計基準事故時にスピーカーにて一斉放送をする警報装置を準備している。 ・泊発電所3号炉は、警報機能の機能を有する運転指令設備（警報装置を含む。）のスピーカーにて一斉放送する機能を有している。（伊方3号炉、女川2号炉、柏崎6／7号炉、東海第二、島根2号炉と同様）
⑱ 専用電話装置のうちFAXの有無	記載なし	専用電話設備 記載なし	専用電話設備 専用電話設備（FAX）	・泊発電所3号炉は、地方公共団体へのFAX送付の多様性を確保する目的で専用電話設備のうち専用電話装置（FAX）を設置している。（伊方3号炉と同様）

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

## 2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違N o. を記載する）

項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑩ 緊急時対策所の構成の相違	<p>緊急時対策所は、1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内に指揮所及び待機場所を設ける。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉の記載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)から構成される設計とする。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は5号炉原子炉建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、緊急対策室及びSPDS室から構成される設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、それぞれ独立した建屋を敷地高さ T.P. 39m に設置する設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>泊発電所3号炉の緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の2棟から構成し、緊急時対策所指揮所に指示を行う要員を収容し、緊急時対策所待機所には現場作業を行う要員を収容する。</li> <li>(緊急時対策所を指揮所と待機所に分割し、要員の収容所として待機所を運用している点は、柏崎6／7号炉の緊急時対策所(対策本部)および緊急事対策所(待機場所)と同様)</li> </ul>

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

## 2-3) 記載方針の相違（以下については相違理由欄に相違No.を記載する）

項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
①泊発電所3号炉が <u>緊急時対策所</u> と記載する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所</li> </ul> <p>【柏崎刈羽6／7号炉の記載】</p> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所</li> <li><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u></li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所</li> </ul>	<p>柏崎刈羽発電所は、複数の緊急時対策所を設置しているため、柏崎刈羽6／7号炉の緊急時対策所として申請する対象を「<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>」と記載し、対象を明確化している。</p> <p>泊発電所3号炉は、設置する緊急時対策所はひとつのみであるため、「<u>緊急時対策所</u>」と記載し、号炉と建物を区別しないで記載する。（女川発電所2号炉と同様）</p> <p>また、条文要求事項に対する設計方針を示す場合や、手順の題名等を指す場合、「<u>緊急時対策所</u>」と記載する。</p> <p>なお、柏崎刈羽6／7号炉も条文要求事項に対する設計方針を示す場合や、手順の題名等を指す場合、「<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>」以外に「<u>緊急時対策所</u>」という記載を用いている場合がある。</p>
②泊発電所3号炉が <u>緊急時対策所指揮所</u> 又は <u>緊急事対策所待機所</u> と記載する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所</li> <li>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所</li> <li>緊急時対策所指揮所</li> <li>緊急時対策所待機場所</li> </ul> <p>【柏崎刈羽6／7号炉の記載】</p> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px;"> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>, <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>又は<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u></p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</li> <li>緊急時対策所指揮所</li> <li>緊急時対策所待機所</li> </ul>	<p>泊発電所3号炉は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2棟から構成する設計であり、具体的に設置、保管、通信又は操作がいずれの棟が該当するのか示す場合、「<u>緊急時対策所指揮所</u>」、「<u>緊急時対策所待機所</u>」又は「<u>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</u>」と、その棟を区別して記載する。</p> <p>なお、柏崎刈羽6／7号炉も対策本部又は待機場所について具体的に示す必要がある場合、「<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>」又は「<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>」という記載を用いている。</p>

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>b. 重大事故等対処施設（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止、中央制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p>	<p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造          (3) その他の主要な構造          (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設          (ad) 通信連絡設備          発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止、中央制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p>	<p>2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <p>ロ. 発電用原子炉施設の一般構造          (3) その他の主要な構造          (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設          (ad) 通信連絡設備          発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止、中央制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）          大飯では35条の説明において、62条の説明をしていることから、次頁以降、同内容について比較のため転載</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較のため第35条基本方針より転載</b> ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vii) 通信連絡設備 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。	ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vii) 通信連絡設備 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。	ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vii) 通信連絡設備 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 大飯では35条の説明において、62条の説明をしていることから、同内容について比較のため転載
<b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、 <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b> へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。			【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり
<b>比較のため第35条基本方針より転載</b> 通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを設置又は保管する設計とする。	重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。	重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備、 <b>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</b> 、インターフォン及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。	【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。
<b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> 衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）は、 <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b> 内に保管する設計とする。	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。	【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。
	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、 <b>中央制御室</b> 及び緊急時対策所内に保管する設計とする。	【大飯】【女川】設計の相違2-2⑦記載のとおり。
	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。	【大飯】設計の相違2-2⑧記載のとおり。
	携行型通話装置は、中央制御室内に保管する設計とする。	携行型通話装置は、中央制御室 <b>及び原子炉補助建屋内</b> に保管する設計とする。	【大飯】【女川】設計の相違2-2⑨記載のとおり。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較のため第35条基本方針より転載</b> データ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、原子炉補助建屋に設置し、SPDS表示装置を緊急時対策所に設置する設計とする。	安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。	データ伝送設備（発電所内）のうちデータ収集計算機は、原子炉補助建屋内に設置し、データ表示端末は、緊急時対策所内に設置する設計とする。	【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。 【女川】名称の相違 女川2号炉：制御建屋、泊3号炉原子炉補助建屋 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）保管場所とアンテナ接続をまとめて記載している。泊3号炉は一つ一つの設備ごとに記載している。 ・大飯3／4号炉：通信連絡設備（発電所内）として、●●を設ける。○○を保管する設計とする。 ・泊3号炉：a. 通信連絡設備（発電所内）●●を設ける。○○を△△に設置又は保管する設計とする。
<b>比較のため第35条基本方針より転載</b> 衛星電話（固定）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）保管場所とアンテナ接続をまとめて記載している。 大飯3／4号炉：○○は、△△に設置。○○は、屋外に設置したアンテナと接続することにより・・・ 泊3号炉：○○は、△△に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより・・・ 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり
<b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> 衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	また、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。	衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。	衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。
衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。			【大飯】設計の相違2-2④記載のとおり。 【大飯】設計の相違2-2⑩記載のとおり。 【大飯】記載方針の相違 中央制御室と緊急時対策所に設置する衛星電話設備（固定型）の電源が違うことから記載を分けている。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> 衛星電話設備及び無線連絡設備のうち5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。	衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	<b>【大飯】</b> 設計の相違2-2④記載のとおり。 <b>【柏崎】</b> 記載方針の相違2-3①のとおり
<b>比較のため第35条基本方針より転載</b> 衛星電話（携帯）の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は別の端末と交換することにより、継続して通話ができる、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、1号又は2号炉常用電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	<b>【大飯】</b> 【女川】 設計の相違2-2③記載のとおり。
<b>比較のため第35条基本方針より転載</b> トランシーバーの電源は、充電池又は乾電池を使用しており、充電池を用いるものについては、充電池の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができる、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。	<b>【大飯】</b> 記載方針の相違（女川審査実績の反映）記載位置の相違 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯3／4号炉：個別の機器毎に説明。</li> <li>・泊3号炉：充電式電池を用いるもの及び乾電池を用いるものをまとめて記載。</li> </ul> <b>【大飯】</b> 記載方針の相違（女川審査実績の反映）記載方針が違い比較しにくことから、以下に相違点を整理。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯：</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>トランシーバー：充電池又は乾電池</li> </ul> <li>・泊：</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（携帯型）：充電式電池又は乾電池</li> </ul> </ul>
<b>比較のため再掲</b> 衛星電話（携帯）の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は別の端末と交換することにより、継続して通話ができる、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。	充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。	充電式電池を用いるものについては、他の端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。	<b>【女川】</b> 記載表現の相違 <b>【大飯】</b> 記載方針の相違（女川審査実績の反映）
<b>比較のため第35条基本方針より転載</b> また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b>          充電式電池を用いるものについては、別の端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p><b>比較のため第35条基本方針より転載</b></p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<b>空冷式非常用発電装置</b>から給電できる設計とする。</p> <p>また、SPDS表示装置については、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<b>電源車（緊急時対策所用）</b>から給電できる設計とする。</p>			【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b>          安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</b>からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>データ伝送設備（発電所内）のうちデータ収集計算機は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）のうちデータ表示端末は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	【大飯】記載表現の相違
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b>          緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（SPDS）、無線連絡設備、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンについては、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p>	<p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>、無線連絡設備、携行型通話装置及び衛星電話設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p>	<p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての<b>データ伝送設備（発電所内）</b>、無線連絡設備、携行型通話装置及び衛星電話設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p>	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映大飯では記載なし）  【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較のため第35条基本方針より転載</b> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、緊急時対策所に保管し、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b></p> <p>衛星電話設備は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外），発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外），発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>衛星電話設備（FAX）は、緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備（FAX）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>・泊発電所3号炉；○○は、●●に設置する。と一つの設備毎に設置位置とその電源を並べて説明する記載。</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。衛星電話設備（FAX）は、発電所外として利用することから別途記載した。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑪記載のとおり。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較のため第35条基本方針より転載</b> <b>データ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</b> <b>比較のため第35条基本方針より転載</b> <b>安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについて、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</b>			
	<p>なお、データ伝送設備を構成するSPDS 伝送装置は、安全パラメータ表示システム（SPDS）のSPDS 伝送装置と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	<p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバは、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所外）を構成するデータ収集計算機は、データ伝送設備（発電所内）のデータ収集計算機と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	<p>【女川】記載方針の相違（大飯審査実績の反映）設計の相違2-2⑩及び⑪にあるとおり女川ではSPDS伝送装置は、安全パラメータ表示システム（SPDS）のSPDS伝送装置と同じであることから記載がない。          【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑩及び⑪記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）記載位置の相違。</p>
<b>比較のため再掲</b> <b>緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。</b>  <b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> <b>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</b>			
<b>比較のため再掲</b> <b>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、電源車（緊急時対策所用）（D B）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</b>  <b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> <b>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</b>	<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、通信連絡設備（発電所外）と同じである。</p>	<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、通信連絡設備（発電所外）と同じである。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違2-3①のとおり。</p> <p>【大飯】設計方針の相違2-2⑬記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）大飯では記載なし。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較のため再掲</b>			
緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。	緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。	緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備（発電所外）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）泊発電所3号炉では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。 【大飯】設計の相違2-2⑤記載のとおり。
<b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> 緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。			【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり
<b>比較のため再掲</b>			
空冷式非常用発電装置については、「ヌ. (2) (v) 代替電源設備」にて記載する。 電源車（緊急時対策所用）については、「ヌ. (3) (vi) 緊急時対策所」にて記載する。	非常用交流電源設備については、「ヌ(2) 非常用電源設備の構造」に記載する。  常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。  緊急時対策所用代替交流電源設備については、「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」に記載する。	非常用交流電源設備については、「ヌ(2) 非常用電源設備の構造」に記載する。  常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。  緊急時対策所用代替交流電源設備については、「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」に記載する。	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）大飯では、重大事故等対処設備（設計基準拡張）の記載を参照していない。
<b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備については、ヌ. (3), (vi) 緊急時対策所に記載する。			【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり
	無線連絡設備、衛星電話設備、携行型通話装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は、二以上の発電用原子炉施設と共にしない設計とする。	無線連絡設備、衛星電話設備、携行型通話装置、データ伝送設備（発電所内）、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備（発電所外）は、二以上の発電用原子炉施設と共にしない設計とする。	【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較のため第35条基本方針より転載</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故一斉放送装置（3号及び4号炉共用）一式</li> <li>運転指令設備（3号及び4号炉共用）（<u>ヌ. (3) (vi)</u>と兼用）一式</li> </ul> <p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】          • 送受話器（警報装置を含む。）（6号及び7号炉共用）          （「<u>緊急時対策所</u>」と兼用）一式</p>	<p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p> <p>送受話器（ページング）（警報装置を含む。）          （「<u>ヌ(3)(vi)</u> 緊急時対策所」と兼用）          一式</p>	<p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p> <p>運転指令設備（警報装置を含む。）          （「<u>ヌ(3)(vi)</u> 緊急時対策所」と兼用）          一式</p>	<p>【大飯】設計の相違2-2⑦記載のとおり。</p> <p>【大飯】設計の相違 大飯3／4号炉は3号及び4号炉で設備を共用することから（3号及び4号炉共用）と記載がある。          以下、通信連絡設備の一覧にて、上記の相違は説明しない。</p>
<b>比較のため第35条基本方針より転載</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入電話（3号及び4号炉共用）（<u>ヌ. (3) (vi)</u>と兼用）一式</li> </ul>	<p>局線加入電話設備          （「<u>ヌ(3)(vi)</u> 緊急時対策所」と兼用）          一式</p>	<p>加入電話設備          （「<u>ヌ(3)(vi)</u> 緊急時対策所」と兼用）          一式</p>	
<b>比較のため第35条基本方針より転載</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入ファクシミリ（3号及び4号炉共用）（<u>ヌ. (3) (vi)</u>と兼用）一式</li> <li>携帯電話（3号及び4号炉共用）一式</li> </ul>		<p>携帯電話          一式</p>	<p>【女川】設計の相違2-2⑦記載のとおり。</p>
<b>比較のため第35条基本方針より転載</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力保安通信用電話設備（3号及び4号炉共用）（<u>ヌ. (3) (vi)</u>と兼用）一式</li> </ul> <p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】          • 電力保安通信用電話設備（6号及び7号炉共用）          （「<u>緊急時対策所</u>」と兼用）一式</p>	<p>電力保安通信用電話設備          （「<u>ヌ(3)(vi)</u> 緊急時対策所」と兼用）          一式</p>	<p>電力保安通信用電話設備          （「<u>ヌ(3)(vi)</u> 緊急時対策所」と兼用）          一式</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較のため第35条基本方針より転載</b> 社内TV会議システム（3号及び4号炉共用）（ <b>ヌ、(3)(vi)</b> と兼用）一式  <b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> ・テレビ会議システム（6号及び7号炉共用） （「 <u>緊急時対策所</u> 」と兼用） 一式	社内テレビ会議システム （「 <b>ヌ(3)(vi)</b> 緊急時対策所」と兼用） 一式	社内テレビ会議システム （「 <b>ヌ(3)(vi)</b> 緊急時対策所」と兼用） 一式	
<b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> ・専用電話設備（6号及び7号炉共用） （「 <u>緊急時対策所</u> 」と兼用） 一式	専用電話設備 （「 <b>ヌ(3)(vi)</b> 緊急時対策所」と兼用） 一式	専用電話設備 （「 <b>ヌ(3)(vi)</b> 緊急時対策所」と兼用） 一式	
<b>比較のため第35条基本方針より転載</b> 無線通話装置（3号及び4号炉共用）（ <b>ヌ、(3)(vi)</b> と兼用） 一式	移動無線設備 一式	移動無線設備 （「 <b>ヌ(3)(vi)</b> 緊急時対策所」と兼用） 一式	<b>【女川】</b> 設計の相違 泊3号炉では、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから、「 <b>ヌ(3)(vi)</b> 緊急時対策所」と兼用。
<b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> [常設重大事故等対処設備] 無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用） （「 <u>緊急時対策所</u> 」と兼用） 一式	[常設重大事故等対処設備] 無線連絡設備（固定型） （「 <b>ヘ(5)(vi)</b> 中央制御室」及び「 <b>ヌ(3)(vi)</b> 緊急時対策所」と兼用） 一式	[常設重大事故等対処設備] 無線連絡設備（固定型） （「 <b>ヌ(3)(vi)</b> 緊急時対策所」と兼用） 一式	<b>【大飯】</b> 設計の相違2-2④記載のとおり。 <b>【女川】</b> 設計の相違2-2②のとおり、泊発電所3号炉に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の無線連絡設備（固定型）を「 <b>ヘ(5)(vi)</b> 中央制御室」と兼用しない。（大飯3／4号炉と同様）
<b>比較のため第35条基本方針より転載</b> インターフォン（3号及び4号炉共用）（ <b>ヌ、(3)(vi)</b> と兼用） 一式	インターフォン （「 <b>ヌ(3)(vi)</b> 緊急時対策所」と兼用） 一式	インターフォン （「 <b>ヌ(3)(vi)</b> 緊急時対策所」と兼用） 一式	<b>【女川】</b> 設計の相違2-2③記載のとおり。
		テレビ会議システム（指揮所・待機所間） （「 <b>ヌ(3)(vi)</b> 緊急時対策所」と兼用） 一式	<b>【大飯】</b> 【女川】 設計の相違2-2③記載のとおり。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較のため該当箇所を再掲</b> <b>衛星電話（3号及び4号炉共用）（<u>ヌ.(3)(vi)</u>と兼用）</b> 一式  <b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用）</li> <li>（「<u>緊急時対策所</u>」と兼用）</li> </ul> 一式	<b>衛星電話設備（固定型）</b> 「 <u>ヘ(5)(vi) 中央制御室</u> 」及び「 <u>ヌ(3)(vi) 緊急時対策所</u> 」と兼用 一式	<b>衛星電話設備（固定型）</b> 「 <u>ヌ(3)(vi) 緊急時対策所</u> 」と兼用 一式	<b>【女川】</b> 設計の相違2-2⑫のとおり。 <b>【女川】</b> 設計の相違 泊3号炉に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の衛星電話設備（固定型）を「 <u>ヘ(5)(vi) 中央制御室</u> 」と兼用しない。（大飯3／4号炉と同様）
<b>比較のため該当箇所を再掲</b> <b>緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用）（<u>ヌ.(3)(vi)</u>と兼用）</b> 一式		<b>衛星電話設備（FAX）</b> 「 <u>ヌ(3)(vi) 緊急時対策所</u> 」と兼用	<b>【大飯】【女川】</b> 設計の相違2-2⑩記載のとおり。 <b>【大飯】</b> 設計の相違2-2⑪記載のとおり。
<b>比較のため該当箇所を再掲</b> <b>安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用）（<u>ヌ.(3)(vi)</u>と兼用）</b> 一式  <b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用）</li> <li>（「<u>計測制御系統施設</u>」及び「<u>緊急時対策所</u>」と兼用）</li> </ul> 一式	<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b> 「 <u>ヘ計測制御系統施設の構造及び設備</u> 」及び「 <u>ヌ(3)(vi) 緊急時対策所</u> 」と兼用 一式	<b>データ収集計算機</b> 「 <u>ヘ計測制御系統施設の構造及び設備</u> 」及び「 <u>ヌ(3)(vi) 緊急時対策所</u> 」と兼用 一式	<b>【女川】</b> 記載方針の相違（大飯審査実績の反映） <b>女川2号炉はサーバ部に該当する「SPDS伝送装置」を「<u>ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備</u>」と兼用させていることから、設備分類名（安全パラメータ表示システム）のみの記載としている。  <b>泊3号炉はサーバ部に該当する「ERSS伝送サーバ」のみ「<u>計測制御系統施設</u>」と兼用しないため、大飯審査実績を踏まえ設備内訳を記載している。       </b></b>
<b>比較のため該当箇所を再掲</b> <b>S P D S 表示装置（3号及び4号炉共用）（<u>ヌ.(3)(vi)</u>と兼用）</b> 一式		<b>データ表示端末</b> 「 <u>ヘ計測制御系統施設の構造及び設備</u> 」及び「 <u>ヌ(3)(vi) 緊急時対策所</u> 」と兼用 一式	
<b>比較のため該当箇所を再掲</b> <b>安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用）（<u>ヌ.(3)(vi)</u>と兼用）</b> 一式		<b>ERSS伝送サーバ</b> 「 <u>ヌ(3)(vi) 緊急時対策所</u> 」と兼用 一式	<b>【大飯】</b> 記載表現の相違

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較のため該当箇所を再掲</b> 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用）（ <u>ヌ. (3) (vi)</u> と兼用） 一式  <u>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</u> ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用） （「 <u>緊急時対策所</u> 」と兼用） 一式	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） （「 <u>ヌ(3)(vi) 緊急時対策所</u> 」と兼用） 一式	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） （「 <u>ヌ(3)(vi) 緊急時対策所</u> 」と兼用） 一式	
<b>比較のため該当箇所を再掲</b> 携行型通話装置（3号及び4号炉共用）（ <u>ヌ. (3) (vi)</u> と兼用） 一式	<u>データ伝送設備</u> 一式		<u>【女川】記載方針の相違（大飯審査実績の反映）</u> 女川2号炉は設備分類名（データ伝送設備）のみ記載しているものの、泊3号炉は上記で設備内訳を記載している。
<b>比較のため該当箇所を再掲</b> トランシーバー（3号及び4号炉共用） 一式	<u>可搬型重大事故等対処設備</u> 携行型通話装置 一式	<u>可搬型重大事故等対処設備</u> 携行型通話装置 一式	
<u>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</u> ・無線連絡設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） （「 <u>緊急時対策所</u> 」と兼用） 一式	無線連絡設備（携帯型） （「 <u>ヌ(3)(vi) 緊急時対策所</u> 」と兼用） 一式	無線連絡設備（携帯型） （「 <u>ヌ(3)(vi) 緊急時対策所</u> 」と兼用） 一式	
<b>比較のため該当箇所を再掲</b> 衛星電話（3号及び4号炉共用）（ <u>ヌ. (3) (vi)</u> と兼用） 一式	衛星電話設備（携帯型） （「 <u>ヌ(3)(vi) 緊急時対策所</u> 」と兼用） 一式	衛星電話設備（携帯型） （「 <u>ヌ(3)(vi) 緊急時対策所</u> 」と兼用） 一式	
<u>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</u> ・衛星電話設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） （「 <u>緊急時対策所</u> 」と兼用） 一式			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較のため該当箇所を再掲</b> 携行型通話装置、 <b>トランシーバー</b> 、衛星電話、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、 <b>インターフォン</b> 、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置は、設計基準事故時及び重大事故等時 <b>共に</b> 使用する。	携行型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、 <b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b> 及び <b>データ伝送設備</b> は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。	携行型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、 <b>データ収集計算機</b> 、データ表示端末及びERSS伝送サーバは、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。	<b>【大飯】</b> 泊発電所3号炉のインターフォンは、重大事故時のみ使用する。 <b>【大飯】</b> 記載表現の相違 大飯：共に、女川・泊：ともに

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b></p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）は、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に保管する設計とする。</p>	<p><b>第六十二条 通信連絡を行うために必要な設備</b></p> <p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p><b>適合のための設計方針</b></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、<b>データ収集装置</b>、<b>SPDS 伝送装置</b>及び<b>SPDS 表示装置</b>で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室内に保管する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、<b>SPDS 伝送装置</b>及び<b>SPDS 表示装置</b>は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	<p><b>第六十二条 通信連絡を行うために必要な設備</b></p> <p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p><b>適合のための設計方針</b></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備、<b>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</b>、<b>インターフォン</b>及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、<b>データ収集計算機</b>及び<b>データ表示端末</b>で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）のうちデータ収集計算機は、原子炉補助建屋内に設置し、データ表示端末は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2⑦記載のとおり。</p> <p>【大飯】設計の相違2-2⑧記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p> <p>【女川】名称の相違 女川2号炉：制御建屋、泊3号炉：原子炉補助建屋</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b>                  衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）は、中央制御室及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内に使用できる設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b>                  衛星電話設備及び無線連絡設備のうち<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b>                  充電式電池を用いるものについては、別途端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b>                  安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内に使用できる設計とする。また、衛星電話設備及び無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内に使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、1号又は2号炉常用電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、他の端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）のうちデータ収集計算機は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p><b>【大飯】</b> 設計の相違2-2④記載のとおり。  <b>【柏崎】</b> 記載方針の相違2-3①のとおり  <b>【女川】</b> 設計の相違2-2②記載のとおり。</p> <p><b>【大飯】</b> 設計の相違2-2④記載のとおり。</p> <p><b>【大飯】</b> 設計の相違2-2④記載のとおり。  <b>【柏崎】</b> 記載方針の相違2-3①のとおり  <b>【柏崎】</b> 記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p><b>【大飯】</b> 【女川】 設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p><b>【女川】</b> 記載表現の相違  <b>【柏崎】</b> 記載方針の相違2-3①のとおり  <b>【柏崎】</b> 記載方針の相違2-3①のとおり</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（SPDS）、無線連絡設備、携行型通話装置及び衛星電話設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p><span style="color: red;">【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</span> 衛星電話設備は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p>	<p>データ伝送設備（発電所内）のうちデータ表示端末は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備（発電所内）、無線連絡設備、携行型通話装置、衛星電話設備、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンについては、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）は、緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナを接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。      【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p>
			<p>【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。      【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p>

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、<u>非常用交流電源設備</u>に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>データ伝送設備は、<u>緊急時対策所内</u>に設置する設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備を構成するSPDS 伝送装置は、<u>安全パラメータ表示システム (SPDS)</u> のSPDS 伝送装置と同じである。</p>	<p>データ伝送設備（発電所外）は、<u>原子炉補助建屋内</u>に設置する設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所外）を構成するデータ収集計算機は、データ伝送設備（発電所内）のデータ収集計算機と同じである。</p>	<p>【女川】設計の相違2-2⑪記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑩⑪記載のとおり。</p>
<p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>緊急時対策支援システム (ERSS) 等へのデータ伝送の機能に係る設備及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p>	<p>緊急時対策支援システム (ERSS)へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、<u>基準地震動Ss</u>による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p>	<p>緊急時対策支援システム (ERSS)へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備（発電所外）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、<u>基準地震動</u>による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>
<p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p>	<p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>
	<p>緊急時対策所用代替交流電源設備については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>無線連絡設備、衛星電話設備、携行型通話装置、<u>安全パラメータ表示システム (SPDS)</u>、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は、二以上の発電用原子炉施設と共にしない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用代替交流電源設備については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>無線連絡設備、衛星電話設備、携行型通話装置、データ伝送設備（発電所内）、<u>テレビ会議システム (指揮所・待機所間)</u>、インターフォン、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備（発電所外）は、二以上の発電用原子炉施設と共にしない設計とする。</p>	<p>【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第62条 通信連絡設備（本文）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>10.12 通信連絡設備          10.12.1 通常運転時等          10.12.1.1 概要          設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人にに対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。          また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>10.12.1.2 設計方針          (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>は、非常用所内電源設備又は<u>無停電電源装置（充電器等を含む。）</u>に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、<u>データ伝送設備</u>を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及び<u>データ伝送設備</u>については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及び<u>データ伝送設備</u>は、非常用所内電源設備又は<u>無停電電源装置（充電器等を含む。）</u>に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>10.12.1.3 主要設備の仕様          通信連絡設備の一覧表を第10.12-1 表に示す。</p>	<p>10.12 通信連絡設備          10.12.1 通常運転時等          10.12.1.1 概要          設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人にに対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>10.12.1.2 設計方針          (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、<u>原子炉補助建屋</u>等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、<u>データ伝送設備</u>（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び<u>データ伝送設備</u>（発電所内）は、非常用所内電源設備又は<u>無停電電源等</u>に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、<u>データ伝送設備</u>（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及び<u>データ伝送設備</u>（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及び<u>データ伝送設備</u>（発電所外）は、非常用所内電源設備又は<u>無停電電源等</u>に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>10.12.1.3 主要設備の主要仕様          通信連絡設備の一覧表を第10.12-1 表に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）          自主設置設備としてDBの通信連絡設備を使うことからDBの説明を記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違          泊は列挙する建屋として原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【拍崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】電源構成の相違 泊発電所3号炉では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から、他PWRプラントと同様に「無停電電源等」と表記。</p> <p>【女川】電源構成の相違 女川2号炉：無停電電源装置（充電器等を含む）、泊3号炉：無停電電源等（62-18参照）</p> <p>【女川】記載方針の相違（泊既許可の記載踏襲）</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b></p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム (SPDS)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する設計とする。</p> <p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム (SPDS)</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する設計とする。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム (SPDS) については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(3) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>(4) データ伝送設備</p>	<p>10.12.1.4 主要設備</p> <p>(1) 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) データ伝送設備（発電所内）</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(3) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>(4) データ伝送設備（発電所外）</p>	<p>10.12.1.4 主要設備</p> <p>(1) 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>運転指令設備については、発電所内のすべての人に対し通信連絡できる設計とする。</p> <p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) データ伝送設備（発電所内）</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(3) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>(4) データ伝送設備（発電所外）</p>	<p>【女川】記載表現の相違 泊は列挙する建屋として原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【女川】記載方針の相違（大飯審査実績反映）35条の記載に合わせて充実化。</p> <p>【女川】電源構成の相違 女川2号炉：無停電電源装置（充電器等を含む）、泊3号炉：無停電電源等（62-18参照）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり 【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p> <p>【女川】電源構成の相違 女川2号炉：無停電電源装置（充電器等を含む）、泊3号炉：無停電電源等（62-18参照）</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【女川】電源構成の相違 女川2号炉：無停電電源装置（充電器等を含む）、泊3号炉：無停電電源等（62-18参照）</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>10.12.1.6 手順等 通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。            (1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。            (2) 専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。            (3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的に実施する。</p>	<p>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS 伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>10.12.1.6 手順等 通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。            (1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。            (2) 専用通信回線、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。            (3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的に実施する。</p>	<p>【女川】設計の相違2-2⑪記載のとおり。</p> <p>【女川】電源構成の相違 女川2号炉：無停電電源装置（充電器等を含む）、泊3号炉：無停電電源等（62-18参照）</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2.19.1 適合方針</b>          重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な<b>通信設備（発電所内）</b>及び緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる<b>データ伝送設備（発電所内）</b>を設ける。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b></p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備          重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を使用する。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）、トランシーバー及びインターフォンは、緊急時対策所に保管し、携行型通話装置は、原子炉辅助建屋及び緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所内）          重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>10.12.2 重大事故等時          10.12.2.1 概要          重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。          通信連絡設備の系統概要図を第10.12-1 図に示す。</p> <p>10.12.2.2 設計方針          (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備          重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p>	<p>10.12.2 重大事故等時          10.12.2.1 概要          重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。          通信連絡設備の系統概要図を第10.12.1 図に示す。</p> <p>10.12.2.2 設計方針          (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備          重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）大飯3／4号炉は、保管箇所をまとめて記載している。泊3号炉は一つ一つの設備ごとに記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯：              通信連絡設備（発電所内）として、              ●●を設ける。              ○○を使用する。              ・泊発電所3号炉：              a. 通信連絡設備（発電所内）              ●●を設ける。              ○○を△△に設置又は保管する設計とする。</li> </ul> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</u>	<p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【女川】 設計の相違2-2⑩記載のとおり。      【柏崎】 記載方針の相違2-3①のとおり</p>
<b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> <u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。</u>	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。      無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。      携行型通話装置は、中央制御室内に保管する設計とする。</p>	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。      無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。      携行型通話装置は、中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管する設計とする。      テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】【女川】 設計の相違2-2⑦記載のとおり。      【大飯】 設計の相違2-2⑧記載のとおり。      【柏崎】 記載方針の相違2-3①のとおり      【大飯】【女川】 設計の相違2-2⑩記載のとおり。      【大飯】【女川】 設計の相違2-2⑪記載のとおり。</p>
<p>データ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、原子炉補助建屋に設置し、SPDS表示装置は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	<p>データ伝送設備（発電所内）のうちデータ収集計算機は、原子炉補助建屋内に設置し、データ表示端末は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	<p>【女川】 設計の相違2-2⑩記載のとおり。      【女川】 名称の相違 女川2号炉：制御建屋、泊3号炉：原子炉補助建屋</p>
<b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> <u>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は、コントロール建屋内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</u>		<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p>	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p>
<b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> <u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</u>	<p>また、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。</p>		<p>【女川】 設計の相違2-2⑩記載のとおり。      【柏崎】 記載方針の相違2-3①のとおり</p>
<p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p>	<p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計の相違2-2④記載のとおり。      【大飯】 設計の相違2-2⑩記載のとおり。      【大飯】 記載方針の相違 中央制御室と緊急時対策所に設置する衛星電話設備（固定型）の電源が違うことから記載を分けている。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> 衛星電話設備及び無線連絡設備のうち <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> 用可搬型電源設備からの給電が可能な設計と/or。	<p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの電源は、1号又は2号炉常用電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<b>【大飯】</b> 設計の相違2-2④記載のとおり。 <b>【柏崎】</b> 記載方針の相違2-3①のとおり <b>【柏崎】</b> 記載方針の相違2-3①のとおり <b>【大飯】</b> 【女川】 設計の相違2-2③記載のとおり。
<p>衛星電話（携帯）の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は別の端末と交換することにより、継続して通話ができる、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>トランシーバーの電源は、充電池又は乾電池を使用しており、充電池を用いるものについては、充電池の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができる、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置及びインターフォンの電源は、乾電池を使用しており、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p>	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p>	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p>	<b>【女川】</b> 記載表現の相違 <b>【大飯】</b> 記載方針の相違（女川審査実績の反映）充電式電池及び乾電池式の充電及び交換により、7日間以上継続できることをまとめて記載。
<b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> 充電式電池を用いるものについては、別の端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> の電源から充電することができる設計とする。	<p>充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p>	<p>充電式電池を用いるものについては、他の端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p>	<b>【柏崎】</b> 記載方針の相違2-3①のとおり
<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、SPDS表示装置については、電源車（緊急時対策所用）（D B）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>データ伝送設備（発電所内）のうちデータ収集計算機は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）のうちデータ表示端末は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<b>【女川】</b> 設計の相違2-2⑩記載のとおり。 <b>【大飯】</b> 設計の相違2-2⑩記載のとおり。
<b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> 安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> 用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。			<b>【柏崎】</b> 記載方針の相違2-3①のとおり

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>具体的な設備は、以下のとおりとする。</b>	<b>主要な設備は、以下のとおりとする。</b>	<b>主要な設備は、以下のとおりとする。</b>	<b>【大飯】記載表現の相違 大飯3／4号炉：具体的な、女川2号炉・泊3号炉：主要な</b>
・衛星電話（固定）（3号及び4号炉共用）	・衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）	<b>【大飯】設計の相違 大飯3／4号炉は3号及び4号炉で設備を共用することから（3号及び4号炉共用）と記載がある。以下、主要な設備の一覧にて、上記の相違は説明しない。</b>
・衛星電話（携帯）（3号及び4号炉共用）	・衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）	<b>【大飯】設計の相違2-2④記載のとおり。</b>
・トランシーバー（3号及び4号炉共用）	・無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）	<b>【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</b>
・携行型通話装置（3号及び4号炉共用）	・無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）	<b>【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</b>
・インターフォン（3号及び4号炉共用）	・携行型通話装置	・インターフォン	<b>【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</b>
・安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用）	・安全パラメータ表示システム（SPDS） (データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置)	・テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	<b>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）泊では、タンクローリー等を含めた設備名称にて記載。</b>
・SPDS表示装置（3号及び4号炉共用）		・データ伝送設備（発電所内） (データ収集計算機及びデータ表示端末)	
・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】）	・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）	・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）	<b>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）泊では、タンクローリー等を含めた設備名称にて記載。</b>
・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】）			
・重油タンク（2.14 電源設備【57条】）			
・タンクローリー（2.14 電源設備【57条】）			
・電源車（緊急時対策所用）（3号及び4号炉共用）（2.18 緊急時対策所【61条】）	・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・緊急時対策所用代替交流電源設備（10.9 緊急時対策所）	・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・緊急時対策所用代替交流電源設備（10.9 緊急時対策所）	<b>【大飯】設計の相違 大飯では運用上電源車を使用しない。</b>
<b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6号及び7号炉共用）（10.9 緊急時対策所）			<b>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</b>
その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、ディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」及び「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。	その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。	その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。	<b>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）泊発電所3号炉では女川同様、重大事故対処設備（設計基準拡張）という名前を定義。 記載の参照先は、60-24ページにて記載。</b>
空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。 電源車（緊急時対策所用）については、「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p>	<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）特に重要なパラメータについて記載</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを使用する。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、緊急時対策所に保管し、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p>	<p>(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p>	<p>(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）泊発電所3号炉では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）大飯3／4号炉は、設置又は保管箇所をまとめて記載している。泊3号炉は一つ一つの設備ごとに記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯：             <ul style="list-style-type: none"> <li>通信連絡設備（発電所外）として、 ●●を設ける。</li> <li>○○を使用する。</li> </ul> </li> <li>・泊発電所3号炉：             <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 通信連絡設備（発電所外）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>●●を設ける。</li> <li>○○を△△に設置又は保管する設計とする。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	<p>a. 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p>	<p>a. 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p>	<p>【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。衛星電話設備（FAX）は、発電所外として利用することからここに記載。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>データ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</u></p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムは、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊急時対策所用）（D B）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムの電源は、電源車（緊急時対策所用）（D B）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p>	<p>データ伝送設備は、<b>緊急時対策所内</b>に設置する設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備を構成するSPDS 伝送装置は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	<p>データ伝送設備（発電所外）は、<b>原子炉補助建屋内</b>に設置する設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所外）を構成する<b>データ収集計算機</b>は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）は、緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑪記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑪記載のとおり。</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2⑪記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【大飯】設計の相違2-2⑬及び⑭記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。と記載し、説明を省略。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。と記載し、説明を省略。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。と記載し、説明を省略。</p> <p>【大飯】設計の相違2-2⑪記載のとおり。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第62条 通信連絡設備（本文）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、<b>電源車（緊急時対策所用）（D B）</b>に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<b>電源車（緊急時対策所用）</b>から給電できる設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b></p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</b>からの給電が可能な設計とする。</p> <p><b>安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システム</b>については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<b>空冷式非常用発電装置</b>から給電できる設計とする。</p>	<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><b>比較のため該当箇所を再掲</b></p> <p>「安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は<b>緊急時対策所用代替交流電源設備</b>からの給電が可能な設計とする。」</p>	<p>衛星電話設備（FAX）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備には、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）のうちERSS伝送サーバは、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は<b>可搬型代替交流電源設備</b>からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】【女川】設計の相違2-2⑥及び⑦記載のとおり。</p> <p>【大飯】設計の相違2-2⑦記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【大飯】【女川】電源構成の相違 電源構成の相違はあるが、SAで使用する電源としての相違はないとから問題ない。 大飯：記載なし、女川：緊急時対策所用代替交流電源設備、泊：可搬型代替交流電源設備</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策支援システム（E R S S）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話（固定）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・衛星電話（携帯）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・衛星電話（可搬）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（T V会議システム、I P電話及びI P-FAX）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・安全パラメータ表示システム（S P D S）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用）</li> <li>・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・重油タンク（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・タンクローリー（2.14 電源設備【57条】）</li> </ul> <p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6号及び7号炉共用）（10.9 緊急時対策所）</li> </ul> <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、ディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」及び「2.18緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）</li> <li>・データ伝送設備</li> <li>・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・緊急時対策所用代替交流電源設備（10.9 緊急時対策所）</li> </ul> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）</li> <li>・衛星電話設備（FAX）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）</li> <li>・データ伝送設備（発電所外）</li> <li>・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・緊急時対策所用代替交流電源設備（10.9 緊急時対策所）</li> </ul> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>【大飯】記載方針及び記載位置の相違（女川に記載統一）記載位置の相違 62-8ページにて転載して比較する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 大飯3／4号炉：具体的な、女川2号炉・泊3号炉：主要な</p> <p>【大飯】設計の相違 大飯3／4号炉は3号及び4号炉で設備を共用することから（3号及び4号炉共用）と記載がある。以下、主要な設備の一覧にて、上記の相違は説明しない。</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【大飯】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p> <p>【大飯】設計の相違2-2-2⑩記載のとおり。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 データ伝送設備（発電所外）を構成する機器を個別に記載。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 泊発電所3号炉では、タンクローリー等を含めた設備名称として「常設代替交流電源設備」と記載。</p> <p>【大飯】設計の相違 大飯では運用上電源車を使用しない。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 泊発電所3号炉では、タンクローリー等を含めた設備名称として「非常用交流電源設備」と記載。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及び タンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載 する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）については、「2.18 緊急時対策所 【61条】」にて記載する。</p>			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較のため該当箇所を再掲</b>	<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、「(2) a. 通信連絡設備（発電所外）」と同じである。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備、緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システム</b>及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b></p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の機能に係る設備及び<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（SPDS）、データ伝送設備、無線連絡設備、携行型通話装置、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b></p> <p><b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>用可搬型電源設備については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p>	<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、「(2) a. 通信連絡設備（発電所外）」と同じである。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備、緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての<b>データ伝送設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所外）、無線連絡設備、携行型通話装置、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</b>については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、<b>基準地震動Ss</b>による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散等を除く設計方針を適用する。</p>	<p><b>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</b></p> <p><b>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）泊発電所3号炉では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</b></p> <p><b>【大飯】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</b></p> <p><b>【大飯】記載表現の相違</b></p> <p>有線系ケーブルについて、可とう性を持たせるとともに余長を確保することで地震力による影響を低減する設計とするため、「等」と女川及び泊発電所3号炉では記載している。</p> <p><b>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</b></p> <p><b>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</b></p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.19.1.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。 通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）は、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。電源設備の多様性、位置的分散については、「2.14電源設備【57条】」及び「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p> <p>また、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> 無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）の電源は、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備及び<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</b>からの給電により使用することで、非常用交流電源設備及び充電器（蓄電池）からの給電により使用する送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p>	<p>10.12.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「<b>1.1.7.1</b> 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>10.12.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「<b>1.1.10.1</b> 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）給電先をまとめて記載している。泊3号炉は一つ一つの設備ごとに記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯： 通信連絡設備の電源として、 ●●は、○○から給電する。と括して記載。</li> <li>・泊発電所3号炉： ●●は、○○からの給電する。 ▲▲は、△△からの給電する。</li> </ul> <p><b>【大飯】</b> 設計の相違2-2④記載のとおり。</p>
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> また、無線連絡設備（常設）及び衛星電話設備（常設）は、中央制御室及び<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に設置することで、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、<b>送受話器（ページング）</b>及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備及び<b>通信用電源装置（蓄電池）</b>からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p>	<p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、<b>運転指令設備</b>及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備及び<b>運転指令設備電源（蓄電池）</b>からの給電により使用する<b>運転指令設備</b>並びに非常用交流電源設備及び<b>通信機器電源（蓄電池）</b>からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p>	<p><b>【柏崎】</b> 記載方針の相違2-3①のとおり <b>【女川】</b> 電源構成の相違 泊は、非常用交流電源設備に加えて、設備専用の電源を設置している。（運転指令設備電源（蓄電池）は運転指令設備で利用、通信機器電源（蓄電池）は電力保安通信用電話設備で利用。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は、非常用交流電源設備の他、通信用電源装置（蓄電池）を送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備の両方で使用。</li> <li>・「女川2号炉」「泊3号炉」のどちらも蓄電池からの給電となっている。</li> </ul> <p><b>【大飯】</b> 【女川】 設計の相違2-2③記載のとおり。</p>
	<p>また、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、<b>送受話器（ページング）</b>及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの電源は、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備及び<b>運転指令設備電源（蓄電池）</b>からの給電により使用する運転指令設備並びに非常用交流電源設備及び<b>通信機器電源（蓄電池）</b>からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、<b>運転指令設備</b>及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p><b>【大飯】</b> 設計の相違2-2④記載のとおり。 <b>【柏崎】</b> 記載方針の相違2-3①のとおり</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）の電源は、送受話器及び電力保安連絡用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用交流電源設備及び充電器（蓄電池）からの給電により使用する送受話器及び電力保安連絡用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（可搬型）及び衛星電話設備（可搬型）は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に保管することで、送受話器及び電力保安連絡用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>携行型通話装置の電源は、<u>送受話器（ページング）</u>及び電力保安連絡用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池を使用することで、非常用交流電源設備及び<u>通信用電源装置（蓄電池）</u>からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安連絡用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、携行型通話装置は、中央制御室に保管することで、<u>送受話器（ページング）</u>及び電力保安連絡用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち<u>無線連絡設備（携帯型）</u>及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、<u>送受話器（ページング）</u>及び電力保安連絡用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用交流電源設備及び<u>通信用電源装置（蓄電池）</u>からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安連絡用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に保管することで、送受話器及び電力保安連絡用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線連絡設備、衛星電話設備及び携行型通話装置は、それぞれ異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p>	<p>携行型通話装置の電源は、<u>運転指令設備</u>及び電力保安連絡用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池を使用することで、非常用交流電源設備及び<u>運転指令設備電源（蓄電池）</u>からの給電により使用する運転指令設備及び電力保安連絡用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、携行型通話装置は、中央制御室及び<u>原子炉補助建屋内</u>に保管することで、<u>運転指令設備</u>及び電力保安連絡用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち<u>無線連絡設備（携帯型）</u>及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、<u>運転指令設備</u>及び電力保安連絡用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池又は乾電池を使用することで、非常用交流電源設備及び<u>運転指令設備電源（蓄電池）</u>からの給電により使用する運転指令設備及び電力保安連絡用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、<u>運転指令設備</u>及び電力保安連絡用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用交流電源設備及び<u>運転指令設備電源（蓄電池）</u>からの給電により使用する運転指令設備及び電力保安連絡用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線連絡設備、衛星電話設備及び携行型通話装置は、それぞれ異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p>	<p>【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）(62-32参照)</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違 2-2⑧記載の通り。</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>泊3号炉の無線連絡設備（携帯型）と衛星電話設備（携帯型）の保管箇所の相違による記載の分割。</p> <p>【女川】泊3号炉の緊急時対策所に配備する無線連絡設備（携帯型）は乾電池型としている。（電源構成の相違）</p> <p>【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）(62-32参照)</p> <p>【大飯】設計の相違2-2⑧記載の通り。</p> <p>【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）(62-32参照)</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2⑦記載の通り。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の電源は、テレビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備及び乾電池からの給電により使用するテレビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）に対して多様性を有する設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b></p> <p>コントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の電源は、常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」及び「10.9 緊急時対策所」にて記載する。</p>	<p>緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の電源は、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備、通信用電源装置（蓄電池）及び充電式電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>制御建屋及び緊急時対策所内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の電源は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」及び「10.9緊急時対策所」にて記載する。</p>	<p>緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の電源は、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備、通信用蓄電池及び充電式電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋及び緊急時対策所内に設置するデータ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）の電源は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」及び「10.9緊急時対策所」にて記載する。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違2-3のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】名称の相違 女川2号炉：制御建屋、泊3号炉原子炉補助建屋</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.19.1.2 悪影響防止 基本方針については、「<a href="#">1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について</a>」に示す。</p> <p><b>衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置は、電源操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</b></p> <p><b>衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</b></p>	<p>10.12.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「<a href="#">1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型），衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型），携行型通話装置，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備</b>は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、他の設備と独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10.12.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「<a href="#">1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型），衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型），衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX），携行型通話装置，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，<b>データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）</b>は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型），衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型），<b>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン</b>は、他の設備と独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】設計の相違2-2⑩記載のとおり。          【大飯】設計の相違2-2④記載の通り。          【大飯】【女川】設計の相違2-2⑥記載の通り。          【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）「電源操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備として系統構成をすることで」⇒「設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで」</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載の通り。          【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>2.19.1.3 共用の禁止 基本方針については、「<a href="#">1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について</a>」に示す。</p> <p>通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号炉及び4号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p>	<p>10.12.2.2.3 共用の禁止 基本方針については、「<a href="#">1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>無線連絡設備，衛星電話設備，携行型通話装置，<b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び<b>データ伝送設備</b>は，二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p>	<p>10.12.2.2.3 共用の禁止 基本方針については、「<a href="#">1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>無線連絡設備，衛星電話設備，携行型通話装置，<b>データ伝送設備（発電所内）</b>，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，<b>データ伝送設備（発電所外）</b>，<b>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン</b>は，二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p>	<p>【大飯】設計の相違 泊では号炉間共用は行わない。          【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載の通り。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2.19.2 容量等 基本方針については、「 <a href="#">1.3.2 容量等</a> 」に示す。  衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンは、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数を設置又は保管する。	10.12.2.2.4 容量等 基本方針については、「 <a href="#">1.1.7.2 容量等</a> 」に示す。  携行型通話装置は、想定される重大事故等時において、発電所内の建屋内に必要な通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。	10.12.2.2.4 容量等 基本方針については、「 <a href="#">1.1.10.2 容量等</a> 」に示す。  携行型通話装置は、想定される重大事故等時において、発電所内の建屋内に必要な通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）保管場所をまとめて記載している。泊3号炉は一つ一つの設備ごとに記載している。 ・大飯： 通信連絡設備の保管場所を ●●、▲▲は、○○、△△に保管する。と一括して記載。 ・泊発電所3号炉： ●●は、○○に保管する。 ▲▲は、△△に保管する。
衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数を設置又は保管する。	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。  無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。  無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。	【大飯】設計の相違2-2④記載の通り。
	衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。  衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。	衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。  衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）
		テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。	【大飯】【女川】設計の相違2-2⑥記載の通り。
			【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載の通り。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）（計装設備（重大事故等対処設備）、緊急時対策所及び通信連絡設備と兼用）及び安全パラメータ伝送システム（緊急時対策所及び通信連絡設備と兼用）は、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>設備仕様については、表2.19-1、2に示す。</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p>	<p>データ伝送設備（発電所内）は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>主要仕様については、第10.12.2表及び第10.12.3表に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）データ伝送について記載。</p> <p>【女川】記載方針の相違（大飯審査実績の反映）</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.19.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、重大事故等時における建屋内（原子炉格納容器内を除く。）及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）及びトランシーバーは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考記載】</b> 無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）は、中央制御室及び<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、インターフォン、緊急時衛星通報システム、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム及びS P D S表示装置は、重大事故等時における中央制御室、原子炉補助建屋又は緊急時対策所のそれぞれの環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>10.12.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室内に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、想定される重大事故等時において、発電所内の建屋内で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の操作は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、発電所内の屋外で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 データ収集装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p>	<p>10.12.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室<b>及び原子炉補助建屋内</b>に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、想定される重大事故等時において、発電所内の建屋内で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）<b>及び衛星電話設備（FAX）</b>の操作は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、発電所内の屋外で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のうちデータ収集計算機は、原子炉補助建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 データ収集計算機は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p>	<p>【大飯】【女川】設計の相違2-2⑨記載の通り。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設計の相違2-2④記載の通り。</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2⑥記載の通り。 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【大飯】設計の相違2-2④記載の通り。 【大飯】【女川】設計の相違2-2⑥記載の通り。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）大飯3／4号炉はまとめて記載している。泊3号炉は一つ一つの設備ごとに記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大飯：             <ul style="list-style-type: none"> <li>通信連絡設備の環境条件を</li> <li>●●、▲▲は、××の環境条件を考慮した設計とする、と一括して記載。</li> <li>・ 泊発電所3号炉：             <ul style="list-style-type: none"> <li>●●は、××の環境条件を考慮した設計とする。</li> <li>▲▲は、××の環境条件を考慮した設計とする。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>【女川】設計の相違2-2⑩⑪記載のとおり。 【女川】名称の相違 制御建屋 ⇄ 原子炉補助建屋</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第62条 通信連絡設備（本文）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b></p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS表示装置は、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。SPDS表示装置の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b></p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS伝送装置は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>SPDS伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS表示装置は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>SPDS表示装置の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>データ伝送設備（発電所内）のうちデータ表示端末は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>データ表示端末の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 設計の相違2-2⑩⑪記載のとおり。 設備構成の相違により、女川2号炉が記載している「SPDS伝送装置」に関する環境条件は、泊3号炉では「データ伝送設備（発電所外）」のうちERSS伝送サーバとして次頁に記載している。</p> <p>【柏崎】 記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【柏崎】 記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】 設計の相違2-2⑪記載のとおり。</p> <p>【大飯】 【女川】 設計の相違2-2③記載の通り。</p>
		<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、<b>緊急時対策所内</b>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.19.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「<a href="#">1.3.4 操作性及び試験・検査性について</a>」に示す。</p> <p><b>(1) 操作性の確保</b> 衛星電話（携帯）及びトランシーバーは、特別な技量を要することなく、容易に操作ができるとともに、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、乾電池を使用し、使用場所において端末と接続端子又は通話装置用ケーブルを容易かつ確実に接続できるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡ができる設計とする。</p> <p>衛星電話（可搬）は、容易に設置及び操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡ができる設計とする。</p>	<p>10.12.2.2.6 操作性の確保 基本方針については、「<a href="#">1.1.7.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所で使用する場合、中央制御室と切替えせずに使用可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、端末である携行型通話装置と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡ができる設計とする。</p>	<p>10.12.2.2.6 操作性の確保 基本方針については、「<a href="#">1.1.10.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、端末である携行型通話装置と通話装置用ケーブル及び携行型通話装置ジャック箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡ができる設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）大飯3／4号炉は一つ一つの設備ごとに記載している。  <b>「操作性の確保」の説明は以下同様。</b>      ・大飯：      通信連絡設備の操作性の確保を      ●●、▲▲は、…設置場所で操作が可能な設計とする、と一括して記載。      ・泊発電所3号炉：      ●●は、…設置場所で操作が可能な設計とする。      ▲▲は、…設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>【大飯】設計の相違2-④記載の通り。      【大飯】【女川】設計の相違2-2⑥記載の通り。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑫記載のとおり。</p> <p>【大飯】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、衛星電話（固定）、インターフォン及び緊急時衛星通報システムは、特別な技量を要することなく、容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムは、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDS表示装置は、容易かつ確実に操作ができる設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b> 安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS表示装置は、付属の操作スイッチにより5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内で操作が可能な設計とする。</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS伝送装置及びデータ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS表示装置は、付属の操作スイッチにより緊急時対策所内で操作が可能な設計とする。</p>	<p>データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のうちデータ収集計算機並びにデータ伝送設備（発電所外）のうちERSS伝送サーバは、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）のうちデータ表示端末は、付属の操作スイッチにより緊急時対策所内で操作が可能な設計とする。</p> <p>インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、設計基準対象施設と兼用せず、他の設備と切替えることなく使用できる設計とする。また、付属の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違2-2⑩⑪記載の通り。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2③記載の通り。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>（2）試験・検査</p> <p>通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外）は、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.12.2.3 主要設備及び仕様 通信連絡を行うために必要な設備の主要機器仕様を第10.12-2表及び第10.12-3表に示す。</p> <p>10.12.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 無線連絡設備、衛星電話設備、携行型通話装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.12.2.3 主要設備及び主要仕様 通信連絡を行うために必要な設備の主要仕様を第10.12.2表及び第10.12.3表に示す。</p> <p>10.12.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 無線連絡設備、衛星電話設備、携行型通話装置、データ伝送設備（発電所内）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備（発電所外）、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【女川】記載方針の相違（泊既許可記載の踏襲）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2②記載の通り。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表	第10.12.1表 通信連絡設備の一覧表	

通信機器		主要設備	泊発電所内電源設備 又は泊発電所用設備	連絡回線
送信連絡設備 (送電所内)	送電所内	携行型送信装置	新電光	-
		送受信機（バージング） (送電所を含む)	パワードセイ・スティーラー 新電光ディーゼル小電機、 合併式電源装置（蓄電池）	
		移動無線設備（固定型）	新電光ディーゼル小電機、 合併式電源装置（蓄電池）	
移動無線設備	計測無線装置（半載型）	新電光	-	
	無線連絡設備（固定型）	新電光ディーゼル小電機、 合併式電源装置（蓄電池）		
	無線連絡設備（半載型）	新電光		
送信連絡設備 (送電所内) 送信連絡設備 (送電所外) 送信連絡設備 (送電所内)	送電所内 送電所外 送電所内	送電機場	新電光ディーゼル小電機、 合併式電源装置（蓄電池）	有線系回線、 無線系回線 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場
		送電所内	JPS 実水	
		FMS	新電光ディーゼル小電機	
		無線電波装置（固定型）	新電光ディーゼル小電機、 合併式電源装置（蓄電池）	
		無線電波装置（半載型）	新電光	
		無線電波装置（固定型）	新電光ディーゼル小電機、 合併式電源装置（蓄電池）	
		安全パラメータ通信システム（SPMS）	新電光ディーゼル小電機、 合併式電源装置（蓄電池）	
		IP-FAX 伝送装置	新電光ディーゼル小電機、 合併式電源装置（蓄電池）	
		IP-FAX 送信装置	新電光ディーゼル小電機、 合併式電源装置（蓄電池）	
		データ伝送装置	新電光ディーゼル小電機、 合併式電源装置（蓄電池）	
送信連絡設備 (送電所外)	送電所外	搬送機子回路ネットワークを組んだ送信連絡装置	新電光回線、 新電光回線、 新電光回線、 新電光回線、 新電光回線、 新電光回線、 新電光回線、 新電光回線、 新電光回線、 新電光回線	有線系回線、 無線系回線 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場
		搬送機子回路	送信機子回路からの回電	
		加入電話	新電光回線 新電光回線	
		搬送機子回路の回電	新電光回線 新電光回線	
		送信機子回路からの回電	新電光回線 新電光回線	
		IP電話	新電光回線 新電光回線	
		IP-FAX	新電光回線 新電光回線	
		IP-FAX	新電光回線 新電光回線	
		社内テレビ会議システム	新電光回線 新電光回線	
		データ会議システム	新電光回線 新電光回線	
データ伝送設備	送電所外	搬送機子回路ネットワークを用いた通信連絡装置	新電光回線 新電光回線 新電光回線 新電光回線 新電光回線 新電光回線 新電光回線 新電光回線 新電光回線 新電光回線	有線系回線、 無線系回線 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場 送信機設置場
		搬送機子回路	新電光回線 新電光回線	
		IP電話	新電光回線 新電光回線	
		IP-FAX	新電光回線 新電光回線	
		加入電話	新電光回線 新電光回線	
		加入FAX	新電光回線 新電光回線	
		携帯電話 1000	新電光回線 新電光回線	
		専用電話設備	新電光回線 新電光回線	
		専用電話設備 (FAX)	新電光回線 新電光回線	
		衛星電話設備 (FAX)	新電光回線 新電光回線	
データ表示端末	新電光回線 新電光回線	-		
データ収集計算機	新電光回線 新電光回線	有線系回線、 無線系回線 送信機設置場 送信機設置場		
EBS伝送サーバ	新電光回線 新電光回線	有線系回線、 無線系回線 送信機設置場 送信機設置場		

## 泊発電所 3号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>第1.19.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>台 装置名</th> <th>対応手段</th> <th>設備分類</th> <th>整備する手順</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">発電所内の通信連絡</td> <td>衛星電話 (固定)<sup>※2</sup> 衛星電話 (携帯) トランシーバー<sup>※1</sup> 携行型電話装置 安全パラメータ表示システム (S P D S)<sup>※2</sup> S P D S表示装置<sup>※2</sup> インターフォン 無線電話装置 連絡指令装置 (1号及び2号伊達受話器) 連絡指令装置 (3号及び4号伊達受話器) 電力保安連絡用電話装置 (保安電話 (販売)、保安電話 (携帯))</td> <td rowspan="8">A 主な通信手段 対応手段</td> <td>通信連絡に関する手順</td> <td rowspan="8">SA所連<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>通信連絡に関する手順 緊急時対策手順用手段</td> </tr> <tr> <td>通信連絡に関する手順</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">代替電源用設備から の相違</td> <td>空冷式非常用発電装置<sup>※2</sup> 燃料油的蔵タンク<sup>※4</sup> 重油タンク<sup>※4</sup> タンクローリー<sup>※4</sup> 電源車 (緊急時対策所用)<sup>※4</sup></td> <td rowspan="7">A 主な代替電源用設備 対応手段</td> <td>伊丹の著しい 振動及び原子 炉格納容器破 壊を防止する 措置手順 空冷式非常用発電装置 燃料油的蔵 タンクの手順 空冷式非常用発電装置 燃料油的蔵 の手順 SA所連<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所の販売性 操作のための手順 SA所連<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「大飯発電所3・4号機等緊急手動における原子炉制御の安全のための活動に関する手順」 ※2：ディザール発電機等により供電する。 ※3：空冷式非常用発電装置から給電する手順は「1.14 電源車(販売)に関する手順」にて整備する。 ※4：空冷式非常用発電装置から給電する手順は「1.14 電源車(販売)に関する手順」にて整備する。また、空冷式非常用発電装置の燃料補給の手順は「1.14 電源車(販売)に関する手順」にて整備する。 ※5：重油車(緊急時対策所用)から給電する手順は「1.12 緊急時対策所の販売性等に関する手順等」にて整備する。 ※6：重大事故等に対する用いの設備の分類 ●：当該条件に適合する重大事故等対応設備 △：37条に適合する重大事故等対応設備 □：主たる対象として整備する重大事故等対応設備</p>	台 装置名	対応手段	設備分類	整備する手順	手順の分類	発電所内の通信連絡	衛星電話 (固定) <sup>※2</sup> 衛星電話 (携帯) トランシーバー <sup>※1</sup> 携行型電話装置 安全パラメータ表示システム (S P D S) <sup>※2</sup> S P D S表示装置 <sup>※2</sup> インターフォン 無線電話装置 連絡指令装置 (1号及び2号伊達受話器) 連絡指令装置 (3号及び4号伊達受話器) 電力保安連絡用電話装置 (保安電話 (販売)、保安電話 (携帯))	A 主な通信手段 対応手段	通信連絡に関する手順	SA所連 <sup>※4</sup>	通信連絡に関する手順 緊急時対策手順用手段	通信連絡に関する手順	通信連絡に関する手順	通信連絡に関する手順	通信連絡に関する手順	通信連絡に関する手順	通信連絡に関する手順	代替電源用設備から の相違	空冷式非常用発電装置 <sup>※2</sup> 燃料油的蔵タンク <sup>※4</sup> 重油タンク <sup>※4</sup> タンクローリー <sup>※4</sup> 電源車 (緊急時対策所用) <sup>※4</sup>	A 主な代替電源用設備 対応手段	伊丹の著しい 振動及び原子 炉格納容器破 壊を防止する 措置手順 空冷式非常用発電装置 燃料油的蔵 タンクの手順 空冷式非常用発電装置 燃料油的蔵 の手順 SA所連 <sup>※4</sup>	緊急時対策所の販売性 操作のための手順 SA所連 <sup>※4</sup>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）大飯3／4号炉の表は、技術的能力 1.19まとめ資料に記載の表と同一の表を 62条まとめ資料としても記載しているもの。設置許可添付八には記載しない表のため、女川同様削除する。</p>
台 装置名	対応手段	設備分類	整備する手順	手順の分類																			
発電所内の通信連絡	衛星電話 (固定) <sup>※2</sup> 衛星電話 (携帯) トランシーバー <sup>※1</sup> 携行型電話装置 安全パラメータ表示システム (S P D S) <sup>※2</sup> S P D S表示装置 <sup>※2</sup> インターフォン 無線電話装置 連絡指令装置 (1号及び2号伊達受話器) 連絡指令装置 (3号及び4号伊達受話器) 電力保安連絡用電話装置 (保安電話 (販売)、保安電話 (携帯))	A 主な通信手段 対応手段	通信連絡に関する手順	SA所連 <sup>※4</sup>																			
	通信連絡に関する手順 緊急時対策手順用手段																						
	通信連絡に関する手順																						
	通信連絡に関する手順																						
	通信連絡に関する手順																						
	通信連絡に関する手順																						
	通信連絡に関する手順																						
	通信連絡に関する手順																						
代替電源用設備から の相違	空冷式非常用発電装置 <sup>※2</sup> 燃料油的蔵タンク <sup>※4</sup> 重油タンク <sup>※4</sup> タンクローリー <sup>※4</sup> 電源車 (緊急時対策所用) <sup>※4</sup>	A 主な代替電源用設備 対応手段	伊丹の著しい 振動及び原子 炉格納容器破 壊を防止する 措置手順 空冷式非常用発電装置 燃料油的蔵 タンクの手順 空冷式非常用発電装置 燃料油的蔵 の手順 SA所連 <sup>※4</sup>																				
	緊急時対策所の販売性 操作のための手順 SA所連 <sup>※4</sup>																						

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>第1.19.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">◎ 設備喪失を想定する 計画基準適用対象設備</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">◎ 対応設備 手段</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">設備分 類</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">整備する手順書</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">手順の分類</th> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; padding: 2px;">※ 社外 社内各 の通 連 統 一 整 備 の 確 保</td> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; padding: 2px;">※ 電気電話（固定） ※ 衛星電話（携帯） ※ 衛星電話（可搬） ※ 被災原子力防災ネットワークに接続する通信設備※ （TV会議システム、IP電話及びFAX） ※ 安全パラメータ表示システム（SPDS） ※ 安全パラメータ回送システム ※ 緊急時衛星通信システム ※ 加入電話 ※ 加入アラーム ※ 携帯電話 電力保安連用電話設備 〔保安電話（固定）、保安電話（携帯） 及び衛生保安電話〕 社内TV会議システム 無線通信装置</td> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle; text-align: center; padding: 2px;">■ 通信連絡に関する手順 ■ 通信連絡に関する手順 ■ 通信連絡に関する手順 ■ 空冷式非常用 発電装置による電源の復旧手順 ■ 空冷式非常用 発電装置燃料補給の手順 ■ 緊急時対策所の居住性確保のための手順</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">■ S.A所達※ ■ S.A所達※ ■ S.A所達※ ■ S.A所達※ ■ S.A所達※ ■ S.A所達※ ■ S.A所達※</td> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; padding: 2px;">【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 大飯3／4号炉の表は、技術的能力 1.19まとめ資料に記載の表と同一の表を 62条まとめ資料としても記載しているもの。設置許可添付八には記載しない表のため、女川同様削除する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">■ 通信連絡に関する手順</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">■ 通信連絡に関する手順</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">■ 通信連絡に関する手順</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">■ 空冷式非常用 発電装置による電源の復旧手順</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">■ 空冷式非常用 発電装置燃料補給の手順</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">■ 緊急時対策所の居住性確保のための手順</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">■ S.A所達※</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">■ S.A所達※</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">■ S.A所達※</td></tr> </table> <p>※1：「火災警報用、重大事故等発生時に係る原子炉施設の保全のための活動に関する所達」      ※2：ディーゼル発電機等により供給する。      ※3：空冷式非常用発電装置から供給する手順は「1.14 火災警報に関する手順」にて整備する。      ※4：空冷式非常用発電装置から供給する手順は「1.14 火災警報に関する手順」にて整備する。      ※5：電源車（緊急時対策所用）による給油手順は「1.14 紧急時対策所の居住性確保のための手順」にて整備する。      ※6：電源車（緊急時対策所用）からの給油手順は「1.18 緊急時対策所の居住性確保のための手順」にて整備する。      ■：当該条文に適合する重大事故等対応設備      ■：37条に適合する重大事故等対応設備      ■：自家的判断として整備する重大事故等対応設備</p>	◎ 設備喪失を想定する 計画基準適用対象設備	◎ 対応設備 手段	設備分 類	整備する手順書	手順の分類	※ 社外 社内各 の通 連 統 一 整 備 の 確 保	※ 電気電話（固定） ※ 衛星電話（携帯） ※ 衛星電話（可搬） ※ 被災原子力防災ネットワークに接続する通信設備※ （TV会議システム、IP電話及びFAX） ※ 安全パラメータ表示システム（SPDS） ※ 安全パラメータ回送システム ※ 緊急時衛星通信システム ※ 加入電話 ※ 加入アラーム ※ 携帯電話 電力保安連用電話設備 〔保安電話（固定）、保安電話（携帯） 及び衛生保安電話〕 社内TV会議システム 無線通信装置	■ 通信連絡に関する手順 ■ 通信連絡に関する手順 ■ 通信連絡に関する手順 ■ 空冷式非常用 発電装置による電源の復旧手順 ■ 空冷式非常用 発電装置燃料補給の手順 ■ 緊急時対策所の居住性確保のための手順	■ S.A所達※ ■ S.A所達※ ■ S.A所達※ ■ S.A所達※ ■ S.A所達※ ■ S.A所達※ ■ S.A所達※	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 大飯3／4号炉の表は、技術的能力 1.19まとめ資料に記載の表と同一の表を 62条まとめ資料としても記載しているもの。設置許可添付八には記載しない表のため、女川同様削除する。	■ 通信連絡に関する手順	■ 通信連絡に関する手順	■ 通信連絡に関する手順	■ 空冷式非常用 発電装置による電源の復旧手順	■ 空冷式非常用 発電装置燃料補給の手順	■ 緊急時対策所の居住性確保のための手順	■ S.A所達※	■ S.A所達※	■ S.A所達※
◎ 設備喪失を想定する 計画基準適用対象設備	◎ 対応設備 手段	設備分 類	整備する手順書	手順の分類															
※ 社外 社内各 の通 連 統 一 整 備 の 確 保	※ 電気電話（固定） ※ 衛星電話（携帯） ※ 衛星電話（可搬） ※ 被災原子力防災ネットワークに接続する通信設備※ （TV会議システム、IP電話及びFAX） ※ 安全パラメータ表示システム（SPDS） ※ 安全パラメータ回送システム ※ 緊急時衛星通信システム ※ 加入電話 ※ 加入アラーム ※ 携帯電話 電力保安連用電話設備 〔保安電話（固定）、保安電話（携帯） 及び衛生保安電話〕 社内TV会議システム 無線通信装置	■ 通信連絡に関する手順 ■ 通信連絡に関する手順 ■ 通信連絡に関する手順 ■ 空冷式非常用 発電装置による電源の復旧手順 ■ 空冷式非常用 発電装置燃料補給の手順 ■ 緊急時対策所の居住性確保のための手順	■ S.A所達※ ■ S.A所達※ ■ S.A所達※ ■ S.A所達※ ■ S.A所達※ ■ S.A所達※ ■ S.A所達※	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 大飯3／4号炉の表は、技術的能力 1.19まとめ資料に記載の表と同一の表を 62条まとめ資料としても記載しているもの。設置許可添付八には記載しない表のため、女川同様削除する。															
			■ 通信連絡に関する手順																
			■ 通信連絡に関する手順																
			■ 通信連絡に関する手順																
			■ 空冷式非常用 発電装置による電源の復旧手順																
			■ 空冷式非常用 発電装置燃料補給の手順																
			■ 緊急時対策所の居住性確保のための手順																
			■ S.A所達※																
			■ S.A所達※																
			■ S.A所達※																

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表2.19-1 通信連絡設備（重大事故等時）（常設）の設備仕様  【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 (1) 無線連絡設備 無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時）	第10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様  (1) 無線連絡設備 無線連絡設備（固定型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・中央制御室（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個数 一式  (2) 衛星電話設備 衛星電話設備（固定型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・中央制御室（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等）  使用回線 衛星系回線 個数 一式	第10.12.2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要仕様  (1) 無線連絡設備 無線連絡設備（固定型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時）  ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個数 一式  (2) 衛星電話設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時）  ・通信連絡設備（通常運転時等） a. 衛星電話設備（固定型） 使用回線 衛星系回線 個数 一式  b. 衛星電話設備（FAX） 使用回線 衛星系回線 個数 一式	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載方針の相違（泊既許可記載の踏襲） 【大飯】設計の相違2-2④記載の通り。  【女川】設計の相違2-2⑩のとおり、泊発電所3号炉に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の無線連絡設備（固定型）を中央制御室と兼用しない。（大飯3／4号炉と同様）  【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】設計の相違2-2⑪のとおり、泊発電所3号炉に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の衛星電話設備（固定型）を中央制御室と兼用しない。（大飯3／4号炉と同様）  【大飯】【女川】設計の相違2-2⑥記載の通り。  【大飯】設計の相違2-2⑫記載の通り。
(1) 衛星電話（固定）（3号及び4号炉共用）  兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所  ・通信連絡設備 設備名 衛星電話（固定） 使用回線 衛星系回線 個数 一式  【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 (2) 衛星電話設備 衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時）			
(2) 緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用）  兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 ・通信連絡設備 設備名 緊急時衛星通報システム 使用回線 衛星系回線 個数 一式			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較のため並べ替え</b>			
(4) 安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所  ・通信連絡設備 設備名 安全パラメータ表示システム（SPDS） 使用回線 有線系回線、無線系回線 個 数 一式	(3) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等）  a. データ収集装置 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個 数 一式 b. SPDS 伝送装置 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個 数 一式  c. SPDS 表示装置 個 数 一式	(3) データ伝送設備（発電所内） 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等）  a. データ収集計算機 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個 数 一式  b. データ表示端末 個 数 一式	【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）  【女川】設計の相違2-2@記載のとおり。  【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）
(6) SPDS 表示装置（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所 ・通信連絡設備 設備名 SPDS 表示装置 個 数 一式			
【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 (3) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時）			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較のため並べ替え</b>			
(3) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 ・通信連絡設備 設備名 TV会議システム 使用回線 有線系回線、衛星系回線 個数 一式 設備名 IP電話 使用回線 有線系回線 個数 一式 設備名 IP電話 使用回線 衛星系回線 個数 一式 設備名 IP-FAX 使用回線 有線系回線 個数 一式 設備名 IP-FAX 使用回線 衛星系回線 個数 一式	(4) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） a. テレビ会議システム 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式 b. IP電話 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式  c. IP-FAX 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式	(4) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） a. テレビ会議システム 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式 b. IP電話 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式  c. IP-FAX 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式	【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）
【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 (4) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時）			【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）大飯3／4号炉は、有線系と衛星系を別記載している。
<b>比較のため並べ替え</b>			
(5) 安全バラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 ・通信連絡設備 設備名 安全バラメータ伝送システム 使用回線 有線系回線、衛星系回線 個数 一式	(5) データ伝送設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・通信連絡設備（通常運転時等）  a. SPDS 伝送装置 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式	(5) データ伝送設備（発電所外） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等）  a. データ収集計算機 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式 b. ERSS伝送サーバ 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式	【女川】記載方針の相違 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）  【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>(5) データ伝送設備（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・通信連絡設備（通常運転時）</p> <p>比較のため並べ替え</p> <p>(5) インターフォン（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 ・通信連絡設備 設備名 インターフォン 使用回線 有線系回線 個数 一式</p>		<p>(6) テレビ会議システム（指揮所・待機所間） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式</p> <p>(7) インターフォン 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時）  使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式</p>	<p>【女川】設計の相違2-2③記載の通り。</p> <p>【女川】設計の相違2-2③記載の通り。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）通信連絡設備の重大事故等時は本条文の説明であり兼用とならない。</p> <p>【大飯】可搬型とし、使用回線を無線に限定している。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表2.19-2 通信連絡設備（重大事故等時）（可搬型）の設備仕様比較のため並べ替え</p> <p>(4) 携行型通話装置（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。          • 緊急時対策所          • 通信連絡設備  <b>設備名 携行型通話装置</b>          使用回線 有線系回線          個数 一式</p> <p>(3) トランシーバー（3号及び4号炉共用）  <b>設備名 トランシーバー</b>          使用回線 無線系回線          個数 一式</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b></p> <p>(3) 無線連絡設備 無線連絡設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。          • 緊急時対策所（通常運転時等）          • 緊急時対策所（重大事故等時）          • 通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p><b>比較のため並べ替え</b></p> <p>(1) 衛星電話（携帯）（3号及び4号炉共用）          兼用する設備は以下のとおり。          • 緊急時対策所          • 通信連絡設備  <b>設備名 衛星電話（携帯）</b>          使用回線 衛星系回線          個数 一式</p> <p>(2) 衛星電話（可搬）（3号及び4号炉共用）          兼用する設備は以下のとおり。          • 緊急時対策所          • 通信連絡設備  <b>設備名 衛星電話（可搬）</b>          使用回線 衛星系回線          個数 一式</p>	<p>第10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様</p> <p>(1) 携行型通話装置 兼用する設備は以下のとおり。          • 通信連絡設備（通常運転時等）          使用回線 有線系回線          個数 一式</p> <p>(2) 無線連絡設備 無線連絡設備（携帯型） 兼用する設備は以下のとおり。          • 緊急時対策所（通常運転時等）          • 緊急時対策所（重大事故等時）          • 通信連絡設備（通常運転時等）          使用回線 無線系回線          個数 一式</p> <p>(3) 衛星電話設備 衛星電話設備（携帯型） 兼用する設備は以下のとおり。          • 緊急時対策所（通常運転時等）          • 緊急時対策所（重大事故等時）          • 通信連絡設備（通常運転時等）          使用回線 衛星系回線          個数 一式</p>	<p>第10.12.3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要仕様</p> <p>(1) 携行型通話装置 兼用する設備は以下のとおり。          • 通信連絡設備（通常運転時等）          使用回線 有線系回線          個数 一式</p> <p>(2) 無線連絡設備 無線連絡設備（携帯型） 兼用する設備は以下のとおり。          • 緊急時対策所（通常運転時等）          • 緊急時対策所（重大事故等時）          • 通信連絡設備（通常運転時等）          使用回線 無線系回線          個数 一式</p> <p>(3) 衛星電話設備 衛星電話設備（携帯型） 兼用する設備は以下のとおり。          • 緊急時対策所（通常運転時等）          • 緊急時対策所（重大事故等時）          • 通信連絡設備（通常運転時等）          使用回線 衛星系回線          個数 一式</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）  <b>【女川】記載方針の相違（泊既許可記載の踏襲）</b></p> <p>【大飯】緊急時対策所と緊急時対策所待機場所間での通信設備として準備していることから、緊急時対策所と兼用としている。泊発電所3号炉では、携行型通話装置は原子炉建屋及び原子炉補助建屋内にて使用することとしており、大飯の緊急時対策所にある携行型通話装置は、泊発電所3号炉ではテレビ会議システム（指揮所・待機場所）及びインターフォンがその役割及び機能を持つ。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設計方針の相違 2-2@記載のとおり。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

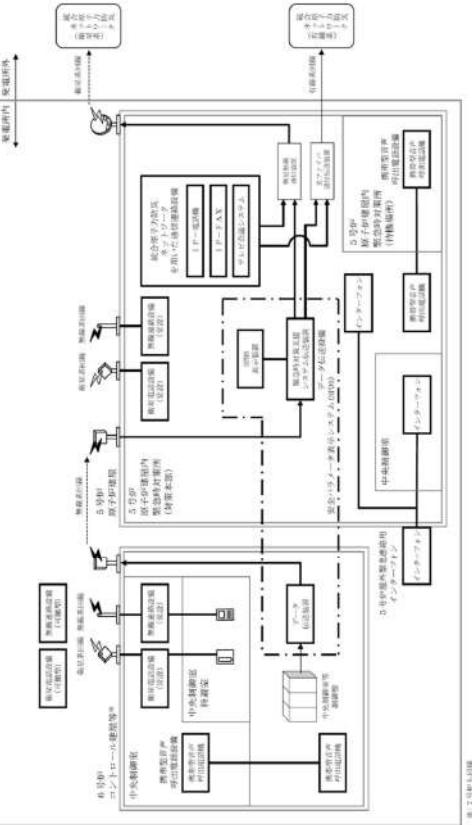
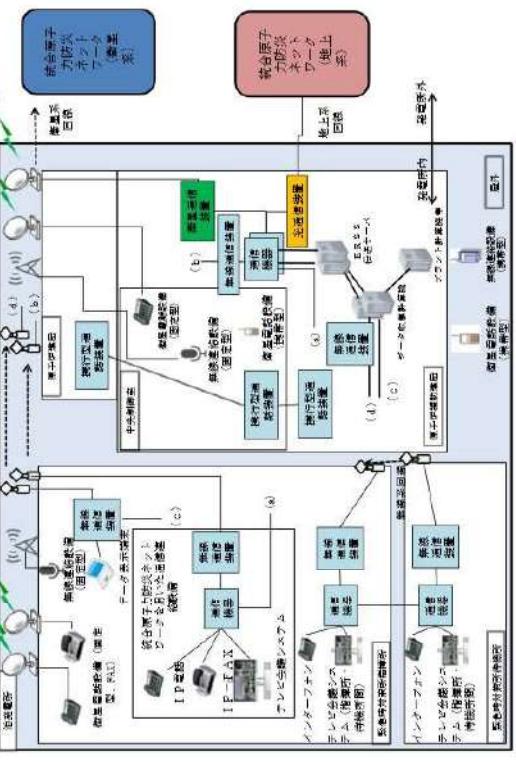
## 第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>(4) 衛星電話設備 衛星電話設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>緊急時対策所</u>（通常運転時等）</li> <li>・<u>緊急時対策所</u>（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</b></p>  <p>第10.12-1図 通信連絡設備系統概要図</p> <p>参考掲載</p>	<p>第10.12-1図 通信連絡設備系統概要図</p> <p>参考掲載</p>	 <p>第10.12.1図 通信連絡設備系統概要図</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備構成及び設備名称の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <p style="text-align: center;">&lt;添付資料 目次&gt;</p> <p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</li> <li>(2) 発電所外の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</li> <li>(3) 自主対策設備</li> </ul> <p>3.19.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.19.2.1 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>3.19.2.1.1 設備概要</p> <p>3.19.2.1.2 主要設備の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 携行型通話装置</li> <li>(2) <b>無線連絡設備（固定型）</b></li> <li>(3) 無線連絡設備（携帯型）</li> <li>(4) 衛星電話設備（固定型）</li> <li>(5) 衛星電話設備（携帯型）</li> </ul> <p style="color: green;">(6) 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>3.19.2.1.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>3.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</li> <li>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</li> <li>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</li> <li>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</li> <li>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</li> <li>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</li> </ul> <p>3.19.2.1.3.2 安全パラメータ表示システム（SPDS）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</li> <li>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</li> <li>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</li> <li>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</li> <li>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</li> <li>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</li> </ul> <p>3.19.2.1.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p>	<p>2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <p style="text-align: center;">&lt;添付資料 目次&gt;</p> <p>2.19 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>2.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</li> <li>(2) 発電所外の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</li> <li>(3) 自主対策設備</li> </ul> <p>2.19.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.19.2.1 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>2.19.2.1.1 設備概要</p> <p>2.19.2.1.2 主要設備の主要仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 携行型通話装置</li> <li>(2) 無線連絡設備（固定型）</li> <li>(3) 無線連絡設備（携帯型）</li> <li>(4) 衛星電話設備（固定型）</li> <li>(5) 衛星電話設備（携帯型）</li> <li>(6) <b>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</b></li> <li>(7) <b>インターフォン</b></li> <li>(8) <b>データ伝送設備（発電所内）</b></li> </ul> <p>2.19.2.1.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>2.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</li> <li>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</li> <li>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</li> <li>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</li> <li>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</li> <li>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</li> </ul> <p>2.19.2.1.3.2 データ伝送設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</li> <li>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</li> <li>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</li> <li>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</li> <li>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</li> <li>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</li> </ul> <p>2.19.2.1.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p>	<p>【女川】記載方針の相違（泊既許可の記載踏襲）</p> <p>【女川】2-2②記載のとおり。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>3.19.2.1.4.1</b> 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</li> <li>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</li> <li>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</li> </ul> <p><b>3.19.2.1.4.2</b> 安全パラメータ表示システム（SPDS）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</li> <li>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</li> <li>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</li> </ul> <p><b>3.19.2.1.5</b> 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p><b>3.19.2.1.5.1</b> 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</li> <li>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</li> <li>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</li> <li>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</li> <li>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</li> <li>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</li> <li>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</li> </ul> <p><b>3.19.2.2</b> 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p><b>3.19.2.2.1</b> 設備概要</p> <p><b>3.19.2.2.2</b> 主要設備の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 衛星電話設備（固定型）</li> <li>(2) 衛星電話設備（携帯型）</li> <li>(3) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）</li> <li>(4) データ伝送設備</li> </ul> <p><b>3.19.2.2.3</b> 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p><b>3.19.2.2.3.1</b> 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</li> <li>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</li> <li>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</li> <li>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</li> <li>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</li> <li>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</li> </ul> <p><b>3.19.2.2.3.2</b> データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43</p>	<p><b>2.19.2.1.4.1</b> 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</li> <li>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</li> <li>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</li> </ul> <p><b>2.19.2.1.4.2</b> データ伝送設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</li> <li>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</li> <li>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</li> </ul> <p><b>2.19.2.1.5</b> 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p><b>2.19.2.1.5.1</b> 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</li> <li>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</li> <li>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</li> <li>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</li> <li>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</li> <li>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</li> <li>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</li> </ul> <p><b>2.19.2.2</b> 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p><b>2.19.2.2.1</b> 設備概要</p> <p><b>2.19.2.2.2</b> 主要設備の主要仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 衛星電話設備（固定型）</li> <li>(2) 衛星電話設備（FAX）</li> <li>(3) 衛星電話設備（携帯型）</li> <li>(4) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</li> <li>(5) データ伝送設備（発電所外）</li> </ul> <p><b>2.19.2.2.3</b> 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p><b>2.19.2.2.3.1</b> 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</li> <li>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</li> <li>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</li> <li>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</li> <li>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</li> <li>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</li> </ul> <p><b>2.19.2.2.3.2</b> データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43</p>	<p>【女川】記載方針の相違（泊既許可の記載踏襲）      【女川】2-2⑤記載のとおり。      【女川】条文内の記載整合</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）          (2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）          (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）          (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）          (5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）          (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p><b>3.19.2.2.4</b> 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p><b>3.19.2.2.4.1</b> 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）          (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）          (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p><b>3.19.2.2.4.2 データ伝送設備</b>に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）          (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）          (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p><b>3.19.2.2.5</b> 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況</p> <p><b>3.19.2.2.5.1</b> 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）          (2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）          (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）          (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）          (5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）          (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p><b>2.19.2.2.4</b> 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p><b>2.19.2.2.4.1</b> 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）          (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）          (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p><b>2.19.2.2.4.2 データ伝送設備（発電所外）</b>に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）          (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）          (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p><b>2.19.2.2.5</b> 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況</p> <p><b>2.19.2.2.5.1</b> 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>3.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</b></p> <p><b>【設置許可基準規則】</b>          (通信連絡を行うために必要な設備)          第六十二条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。          (解釈)          1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置またはこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。          a ) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p> <p><b>3.19 通信連絡を行うために必要な設備</b>  <b>3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針</b>          重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。          (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項 a）          重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所内）          重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p><b>2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</b></p> <p><b>【設置許可基準規則】</b>          (通信連絡を行うために必要な設備)          第六十二条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。          (解釈)          1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置またはこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。          a ) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p> <p><b>2.19 通信連絡を行うために必要な設備</b>  <b>2.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針</b>          重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。          (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項 a）          重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所内）          重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。          テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）          大飯には添付資料なし。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり          【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり          【女川】設計の相違 2-2⑩記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に保管する設計とする。</p>	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び<u>緊急時対策所</u>内に保管する設計とする。</p> <p>携行型通話装置は中央制御室内に保管する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は、コントロール建屋内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に設置する設計とする。</p>	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、<u>中央制御室</u>及び<u>緊急時対策所指揮所</u>内に保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、<u>中央制御室</u>及び<u>緊急時対策所待機所</u>内に保管する設計とする。</p> <p>携行型通話装置は中央制御室<u>及び原子炉補助建屋内</u>に保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）のうち、データ収集計算機は原子炉補助建屋内に設置し、データ表示端末は、緊急時対策所指揮所内に設置する設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違 2-2⑦記載のとおり。      【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）は、中央制御室及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p>	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び<u>緊急時対策所</u>内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。また、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所指揮所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、緊急時対策所の電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替交流電源設備から給電可能な設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違 2-2⑩記載のとおり。      【柏崎】記載方針の相違 2-3③のとおり</p>
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p>	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違 2-2⑨記載のとおり。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>充電式電池を用いるものについては、別の端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>の電源から充電することができる設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6号及び7号炉共用）（3.18 緊急時対策所【61条】）</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は「3.18 緊急時対策所」に記載する。</p>	<p>充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> <li>・無線連絡設備（固定型）</li> <li>・無線連絡設備（携帯型）</li> <li>・携行型通話装置</li> <li>・安全パラメータ表示システム（SPDS）</li> <li>（データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置）</li> </ul> <p>常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）（3.14 電源設備【57条】）</p> <p>可搬型代替交流電源設備（電源車）（3.14 電源設備【57条】）</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））（3.18 緊急時対策所【61条】）</p> <p>常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備（電源車）については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））は「3.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>充電式電池を用いるものについては、他の端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）のうちデータ収集計算機は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）のうちデータ表示端末は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> <li>・無線連絡設備（固定型）</li> <li>・無線連絡設備（携帯型）</li> <li>・携行型通話装置</li> <li>・データ伝送設備（発電所内）</li> <li>（データ収集計算機及びデータ表示端末）</li> <li>・インターフォン</li> <li>・テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</li> <li>・常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・可搬型代替交流電源設備（可搬型代替電源車）（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・緊急時対策所用代替交流電源設備（緊急時対策所用発電機）（2.18 緊急時対策所【61条】）</li> </ul> <p>常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）については、「2.14 電源設備」に記載する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備（可搬型代替電源車）については、「2.14 電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備（緊急時対策所用発電機）は「2.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑩記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑩記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考記載】</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>(2) 発電所外の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、「(1)a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。なお、データ伝送設備を構成するSPDS 伝送装置は、「(1)a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>(2) 発電所外の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）は、「(1)a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）は、緊急時対策所指揮所内に設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、原子炉補助建屋内に設置する設計とする。なお、データ伝送設備（発電所外）を構成するデータ収集計算機は、「(1)a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所指揮所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違2-2⑪記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。泊3号炉では、発電所外のみ使用する衛星電話設備（FAX）を設置することによる記載の差異。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑪記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】  <u>6号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>（6号及び7号炉共用）（3.18 緊急時対策所【61条】）</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】  <u>6号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>は「3.18 緊急時対策所」に記載する。</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）</li> <li>・データ伝送設備</li> </ul> <p>常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）（3.14 電源設備【57条】）</p> <p>可搬型代替交流電源設備（電源車）（3.14 電源設備【57条】）</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））（3.18 緊急時対策所【61条】）</p> <p>常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）については「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備（電源車）については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））は「3.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、「(2) a. 通信連絡設備（発電所外）」と同じである。</p> <p>(3) 自主対策設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>a. 送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備</p> <p>中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる通信連絡設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備を設ける。</p> <p>放射能観測車から緊急時対策所へモニタリング作業の連絡を行うことができる通信連絡設備として、移動無線設備を設ける。</p> <p>b. 局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）</li> <li>・衛星電話設備（FAX）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）</li> <li>・データ伝送設備（発電所外）</li> </ul> <p>常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）（2.14 電源設備【57条】）</p> <p>可搬型代替交流電源設備（可搬型代替電源車）（2.14 電源設備【57条】）</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備（緊急時対策所用発電機）（2.18 緊急時対策所【61条】）</p> <p>常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）については「2.14 電源設備」に記載する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備（可搬型代替電源車）については、「2.14 電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備（緊急時対策所用発電機）は「2.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、「(2) a. 通信連絡設備（発電所外）」と同じである。</p> <p>(3) 自主対策設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>a. 運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備</p> <p>中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行えることができる通信連絡設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備を設ける。</p> <p>放射能観測車から緊急時対策所指揮所へモニタリング作業の連絡を行えることができる通信連絡設備として、移動無線設備を設ける。</p> <p>b. 加入電話設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議</p>	<p>【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は列挙する建屋として原子炉補助建屋を挙げた。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>会議システム、専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）</p> <p>発電所外の本店、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備として、局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム及び専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）を設ける。</p>	<p>システム、専用電話設備、携帯電話</p> <p>発電所外の本店、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備として、加入電話設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、携帯電話及び専用電話設備を設ける。</p>	<p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するために、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>へデータを伝送することを目的として設置するものである。</p>	<p><b>3.19.2 重大事故等対処設備</b>  <b>3.19.2.1 発電所内の通信連絡を行うための設備</b>  <b>3.19.2.1.1 設備概要</b></p> <p>通信連絡設備（発電所内）は、重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）は、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備により構成する。</p> <p><b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所へ重大事故等に対処するため必要なデータを伝送することを目的として設置するものである。</p> <p><b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>は、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置により構成する。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を<u>第3.19-1 図</u>、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）を<u>第3.19-1 表</u>に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置、無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、簡便な接続及び操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS 表示装置は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p><b>2.19.2 重大事故等対処設備</b>  <b>2.19.2.1 発電所内の通信連絡を行うための設備</b>  <b>2.19.2.1.1 設備概要</b></p> <p>通信連絡設備（発電所内）は、重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）は、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備により構成する。</p> <p><b>データ伝送設備（発電所内）</b>は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送することを目的として設置するものである。</p> <p><b>データ伝送設備（発電所内）</b>は、データ収集計算機及びデータ表示端末により構成する。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を<u>図2.19.1</u>、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）を<u>表2.19.1</u>に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置、無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、簡便な接続及び操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン及びデータ伝送設備（発電所内）のうちデータ表示端末は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p><b>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</b></p> <p><b>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</b></p> <p><b>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</b></p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

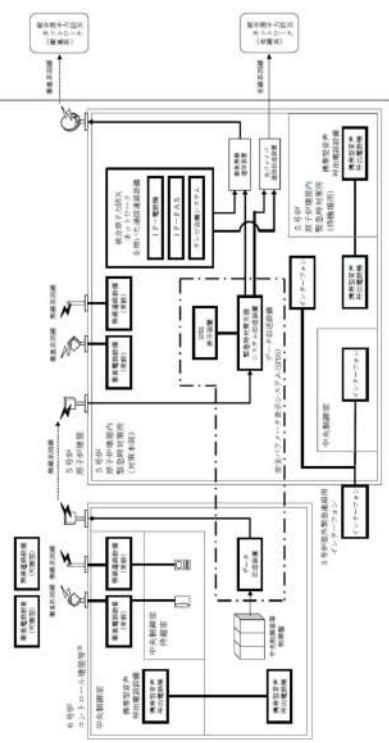


図3.19-1 通信連絡設備の系統概要図

・識別番号について:「(1)電気防護装置 (防護部品等)」及び「(2)電気的制御装置等 (防護部品等)」に対する設計方針を示す第61条(設備引出書)を示す第1章に記載する。

添付資料8

女川原子力発電所2号炉

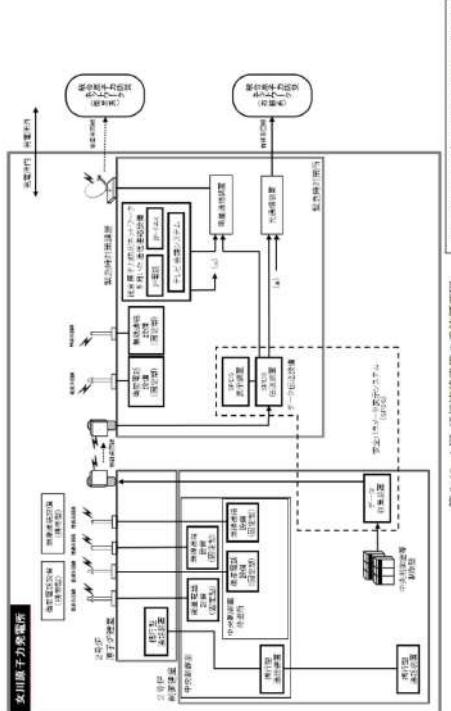


図3.19-1 図 通信連絡設備の系統概要図

・識別番号について:「(1)電気防護装置 (防護部品等)」及び「(2)電気的制御装置等 (防護部品等)」に対する設計方針を示す第61条(設備引出書)で示す。

添付資料8

泊発電所3号炉

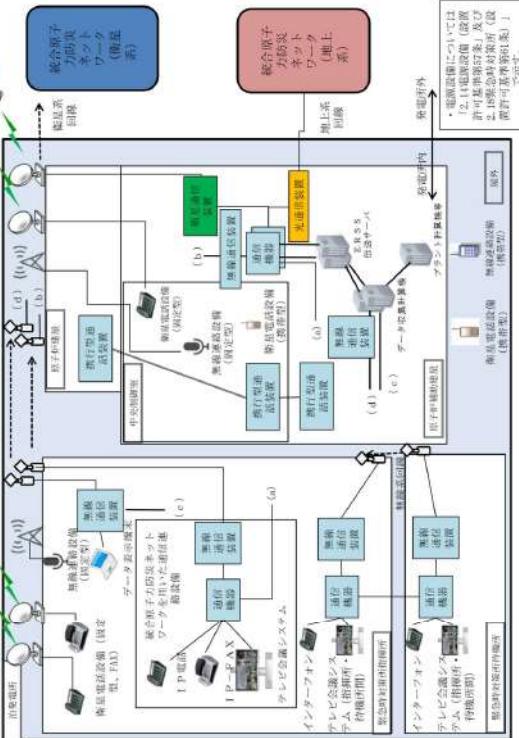


図2.19.1 通信連絡設備の系統概要図

【女川】設備構成の相違

相違理由

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>					
表3.19-1 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）	設備名	第3.19-1 表 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）	表2.19.1 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）		
設備区分	設備区分	設備名	設備区分	設備名	
主要設備	主要設備	①携帯型音声呼出電話設備【可搬】 ②無線連絡設備（常設）【常設】 ③無線連絡設備（可搬型）【可搬】 ④衛星電話設備（常設）【常設】 ⑤衛星電話設備（可搬型）【可搬】 ⑥安全パラメータ表示システム（SPDS）【常設】 ⑦5号炉屋外緊急連絡用インターフォン【常設】	①携帯型通話装置【可搬】 ②無線連絡設備（固定型）【常設】 ③無線連絡設備（携帯型）【可搬】 ④衛星電話設備（固定型）【常設】 ⑤衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ⑥安全パラメータ表示システム（SPDS）【常設】	①携帯型通話装置【可搬】 ②無線連絡設備（固定型）【常設】（中央制御室） ③無線連絡設備（固定型）【常設】（緊急時対策所指揮所） ④無線連絡設備（可搬型）【可搬】 ⑤衛星電話設備（固定型）【常設】（中央制御室） ⑥衛星電話設備（固定型）【常設】（緊急時対策所指揮所） ⑦衛星電話設備（可搬型）【可搬】 ⑧テレビ会議システム（指揮所・待機所間）【常設】 ⑨インターフォン【常設】 ⑩データ伝送設備（発電所内）【常設】	【女川】 電源及び設備構成の相違
附属設備	附属設備	—	—	【柏崎】 記載方針の相違 2-3②のとおり	
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—	—		
流域（伝送路）	流域（伝送路）	無線連絡設備（屋外アンテナ）【常設】② 衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】④ 無線通信装置【常設】⑥ 有線（建屋内）【常設】①②④⑥⑦	無線連絡設備（屋外アンテナ）【常設】② 衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】④ 無線通信装置【常設】⑥ 有線（建屋内）【常設】①②④⑥⑦	無線連絡設備（屋外アンテナ）【常設】②、③ 衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】④ 無線通信装置【常設】⑤～⑩ 有線（建屋内）【常設】①～③、⑤、⑥、⑧～⑩	
注水先	注水先	—	—		
電源設備 <sup>①</sup> （燃料補給設備を含む）	電源設備 <sup>①</sup> （燃料補給設備を含む）	常設代替交流電源設備②～⑥ ガスタービン発電機【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリー（16kL）【可搬】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備②④⑥ 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 タンクローリー（4kL）【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】②～⑦ 可搬ケーブル【可搬】②～⑦ 負荷変圧器【常設】②～⑦ 交流分電盤【常設】②～⑦ 燃料補給設備 軽油タンク【常設】②～⑦ タンクローリー（4kL）【可搬】②～⑦	常設代替交流電源設備②～⑥ ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 ガスタービン発電機燃料移送ポンプ【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリー【可搬】 可搬型代替交流電源設備②～⑥ 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 タンクローリー【可搬】 所内充電器用直流電源設備②～⑥ 125V蓄電池 2A【常設】 125V蓄電池 2B【常設】 125V充電器 2A【常設】 125V充電器 2B【常設】 緊急時対策所用代替交流電源設備②～⑥ 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策所軽油タンク【常設】 代替蓄電池②～⑥ ガスタービン発電機燃料總盤【常設】 緊急用高圧母線 2F 系【常設】 緊急用高圧母線 2G 系【常設】 非常用高圧母線 2C 系【常設】 非常用高壓母線 2D 系【常設】 緊急時対策所用高圧母線 J 系【常設】③～⑥	・乾電池①、④ ・充電式電池④、⑦ ・常用代替非常用交流電源設備②、③、⑤、⑥、⑩ 代替交流電源設備【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 ・緊急時対策所用交流電源設備③、⑥、⑧～⑩ 緊急時対策所用蓄電池【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 ・可搬型代替交流電源設備②、⑤、⑩ 可搬型代替蓄電池④ ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 ・可停電蓄源③、④、⑤、⑥、⑧～⑩	【女川】 記載方針の相違 記載箇所の相違
計装設備	計装設備	—	—	【女川】 電源構成の相違 ・緊急時対策所の電源構成の相違	
※1：単線結線図を補足説明資料62-2に示す。					
電源設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び燃料補給設備については「3.14電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。また、 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、可搬ケーブル、負荷変圧器及び交流分電盤については「3.18緊急時対策所（設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章）」で示す。</u>					
※1：単線結線図を補足説明資料62-8に示す。					
電源設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備についても「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。また、緊急時対策所用代替交流電源設備及び緊急時対策所用高圧母線J系については、「3.18 緊急時対策所（設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章）」で示す。					

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>3.19.2.1.2 主要設備の仕様</b>          主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 携行型通話装置          兼用する設備は以下のとおり。          • 通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 有線系回線          個数 一式          使用場所 原子炉建屋付属棟地下1階、地上1階及び地上3階          原子炉建屋原子炉棟地下2階、地下1階、地下中1階、地上1階及び地上2階          制御建屋地下1階、地上1階、地上2階及び地上3階          保管場所 制御建屋地上3階（中央制御室）</p>	<p><b>2.19.2.1.2 主要設備の主要仕様</b>          主要機器の主要仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 携行型通話装置          兼用する設備は以下のとおり。          • 通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 有線系回線          個数 一式          使用場所 周辺補機棟T.P. 43.6m, T.P. 40.3m, T.P. 33.1m, T.P. 24.8m, T.P. 17.8m, T.P. 10.3m及びT.P. 2.3m（中間床）</p>	【女川】記載方針の相違（泊既許可の記載を踏襲）
	<p>(2) 無線連絡設備（固定型）          兼用する設備は以下のとおり。          • 緊急時対策所（通常運転時等）          • 緊急時対策所（重大事故等時）  <b>・中央制御室（重大事故等時）</b>          • 通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 無線系回線          個数 一式          取付箇所 制御建屋地上3階（中央制御室）  <b>緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</b></p>	<p>(2) 無線連絡設備（固定型）          兼用する設備は以下のとおり。          • 緊急時対策所（通常運転時等）          • 緊急時対策所（重大事故等時）          • 通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 無線系回線          個数 一式          取付箇所 <b>原子炉補助建屋T.P. 17.8m</b>（中央制御室）  <b>緊急時対策所指揮所</b></p>	【女川】建屋及び機器レイアウトの相違
	<p>(3) 無線連絡設備（携帯型）          兼用する設備は以下のとおり。          • 緊急時対策所（通常運転時等）          • 緊急時対策所（重大事故等時）          • 通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 無線系回線          個数 一式          使用場所 屋外          保管場所 制御建屋地上3階（中央制御室）  <b>緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</b></p>	<p>(3) 無線連絡設備（携帯型）          兼用する設備は以下のとおり。          • 緊急時対策所（通常運転時等）          • 緊急時対策所（重大事故等時）          • 通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 無線系回線          個数 一式          使用場所 屋外          保管場所 <b>原子炉補助建屋T.P. 17.8m</b>（中央制御室）  <b>緊急時対策所待機所</b></p>	【女川】建屋及び機器レイアウトの相違 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり
			【女川】建屋及び機器レイアウトの相違 【柏崎】記載方針の相違2-2②のとおり 【女川】設計の相違2-2②のとおり 【女川】設計の相違2-2②のとおり

## 【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

(3) 無線連絡設備（6号及び7号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。

・緊急時対策所

設備名：無線連絡設備（常設）

使用回線：無線系回線

個数：1式

取付箇所：5号炉原子炉建屋地上3階（**5号炉原子炉建屋内緊急時対策所**）

設備名：無線連絡設備（可搬型）

使用回線：無線系回線

個数：1式

使用場所：屋外

保管場所：5号炉原子炉建屋地上3階（**5号炉原子炉建屋内緊急時対策所**）

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>(5)衛星電話設備（6号及び7号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。          ・緊急時対策所          設備名：衛星電話設備（常設）          使用回線：衛星系回線          個数：1式          取付箇所：5号炉原子炉建屋地上3階（<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>）</p> <p>設備名：衛星電話設備（可搬型）          使用回線：衛星系回線          個数：1式          使用場所：屋外          保管場所：5号炉原子炉建屋地上3階（<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>）</p>	<p>(4)衛星電話設備（固定型）          兼用する設備は以下のとおり。          ・緊急時対策所（通常運転時等）          ・緊急時対策所（重大事故等時）  <b>・中央制御室（重大事故等時）</b>          ・通信連絡設備（通常運転時等）          使用回線：衛星系回線          個数：1式          取付箇所：制御建屋地上3階（中央制御室）  <b>緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</b></p> <p>(5)衛星電話設備（携帯型）          兼用する設備は以下のとおり。          ・緊急時対策所（通常運転時等）          ・緊急時対策所（重大事故等時）          ・通信連絡設備（通常運転時等）          使用回線：衛星系回線          個数：1式          使用場所：屋外          保管場所：緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p>	<p>(4)衛星電話設備（固定型）          兼用する設備は以下のとおり。          ・緊急時対策所（通常運転時等）          ・緊急時対策所（重大事故等時）          ・通信連絡設備（通常運転時等）          使用回線：衛星系回線          個数：1式          取付箇所：<b>原子炉補助建屋T.P. 17.8m（中央制御室）</b>  <b>緊急時対策所指揮所</b></p> <p>(5)衛星電話設備（携帯型）          兼用する設備は以下のとおり。          ・緊急時対策所（通常運転時等）          ・緊急時対策所（重大事故等時）          ・通信連絡設備（通常運転時等）          使用回線：衛星系回線          個数：1式          使用場所：屋外          保管場所：<b>原子炉補助建屋T.P. 17.8m（中央制御室）</b>  <b>緊急時対策所指揮所</b></p> <p>(6)テレビ会議システム（指揮所・待機所間）          兼用する設備は以下のとおり。          ・緊急時対策所（重大事故等時）          使用回線：有線系回線及び無線系回線          個数：1式          取付箇所：緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</p> <p>(7)インターフォン          兼用する設備は以下のとおり。          ・緊急時対策所（重大事故等時）          使用回線：有線系回線及び無線系回線          個数：1式          取付箇所：緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</p>	<p>【女川】設計の相違2-2⑫のとおり、泊発電所3号炉に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の衛星電話設備（固定型）の兼用の記載をしない。（大飯3／4号炉と同様）  <b>【女川】建屋及び機器レイアウトの相違      【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</b></p> <p>【女川】設計の相違2-2⑦記載のとおり。  <b>【女川】名称の相違      緊急時対策建屋↔緊急時対策所      【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。      【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</b></p> <p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>(7) 安全パラメータ表示システム (SPDS) 兼用する設備は以下のとおり。          • 計装設備          • 緊急時対策所</p> <p>設備名：データ伝送装置          使用回線：有線系回線、無線系回線          個数：1式          取付箇所：6号炉 コントロール建屋地上1階              7号炉 コントロール建屋地上1階</p> <p>設備名：緊急時対策支援システム伝送装置          使用回線：有線系回線、無線系回線個数：1式 (6号及び7号炉共用)          取付箇所：5号炉原子炉建屋地上3階 (<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>)</p> <p>設備名：SPDS表示装置          個数：1式 (6号及び7号炉共用)          取付箇所：5号炉原子炉建屋地上3階 (<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>)</p>	<p>(6) 安全パラメータ表示システム (SPDS)          兼用する設備は以下のとおり。          • 計装設備 (重大事故等対処設備)          • 緊急時対策所 (通常運転時等)          • 緊急時対策所 (重大事故等時)          • 通信連絡設備 (通常運転時等)</p> <p>a. データ収集装置          使用回線 有線系回線及び無線系回線          個数 一式          取付箇所 制御建屋地上3階</p> <p>b. SPDS 伝送装置          使用回線 有線系回線及び無線系回線          個数 一式          取付箇所 緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</p> <p>c. SPDS 表示装置          個数 一式          取付箇所 緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</p>	<p>(8) データ伝送設備 (発電所内)          兼用する設備は以下のとおり。          • 計装設備 (重大事故等対処設備)          • 緊急時対策所 (通常運転時等)          • 緊急時対策所 (重大事故等時)          • 通信連絡設備 (通常運転時等)</p> <p>a. データ収集計算機          使用回線 有線系回線及び無線系回線          個数 一式          取付箇所 原子炉補助建屋T.P. 17.8m</p> <p>b. データ表示端末          個数 一式          取付箇所 緊急時対策所指揮所</p>	<p>【女川】名称の相違          制御建屋 ⇄ 原子炉補助建屋</p> <p>【女川】設計の相違 2-2②記載のとおり。</p> <p>【女川】名称の相違          緊急時対策建屋 ⇄ 緊急時対策所</p> <p>【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】 無線連絡設備（常設）は、中央制御室及び <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> 内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における中央制御室及び <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-3に示す設計とする。 無線連絡設備（可搬型）は、可搬型であり、 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> 内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等における屋外及び <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-4に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。	3.19.2.1.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 3.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「 <u>2.3.3 環境条件等</u> 」に示す。 携行型通話装置は、可搬型であり、中央制御室に保管し、 <u>原子炉建屋</u> 及び <u>制御建屋</u> 内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における、 <u>原子炉建屋</u> <u>原子炉棟内</u> 及びその他の建屋内のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、 <u>第3.19-2表</u> に示す設計とする。 無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び <u>緊急時対策所</u> 内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における、中央制御室及び <u>緊急時対策所</u> のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、 <u>第3.19-3表</u> に示す設計とする。 無線連絡設備（携帯型）は、可搬型であり、中央制御室及び <u>緊急時対策所</u> 内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等における、屋外、中央制御室及び <u>緊急時対策所</u> のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、 <u>第3.19-4表</u> に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。  衛星電話設備（常設）は、中央制御室及び <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> 内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における中央制御室及び <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-5に示す設計とする。 衛星電話設備（可搬型）は、可搬型であり、 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> 内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等における屋外及び <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-6に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。	2.19.2.1.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 2.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「 <u>1.3.3 環境条件等</u> 」に示す。 携行型通話装置は、可搬型であり、中央制御室及び <u>原子炉補助建屋</u> 内に保管し、 <u>周辺機構</u> 及び <u>原子炉補助建屋</u> 内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における、 <u>周辺機構</u> 内及びその他の建屋内のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、 <u>表2.19.2</u> に示す設計とする。 無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び <u>緊急時対策所指揮所</u> 内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における、中央制御室及び <u>緊急時対策所指揮所</u> のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、 <u>表2.19.3</u> に示す設計とする。 無線連絡設備（携帯型）は、可搬型であり、中央制御室及び <u>緊急時対策所指揮所</u> 内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等における、屋外、中央制御室及び <u>緊急時対策所指揮所</u> のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、 <u>表2.19.4</u> に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。  衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び <u>緊急時対策所指揮所</u> 内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における、中央制御室及び <u>緊急時対策所指揮所</u> の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、 <u>表2.19.5</u> に示す設計とする。 衛星電話設備（携帯型）は、可搬型であり、中央制御室及び <u>緊急時対策所指揮所</u> 内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等における、屋外、 <u>中央制御室</u> 及び <u>緊急時対策所指揮所</u> の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、 <u>表2.19.6</u> に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。 テレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができる。	【女川】設計の相違2-2②記載のとおり。 【女川】名称の相違 制御建屋⇒原子炉補助建屋 【女川】名称の相違 原子炉建屋原子炉棟⇒周辺補機構  【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり  【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり  【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり  【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり  【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり  【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり  【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり  【女川】設計の相違2-2⑦記載のとおり。 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり 【女川】設計の相違2-2⑦記載のとおり。 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり  【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<p>きるよう、表2.19.7に示す設計とする。</p> <p>インターフォンは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.19.8に示す設計とする。</p>	【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。																																												
	<p>第3.19-2 表 想定する環境条件及び荷重条件（携行型通話装置）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>原子炉建屋及び制御建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である中央制御室で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>保管場所である中央制御室で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行。使用場所である原子炉建屋及び制御建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td><td>中央制御室内に保管し、使用場所である原子炉建屋及び制御建屋において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋及び制御建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である中央制御室で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所である中央制御室で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行。使用場所である原子炉建屋及び制御建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風(台風)・積雪	中央制御室内に保管し、使用場所である原子炉建屋及び制御建屋において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。																															
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋及び制御建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である中央制御室で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	保管場所である中央制御室で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行。使用場所である原子炉建屋及び制御建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																														
風(台風)・積雪	中央制御室内に保管し、使用場所である原子炉建屋及び制御建屋において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
		<p>表2.19.2 想定する環境条件及び荷重条件（携行型通話装置）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>周辺補機棟及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である中央制御室及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>保管場所である中央制御室及び原子炉補助建屋で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行。使用場所である周辺補機棟及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td><td>中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管し、使用場所である周辺補機棟及び原子炉補助建屋において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	周辺補機棟及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である中央制御室及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所である中央制御室及び原子炉補助建屋で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行。使用場所である周辺補機棟及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風(台風)・積雪	中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管し、使用場所である周辺補機棟及び原子炉補助建屋において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。																														
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	周辺補機棟及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である中央制御室及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	保管場所である中央制御室及び原子炉補助建屋で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行。使用場所である周辺補機棟及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																														
風(台風)・積雪	中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管し、使用場所である周辺補機棟及び原子炉補助建屋において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
		(62-3-2～12)	(62-2-1～19)																																												
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表3.19-3 想定する環境条件及び荷重条件（無線連絡設備（常設））</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>考慮する外的事象</td><td>対応</td></tr> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td></tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td><td>中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-12)</p>	表3.19-3 想定する環境条件及び荷重条件（無線連絡設備（常設））		考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風(台風)・積雪	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第3.19-3 表 想定する環境条件及び荷重条件（無線連絡設備（固定型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は、「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td></tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td><td>中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は、「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>表2.19.3 想定する環境条件及び荷重条件（無線連絡設備（固定型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>中央制御室及び緊急時対策所指揮所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td></tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td><td>中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-2-1～19)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所指揮所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>
表3.19-3 想定する環境条件及び荷重条件（無線連絡設備（常設））																																															
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																																														
風(台風)・積雪	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は、「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																														
風(台風)・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所指揮所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																														
風(台風)・積雪	中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

表3.19-4 想定する環境条件及び荷重条件（無線連絡設備（可搬型））

考慮する外的要因	対応
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行なう設計とする。
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。
地震	保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。
風（台風）・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

(62-3-2, 62-3-13)

女川原子力発電所2号炉

第3.19-4 表 想定する環境条件及び荷重条件（無線連絡設備（携帯型））

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行なう設計とする。
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。
地震	保管場所である中央制御室及び緊急時対策所内で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。
風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

(62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)

泊発電所3号炉

表2.19.4 想定する環境条件及び荷重条件（無線連絡設備（携帯型））

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行なう設計とする。
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。
地震	保管場所である中央制御室及び緊急時対策所内で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。
風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

(62-2-1～19)

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

表3.19-5 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備（常設））

考慮する外的要因	対応
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。
地震	適切な地盤荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。
風（台風）・積雪	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

(62-3-2, 62-3-3, 62-3-12)

第3.19-5 表 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備（固定型））

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。
風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

(62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)

表2.19.5 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備（固定型））

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。
風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

(62-2-1～19)

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

表3.19-6 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備（可搬型））

考慮する外的事象	対応
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。
地震	保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。
風（台風）・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

(62-3-2, 62-3-13)

女川原子力発電所2号炉

第3.19-6 表 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備（携帯型））

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。
地震	保管場所である緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。
風（台風）・積雪	緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

(62-3-2, 62-3-14)

泊発電所3号炉

表2.19.6 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備（携帯型））

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所指揮所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。
地震	保管場所である中央制御室及び緊急時対策所指揮所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。
風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

(62-2-1～19)

【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり

【女川】設計の相違2-2⑦記載のとおり。

【女川】設計の相違2-2⑦記載のとおり。

【女川】設計の相違2-2⑦記載のとおり。

【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。

表2.19.7 想定する環境条件及び荷重条件（テレビ会議システム（指揮所・待機所間））

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。
風（台風）・積雪	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

(62-2-1～19)

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
		<p style="color: red;">表2.19.8 想定する環境条件及び荷重条件（インターフォン）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td></tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td><td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-2-1～19)</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）          (i) 要求事項          想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。          (ii) 適合性          基本方針については、「<a href="#">2.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。          携行型通話装置は、人が携行して使用が可能な設計とし、想定される重大事故等時において、保管場所である中央制御室から携行型通話装置を運搬し、専用接続箱が設置してある場所において、携行型通話装置と専用接続箱をケーブルで接続することにより中央制御室（通信連絡が必要な場所）と確実に通信連絡が可能な設計とする。          通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、携行型通話装置の呼出ボタンを押し（スイッチ操作）、中央制御室（通信連絡が必要な場所）の携行型通話装置の呼び出しベルを鳴らすことにより、確実に通話の開始が可能な設計とする。          操作が必要な対象機器について表3.19-7表に示す。</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）          (i) 要求事項          想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。          (ii) 適合性          基本方針については、「<a href="#">1.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。          携行型通話装置は、人が携行して使用が可能な設計とし、想定される重大事故等時において、保管場所である中央制御室及び原子炉補助建屋から携行型通話装置を運搬し、携行型通話装置ジャック箱が設置してある場所において、携行型通話装置と携行型通話装置ジャック箱をケーブルで接続することにより中央制御室（通信連絡が必要な場所）と確実に通信連絡が可能な設計とする。          通信連絡を行うための操作をするに当たり、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、携行型通話装置の呼出ボタンを押し（スイッチ操作）、中央制御室（通信連絡が必要な場所）の携行型通話装置の呼び出しブザーを鳴らすことにより、確実に通話の開始が可能な設計とする。          操作が必要な対象機器について表2.19.9に示す。</p> <p>無線連絡設備（常設）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室（中央制御室待避室含む）及び<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、通話ボタンを押す（スイッチ操作）ことにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表3.19-11に示す。</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、重大事故等対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室（中央制御室待避室含む）及び<b>緊急時対策所</b>内において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、通話ボタンを押す（スイッチ操作）ことにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表3.19-8表に示す。</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、発電所災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室及び<b>緊急時対策所指揮所</b>内において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、通話ボタンを押す（スイッチ操作）ことにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表2.19.10に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑨記載のとおり</p> <p>【女川】記載の相違</p> <p>女川：専用接続箱 泊：携行型通話装置ジャック箱</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】携行型通話装置の機種の相違（呼び出し機能としては相違ない）</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑫記載のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																
風(台風)・積雪	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

## 【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

無線連絡設備（常設）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室（中央制御室待避室含む）及び**5号炉原子炉建屋内緊急時対策所**において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、通話ボタンを押す（スイッチ操作）ことにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表3.19-11に示す。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> 無線連絡設備（可搬型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> から無線連絡設備（可搬型）を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、通話ボタンを押す（スイッチ操作）ことにより、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表3.19-12に示す。	無線連絡設備（携帯型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、 <b>重大事故等対策要員</b> の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である中央制御室及び <b>緊急時対策所</b> から無線連絡設備（携帯型）を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、通話ボタンを押す（スイッチ操作）ことにより、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について <b>第3.19-9表</b> に示す。	無線連絡設備（携帯型）は、通信連絡を行うための操作をするに <b>当たり</b> 、 <b>発電所災害対策要員</b> の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である中央制御室及び <b>緊急時対策所待機所</b> から無線連絡設備（携帯型）を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、通話ボタンを押す（スイッチ操作）ことにより、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について <b>表2.19.11</b> に示す。	<b>【女川】記載表現の相違</b> <b>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</b>
衛星電話設備（常設）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室（中央制御室待避室含む）及び <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> において、一般的の電話機と同様の操作（スイッチ操作）により、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表3.19-13に示す。	衛星電話設備（固定型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、 <b>重大事故等対策要員</b> の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室（中央制御室待避室含む）及び <b>緊急時対策所</b> において、一般的の電話機と同様の操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について <b>第3.19-10表</b> に示す。	衛星電話設備（固定型）は、通信連絡を行うための操作をするに <b>当たり</b> 、 <b>発電所災害対策要員</b> の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室及び <b>緊急時対策所指揮所</b> において、一般の電話機と同様の操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について <b>表2.19.12</b> に示す。	<b>【女川】記載表現の相違</b> <b>【女川】設計の相違 2-2⑫記載のとおり。</b> <b>【柏崎】記載方針の相違 2-3③のとおり</b>
衛星電話設備（可搬型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> から衛星電話設備（可搬型）を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般的の携帯型電話機と同様の操作（スイッチ操作）により、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表3.19-14に示す。	衛星電話設備（携帯型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、 <b>重大事故等対策要員</b> の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である <b>緊急時対策所</b> から衛星電話設備（携帯型）を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般的の携帯型電話機と同様の操作（スイッチ操作）により、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について <b>第3.19-11表</b> に示す。	衛星電話設備（携帯型）は、通信連絡を行うための操作をするに <b>当たり</b> 、 <b>発電所災害対策要員</b> の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である <b>中央制御室及び緊急時対策所指揮所</b> から衛星電話設備（携帯型）を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般的の携帯型電話機と同様の操作（スイッチ操作）により、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について <b>表2.19.13</b> に示す。	<b>【女川】記載表現の相違</b> <b>【女川】設計の相違 2-2⑦記載のとおり。</b> <b>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</b>
		テレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、通信連絡を行うための操作をするに当たり、発電所災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である <b>緊急時対策所指揮所</b> 及び <b>緊急時対策所待機所</b> において、一般的のテレビ会議システムと同様の操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表2.19.14に示す。	<b>【女川】設計の相違 2-2⑩記載のとおり。</b>
		インターフォンは、通信連絡を行うための操作をするに当たり、発電所災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である <b>緊急時対策所指揮所</b> 及び <b>緊急時対策所待機所</b> において、一般的の電話と同様の操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表2.19.15に示す。	<b>【女川】設計の相違 2-2⑪記載のとおり。</b>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
	<p>第3.19-7 表 操作対象機器（携行型通話装置（保管場所：中央制御室））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">携行型通話装置</td><td>—</td><td rowspan="3">制御建屋内 中央制御室</td><td>運搬・設置</td></tr> <tr><td>ケーブル接続</td><td>人力接続</td></tr> <tr><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>スイッチ操作</td></tr> <tr><td>—</td><td rowspan="3">原子炉建屋内・ 制御建屋内</td><td>運搬・設置</td></tr> <tr><td>ケーブル接続</td><td>人力接続</td></tr> <tr><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>スイッチ操作</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-8-2)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	携行型通話装置	—	制御建屋内 中央制御室	運搬・設置	ケーブル接続	人力接続	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作	—	原子炉建屋内・ 制御建屋内	運搬・設置	ケーブル接続	人力接続	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作	<p>表2.19.9 操作対象機器（携行型通話装置（保管場所：中央制御室及び原子炉補助建屋））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">携行型通話装置</td><td>—</td><td rowspan="3">原子炉補助建屋内 中央制御室</td><td>運搬・設置</td></tr> <tr><td>ケーブル接続</td><td>人力接続</td></tr> <tr><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>スイッチ操作</td></tr> <tr><td>—</td><td rowspan="3">原子炉補助建屋内 周辺機種内</td><td>運搬・設置</td></tr> <tr><td>ケーブル接続</td><td>人力接続</td></tr> <tr><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>スイッチ操作</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-7-1)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	携行型通話装置	—	原子炉補助建屋内 中央制御室	運搬・設置	ケーブル接続	人力接続	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作	—	原子炉補助建屋内 周辺機種内	運搬・設置	ケーブル接続	人力接続	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																					
携行型通話装置	—	制御建屋内 中央制御室	運搬・設置																																					
	ケーブル接続		人力接続																																					
	起動・停止 (通信連絡)		スイッチ操作																																					
	—	原子炉建屋内・ 制御建屋内	運搬・設置																																					
	ケーブル接続		人力接続																																					
	起動・停止 (通信連絡)		スイッチ操作																																					
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																					
携行型通話装置	—	原子炉補助建屋内 中央制御室	運搬・設置																																					
	ケーブル接続		人力接続																																					
	起動・停止 (通信連絡)		スイッチ操作																																					
	—	原子炉補助建屋内 周辺機種内	運搬・設置																																					
	ケーブル接続		人力接続																																					
	起動・停止 (通信連絡)		スイッチ操作																																					
	<p>第3.19-8 表 操作対象機器（無線連絡設備（固定型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備（固定型）</td><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>制御建屋内 中央制御室 (中央制御室待避室含む)</td><td>スイッチ操作</td></tr> <tr><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>緊急時対策所</td><td>スイッチ操作</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-8-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	無線連絡設備（固定型）	起動・停止 (通信連絡)	制御建屋内 中央制御室 (中央制御室待避室含む)	スイッチ操作	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作	<p>表2.19.10 操作対象機器（無線連絡設備（固定型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備（固定型）</td><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>原子炉補助建屋内 中央制御室</td><td>スイッチ操作</td></tr> <tr><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>緊急時対策所指揮所</td><td>スイッチ操作</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	無線連絡設備（固定型）	起動・停止 (通信連絡)	原子炉補助建屋内 中央制御室	スイッチ操作	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作																
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																					
無線連絡設備（固定型）	起動・停止 (通信連絡)	制御建屋内 中央制御室 (中央制御室待避室含む)	スイッチ操作																																					
	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作																																					
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																					
無線連絡設備（固定型）	起動・停止 (通信連絡)	原子炉補助建屋内 中央制御室	スイッチ操作																																					
	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作																																					
	<p>第3.19-9 表 操作対象機器（無線連絡設備（携帯型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">無線連絡設備（携帯型）</td><td>—</td><td>緊急時対策所</td><td>運搬・設置</td></tr> <tr><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td></tr> <tr><td>—</td><td>制御建屋内 中央制御室</td><td>運搬・設置</td></tr> <tr><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-8-4)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	無線連絡設備（携帯型）	—	緊急時対策所	運搬・設置	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	—	制御建屋内 中央制御室	運搬・設置	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	<p>表2.19.11 操作対象機器（無線連絡設備（携帯型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">無線連絡設備（携帯型）</td><td>—</td><td>緊急時対策所指揮所</td><td>運搬・設置</td></tr> <tr><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td></tr> <tr><td>—</td><td>原子炉補助建屋内 中央制御室</td><td>運搬・設置</td></tr> <tr><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-7-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	無線連絡設備（携帯型）	—	緊急時対策所指揮所	運搬・設置	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	—	原子炉補助建屋内 中央制御室	運搬・設置	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作				
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																					
無線連絡設備（携帯型）	—	緊急時対策所	運搬・設置																																					
	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																					
	—	制御建屋内 中央制御室	運搬・設置																																					
	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																					
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																					
無線連絡設備（携帯型）	—	緊急時対策所指揮所	運搬・設置																																					
	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																					
	—	原子炉補助建屋内 中央制御室	運搬・設置																																					
	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																					
	<p>第3.19-10 表 操作対象機器（衛星電話設備（固定型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備（固定型）</td><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>制御建屋内 中央制御室 (中央制御室待避室含む)</td><td>スイッチ操作</td></tr> <tr><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>緊急時対策所</td><td>スイッチ操作</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-8-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備（固定型）	起動・停止 (通信連絡)	制御建屋内 中央制御室 (中央制御室待避室含む)	スイッチ操作	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作	<p>表2.19.12 操作対象機器（衛星電話設備（固定型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備（固定型）</td><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>原子炉補助建屋内 中央制御室</td><td>スイッチ操作</td></tr> <tr><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>緊急時対策所指揮所</td><td>スイッチ操作</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備（固定型）	起動・停止 (通信連絡)	原子炉補助建屋内 中央制御室	スイッチ操作	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作																
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																					
衛星電話設備（固定型）	起動・停止 (通信連絡)	制御建屋内 中央制御室 (中央制御室待避室含む)	スイッチ操作																																					
	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作																																					
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																					
衛星電話設備（固定型）	起動・停止 (通信連絡)	原子炉補助建屋内 中央制御室	スイッチ操作																																					
	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作																																					
			<p>【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p>																																					

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
【拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】																																															
表3.19-14 操作対象機器（衛星電話設備（可搬型））	第3.19-11 表 操作対象機器（衛星電話設備（携帯型））	表2.19.13 操作対象機器（衛星電話設備（携帯型））	【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備（可搬型）</td><td>—</td><td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td><td>運搬・設置</td></tr> <tr> <td>衛星電話設備（可搬型）</td><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-8-5)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備（可搬型）	—	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	運搬・設置	衛星電話設備（可搬型）	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td><td>—</td><td>緊急時対策所</td><td>運搬・設置</td></tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-8-4)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備（携帯型）	—	緊急時対策所	運搬・設置	衛星電話設備（携帯型）	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td><td>—</td><td>原子炉補助建屋内 中央制御室</td><td>運搬・設置</td></tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td></tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td><td>—</td><td>緊急時対策所指揮所</td><td>運搬・設置</td></tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備（携帯型）	—	原子炉補助建屋内 中央制御室	運搬・設置	衛星電話設備（携帯型）	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	衛星電話設備（携帯型）	—	緊急時対策所指揮所	運搬・設置	衛星電話設備（携帯型）	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	【女川】設計の相違 2-2⑦記載のとおり。
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																												
衛星電話設備（可搬型）	—	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	運搬・設置																																												
衛星電話設備（可搬型）	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																												
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																												
衛星電話設備（携帯型）	—	緊急時対策所	運搬・設置																																												
衛星電話設備（携帯型）	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																												
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																												
衛星電話設備（携帯型）	—	原子炉補助建屋内 中央制御室	運搬・設置																																												
衛星電話設備（携帯型）	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																												
衛星電話設備（携帯型）	—	緊急時対策所指揮所	運搬・設置																																												
衛星電話設備（携帯型）	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																												
表2.19.14 操作対象機器（テレビ会議システム（指揮所・待機所間））																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム (指揮所・待機所間)</td><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所</td><td>スイッチ操作</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-7-4)</p>				機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	スイッチ操作																																				
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																												
テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	スイッチ操作																																												
表2.19.15 操作対象機器（インターフォン）																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターフォン</td><td>起動・停止 (通信連絡)</td><td>緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所</td><td>スイッチ操作</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-7-4)</p>				機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	インターフォン	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	スイッチ操作																																				
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																												
インターフォン	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	スイッチ操作																																												
(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）																																															
(i) 要求事項																																															
健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。																																															
(ii) 適合性																																															
基本方針については、「 <a href="#">2.3.4 操作性及び試験・検査性</a> 」に示す。																																															
携行型通話装置は、 <a href="#">第3.19-12表</a> に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。																																															
無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型）は、 <a href="#">第3.19-13表</a> に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。																																															
衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）は、 <a href="#">第3.19-14表</a> に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。ま																																															
(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）																																															
(i) 要求事項																																															
健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。																																															
(ii) 適合性																																															
基本方針については、「 <a href="#">1.3.4 操作性及び試験・検査性</a> 」に示す。																																															
携行型通話装置は、 <a href="#">表2.19.16</a> に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。																																															
無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型）は、 <a href="#">表2.19.17</a> に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。																																															
衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）は、 <a href="#">表2.19.18</a> に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、																																															

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	た、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。	外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。 テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、表2.19.19に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。	【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。																
	第3.19-12表 携行型通話装置の試験及び検査	表2.19.16 携行型通話装置の試験及び検査																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>通話通信の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>通話通信の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	(62-5-2, 62-5-3) (62-3-1, 62-3-2)
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																	
	外観検査	外観の確認																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																	
	外観検査	外観の確認																	
	第3.19-13表 無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型）の試験及び検査	表2.19.17 無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型）の試験及び検査	【大飯】設計の相違 2-2④記載のとおり。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>通話通信の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>通話通信の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	(62-5-2, 62-5-4~6) (62-3-1, 62-3-3, 62-3-4)
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																	
	外観検査	外観の確認																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																	
	外観検査	外観の確認																	
	第3.19-14表 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）の試験及び検査	表2.19.18 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）の試験及び検査																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>通話通信の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>通話通信の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	(62-5-2, 62-5-7~8) (62-3-1, 62-3-5, 62-3-6)
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																	
	外観検査	外観の確認																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																	
	外観検査	外観の確認																	
	第3.19-15表 テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの試験及び検査	表2.19.19 テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの試験及び検査	【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>通話通信の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>通話通信の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	(62-3-1, 62-3-7, 62-3-8)
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																	
	外観検査	外観の確認																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																	
	外観検査	外観の確認																	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替える機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。 携行型通話装置、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）は、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-3)</p> <p>衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所で使用する場合、中央制御室と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。携行型通話装置は、<a href="#">専用通信線</a>を用いることにより送受話器（ペーディング）及び電力保安通信用電話設備に対して分離された構成とする。 また、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、<a href="#">送受話器（ペーディング）</a>及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-3)</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、専用のケーブル及び屋外アンテナを用いることにより、<a href="#">送受話器（ペーディング）</a>及び電力保安通信用電話設備から分離された構成とする。 また、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、<a href="#">送受話器（ペーディング）</a>及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 無線連絡設備（携帯型）は、他の設備と独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-3)</p> <p>中央制御室に設置する衛星電話設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場</p>	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替える機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。 携行型通話装置、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、<a href="#">テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</a>及び<a href="#">インターフォン</a>は、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-2)</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。携行型通話装置は、<a href="#">通信線</a>を用いることにより<a href="#">運転指令設備</a>及び電力保安通信用電話設備に対して分離された構成とする。 また、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、<a href="#">運転指令設備</a>及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-2)</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、専用のケーブル及び屋外アンテナを用いることにより、<a href="#">運転指令設備</a>及び電力保安通信用電話設備から分離された構成とする。 また、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、<a href="#">運転指令設備</a>及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 無線連絡設備（携帯型）は、他の設備と独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-2)</p> <p>中央制御室に設置する衛星電話設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場</p>	<p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2②記載のとおり。</p> <p>【女川】記載表現の相違 女川：専用通信線、泊：通信線</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】          また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>に設置する衛星電話設備（常設）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、送受話器、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム（社内向）、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、<u>送受話器（ページング）</u>及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。          また、<u>緊急時対策所</u>に設置する衛星電話設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、<u>送受話器（ページング）</u>、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<u>局線加入電話設備</u>及び専用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。          衛星電話設備（携帯型）は、他の設備と独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-3, 62-4-6, 62-4-8)</p>	<p>合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、<u>運転指令設備</u>及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。          また、<u>緊急時対策所指揮所</u>に設置する衛星電話設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、<u>運転指令設備</u>、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<u>加入電話設備</u>及び専用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。          衛星電話設備（携帯型）は、他の設備と独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-2-2, 62-4-5～7)</p>	<p>【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>
		<p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設置するテレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、想定される重大事故等時において、<u>運転指令設備</u>及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p>
		<p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設置するインターフォンは、想定される重大事故等時において、<u>運転指令設備</u>及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p>
	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）          (i) 要求事項          想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。          (ii) 適合性          基本方針については、「<u>2.3.3 環境条件等</u>」に示す。          携行型通話装置の設置場所、操作場所を<u>第3.19～15表</u>に示す。このうち、制御建屋地上3階の中央制御室、制御建屋地上2階、地上1階及び地下1階で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないと操作が可能である。</p> <p>原子炉建屋付属棟地上3階、地上1階及び地下1階で操作する携行型通話装置は、その他の建屋内で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないと操作が可能である。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟地上2階、地上1階、地下中1階、地下1階及び地下2階で操作する携行型通話装置は、<u>原子炉建屋原子炉棟</u>内で操作することから、操作場所の放射線量が高くなる</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）          (i) 要求事項          想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。          (ii) 適合性          基本方針については、「<u>1.3.3 環境条件等</u>」に示す。          携行型通話装置の設置場所、操作場所を<u>表2.19, 20</u>に示す。このうち、<u>原子炉補助建屋T.P. 17.8m</u>の中央制御室、<u>原子炉補助建屋T.P. 40.3m, T.P. 33.1m, T.P. 24.8m, T.P. 10.3m</u>（中間床）、<u>T.P. 10.3m</u>及び<u>T.P. -1.7m</u>で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないと操作が可能である。</p>	<p>【女川】建屋配置設計及び操作場所の相違</p> <p>【女川】建屋配置設計及び操作場所の相違</p>
		<p>周辺補機棟<u>T.P. 43.6m, T.P. 40.3m, T.P. 33.1m, T.P. 24.8m, T.P. 17.8m, T.P. 10.3m</u>及び<u>T.P. 2.3m</u>（中間床）で操作する携行型通話装置は、<u>周辺補機棟</u>内で操作することから、操作場所の</p>	<p>【女川】建屋配置設計及び操作場所の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>原子炉建屋原子炉棟⇒周辺補機棟</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>無線連絡設備（常設）の設置場所、操作場所を表3.19-22に示す。無線連絡設備（常設）は、中央制御室（中央制御室待避室含む）及び<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</b>に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>無線連絡設備（可搬型）の設置場所、操作場所を表3.19-23に示す。無線連絡設備（可搬型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>衛星電話設備（常設）の設置場所、操作場所を表3.19-24に示す。衛星電話設備（常設）は、中央制御室（中央制御室待避室含む）及び<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</b>に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>衛星電話設備（可搬型）の設置場所、操作場所を表3.19-25に示す。衛星電話設備（可搬型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p>	<p>おそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、<b>原子炉建屋内に中継用ケーブルを敷設して携行型通話装置を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</b></p> <p>なお、対策を行った上でも操作場所の放射線量が高く通信連絡ができない場合は、放射線量が高くなるおそれが少ない別の<b>設置場所</b>に移動することにより操作が可能である。</p> <p>無線連絡設備（固定型）の設置場所、操作場所を表3.19-16に示す。無線連絡設備（固定型）は、中央制御室（中央制御室待避室含む。）及び<b>緊急時対策所内</b>に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないと操作が可能である。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の設置場所、操作場所を表3.19-17に示す。無線連絡設備（携帯型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないと操作が可能である。</p> <p>衛星電話設備（固定型）の設置場所、操作場所を表3.19-18に示す。衛星電話設備（固定型）は、中央制御室（中央制御室待避室含む。）及び<b>緊急時対策所内</b>に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないと操作が可能である。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の設置場所、操作場所を表3.19-19に示す。衛星電話設備（携帯型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないと操作が可能である。</p>	<p>放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、<b>周辺機器内に通話装置用ケーブルを敷設して携行型通話装置を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</b></p> <p>なお、対策を行った上でも操作場所の放射線量が高く通信連絡ができない場合は、放射線量が高くなるおそれが少ないと操作が可能である。</p> <p>無線連絡設備（固定型）の設置場所、操作場所を表2.19.21に示す。無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び<b>緊急時対策所指揮所内</b>に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないと操作が可能である。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の設置場所、操作場所を表2.19.22に示す。無線連絡設備（携帯型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないと操作が可能である。</p> <p>衛星電話設備（固定型）の設置場所、操作場所を表2.19.23に示す。衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び<b>緊急時対策所指揮所内</b>に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないと操作が可能である。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の設置場所、操作場所を表2.19.24に示す。衛星電話設備（携帯型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないと操作が可能である。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）の設置場所、操作場所を表2.19.25に示す。テレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、緊急時対策所指揮所及び<b>緊急時対策所待機所内</b>に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないと操作が可能である。</p> <p>インターフォンの設置場所、操作場所を表2.19.26に示す。インターフォンは、緊急時対策所指揮所及び<b>緊急時対策所待機所内</b>に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないと操作が可能である。</p>	<p><b>【女川】</b>名称の相違  <b>原子炉建屋原子炉棟</b>⇒<b>周辺機器</b>  <b>女川</b>：中継用ケーブル、<b>泊</b>：通話装置用ケーブル</p> <p><b>【女川】</b>泊3号炉では携行型通話装置の使用場所を操作場所として記載している。</p> <p><b>【女川】</b>設計の相違2-2②記載のとおり。  <b>【柏崎】</b>記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p><b>【女川】</b>設計の相違2-2②記載のとおり。  <b>【柏崎】</b>記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p><b>【女川】</b>設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p><b>【女川】</b>設計の相違2-2③記載のとおり。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
	<p>第3.19-15表 操作対象機器設置場所（携行型通話装置（保管場所：中央制御室））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15">携行型通話装置</td><td>制御建屋地上3階</td><td>制御建屋地上3階 中央制御室</td></tr> <tr><td>制御建屋地上2階</td><td>制御建屋地上2階</td></tr> <tr><td>制御建屋地上1階</td><td>制御建屋地上1階</td></tr> <tr><td>制御建屋地下1階</td><td>制御建屋地下1階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋付属棟 地上3階</td><td>原子炉建屋付属棟 地上3階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋付属棟 地上1階</td><td>原子炉建屋付属棟 地上1階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋付属棟 地下1階</td><td>原子炉建屋付属棟 地下1階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋原子炉棟 地上1階</td><td>原子炉建屋原子炉棟 地上1階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋原子炉棟 地下1階</td><td>原子炉建屋原子炉棟 地下1階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋原子炉棟 地上2階</td><td>原子炉建屋原子炉棟 地上2階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋原子炉棟 地上1階</td><td>原子炉建屋原子炉棟 地上1階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋原子炉棟 地下1階</td><td>原子炉建屋原子炉棟 地下1階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋原子炉棟 地上3階</td><td>原子炉建屋原子炉棟 地上3階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋原子炉棟 地下2階</td><td>原子炉建屋原子炉棟 地下2階</td></tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	携行型通話装置	制御建屋地上3階	制御建屋地上3階 中央制御室	制御建屋地上2階	制御建屋地上2階	制御建屋地上1階	制御建屋地上1階	制御建屋地下1階	制御建屋地下1階	原子炉建屋付属棟 地上3階	原子炉建屋付属棟 地上3階	原子炉建屋付属棟 地上1階	原子炉建屋付属棟 地上1階	原子炉建屋付属棟 地下1階	原子炉建屋付属棟 地下1階	原子炉建屋原子炉棟 地上1階	原子炉建屋原子炉棟 地上1階	原子炉建屋原子炉棟 地下1階	原子炉建屋原子炉棟 地下1階	原子炉建屋原子炉棟 地上2階	原子炉建屋原子炉棟 地上2階	原子炉建屋原子炉棟 地上1階	原子炉建屋原子炉棟 地上1階	原子炉建屋原子炉棟 地下1階	原子炉建屋原子炉棟 地下1階	原子炉建屋原子炉棟 地上3階	原子炉建屋原子炉棟 地上3階	原子炉建屋原子炉棟 地下2階	原子炉建屋原子炉棟 地下2階	<p>表2.19.20 操作対象機器設置場所（携行型通話装置（保管場所：中央制御室及び原子炉補助建屋））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15">携行型通話装置</td><td>原子炉補助建屋T.P.17.8m</td><td>周辺補機棟T.P.43.6m 周辺補機棟T.P.40.3m 周辺補機棟T.P.33.1m 周辺補機棟T.P.24.8m 周辺補機棟T.P.17.8m 原子炉補助建屋T.P.40.3m 原子炉補助建屋T.P.33.1m 原子炉補助建屋T.P.24.8m 原子炉補助建屋T.P.17.8m 中央制御室 周辺補機棟T.P.10.3m 周辺補機棟T.P.2.3m(中間床) 原子炉補助建屋T.P.10.3m(中間床) 原子炉補助建屋T.P.10.3m 原子炉補助建屋T.P.-1.7m</td></tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	携行型通話装置	原子炉補助建屋T.P.17.8m	周辺補機棟T.P.43.6m 周辺補機棟T.P.40.3m 周辺補機棟T.P.33.1m 周辺補機棟T.P.24.8m 周辺補機棟T.P.17.8m 原子炉補助建屋T.P.40.3m 原子炉補助建屋T.P.33.1m 原子炉補助建屋T.P.24.8m 原子炉補助建屋T.P.17.8m 中央制御室 周辺補機棟T.P.10.3m 周辺補機棟T.P.2.3m(中間床) 原子炉補助建屋T.P.10.3m(中間床) 原子炉補助建屋T.P.10.3m 原子炉補助建屋T.P.-1.7m	<p>【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p>
機器名称	設置場所	操作場所																																							
携行型通話装置	制御建屋地上3階	制御建屋地上3階 中央制御室																																							
	制御建屋地上2階	制御建屋地上2階																																							
	制御建屋地上1階	制御建屋地上1階																																							
	制御建屋地下1階	制御建屋地下1階																																							
	原子炉建屋付属棟 地上3階	原子炉建屋付属棟 地上3階																																							
	原子炉建屋付属棟 地上1階	原子炉建屋付属棟 地上1階																																							
	原子炉建屋付属棟 地下1階	原子炉建屋付属棟 地下1階																																							
	原子炉建屋原子炉棟 地上1階	原子炉建屋原子炉棟 地上1階																																							
	原子炉建屋原子炉棟 地下1階	原子炉建屋原子炉棟 地下1階																																							
	原子炉建屋原子炉棟 地上2階	原子炉建屋原子炉棟 地上2階																																							
	原子炉建屋原子炉棟 地上1階	原子炉建屋原子炉棟 地上1階																																							
	原子炉建屋原子炉棟 地下1階	原子炉建屋原子炉棟 地下1階																																							
	原子炉建屋原子炉棟 地上3階	原子炉建屋原子炉棟 地上3階																																							
	原子炉建屋原子炉棟 地下2階	原子炉建屋原子炉棟 地下2階																																							
	機器名称	設置場所	操作場所																																						
携行型通話装置	原子炉補助建屋T.P.17.8m	周辺補機棟T.P.43.6m 周辺補機棟T.P.40.3m 周辺補機棟T.P.33.1m 周辺補機棟T.P.24.8m 周辺補機棟T.P.17.8m 原子炉補助建屋T.P.40.3m 原子炉補助建屋T.P.33.1m 原子炉補助建屋T.P.24.8m 原子炉補助建屋T.P.17.8m 中央制御室 周辺補機棟T.P.10.3m 周辺補機棟T.P.2.3m(中間床) 原子炉補助建屋T.P.10.3m(中間床) 原子炉補助建屋T.P.10.3m 原子炉補助建屋T.P.-1.7m																																							
		(62-3-2~12, 62-8-2)	(62-7-1)																																						
	【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考撮載】	表3.19-22 操作対象機器設置場所（無線連絡設備（常設））	表2.19.21 操作対象機器設置場所（無線連絡設備（固定型））	<p>【大飯】設計の相違2-2④記載のとおり。 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>無線連絡設備（常設）</td><td>コントロール建屋 地上2階</td><td>コントロール建屋 地上2階 中央制御室 (中央制御室待避室含む)</td></tr> <tr><td>無線連絡設備（常設）</td><td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td><td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-12, 62-8-3, 62-8-4)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備（常設）	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階 中央制御室 (中央制御室待避室含む)	無線連絡設備（常設）	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">無線連絡設備（固定型）</td><td>制御建屋地上3階</td><td>制御建屋地上3階 中央制御室(中央制御室待避室含む)</td></tr> <tr><td>緊急時対策建屋 地下2階</td><td>緊急時対策所</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-14, 62-8-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備（固定型）	制御建屋地上3階	制御建屋地上3階 中央制御室(中央制御室待避室含む)	緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">無線連絡設備（固定型）</td><td>原子炉補助建屋T.P.17.8m</td><td>原子炉補助建屋T.P.17.8m 中央制御室</td></tr> <tr><td>緊急時対策所指揮所</td><td>緊急時対策所指揮所</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備（固定型）	原子炉補助建屋T.P.17.8m	原子炉補助建屋T.P.17.8m 中央制御室	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所													
	機器名称	設置場所	操作場所																																						
	無線連絡設備（常設）	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階 中央制御室 (中央制御室待避室含む)																																						
	無線連絡設備（常設）	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所																																						
	機器名称	設置場所	操作場所																																						
	無線連絡設備（固定型）	制御建屋地上3階	制御建屋地上3階 中央制御室(中央制御室待避室含む)																																						
		緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所																																						
	機器名称	設置場所	操作場所																																						
	無線連絡設備（固定型）	原子炉補助建屋T.P.17.8m	原子炉補助建屋T.P.17.8m 中央制御室																																						
		緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所																																						
		第3.19-17表 操作対象機器設置場所（無線連絡設備（携帯型））	表2.19.22 操作対象機器設置場所（無線連絡設備（携帯型））																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>無線連絡設備（携帯型）</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-3-3, 62-3-14, 62-8-4)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備（携帯型）	屋外	屋外	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>無線連絡設備（携帯型）</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備（携帯型）	屋外	屋外	<p>(62-7-3)</p>																									
機器名称	設置場所	操作場所																																							
無線連絡設備（携帯型）	屋外	屋外																																							
機器名称	設置場所	操作場所																																							
無線連絡設備（携帯型）	屋外	屋外																																							

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> 表3.19-24 操作対象機器設置場所（衛星電話設備（常設）） <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備（常設）</td><td>コントロール建屋 地上2階</td><td>コントロール建屋 地上2階 中央制御室 (中央制御室待避室含む)</td></tr> <tr> <td>衛星電話設備（常設）</td><td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td><td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-12, 62-8-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備（常設）	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階 中央制御室 (中央制御室待避室含む)	衛星電話設備（常設）	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	第3.19-18表 操作対象機器設置場所（衛星電話設備（固定型）） <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備（固定型）</td><td>制御建屋地上3階  緊急時対策建屋 地下2階</td><td>制御建屋地上3階 中央制御室(中央制御室待避室含む。)  緊急時対策所</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-14, 62-8-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備（固定型）	制御建屋地上3階  緊急時対策建屋 地下2階	制御建屋地上3階 中央制御室(中央制御室待避室含む。)  緊急時対策所	表2.19.23 操作対象機器設置場所（衛星電話設備（固定型）） <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備（固定型）</td><td>原子炉補助建屋T.P.17.8m  緊急時対策所指揮所</td><td>原子炉補助建屋T.P.17.8m 中央制御室  緊急時対策所指揮所</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備（固定型）	原子炉補助建屋T.P.17.8m  緊急時対策所指揮所	原子炉補助建屋T.P.17.8m 中央制御室  緊急時対策所指揮所	<p>【女川】建屋配置設計及び操作場所の相違          【女川】設計の相違 2-2②記載のとおり。          【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>
機器名称	設置場所	操作場所																						
衛星電話設備（常設）	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階 中央制御室 (中央制御室待避室含む)																						
衛星電話設備（常設）	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所																						
機器名称	設置場所	操作場所																						
衛星電話設備（固定型）	制御建屋地上3階  緊急時対策建屋 地下2階	制御建屋地上3階 中央制御室(中央制御室待避室含む。)  緊急時対策所																						
機器名称	設置場所	操作場所																						
衛星電話設備（固定型）	原子炉補助建屋T.P.17.8m  緊急時対策所指揮所	原子炉補助建屋T.P.17.8m 中央制御室  緊急時対策所指揮所																						
	第3.19-19 表 操作対象機器設置場所（衛星電話設備（携帯型）） <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-3-14, 62-8-4)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備（携帯型）	屋外	屋外	表2.19.24 操作対象機器設置場所（衛星電話設備（携帯型）） <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備（携帯型）	屋外	屋外	<p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p>									
機器名称	設置場所	操作場所																						
無線連絡設備（携帯型）	屋外	屋外																						
機器名称	設置場所	操作場所																						
衛星電話設備（携帯型）	屋外	屋外																						
		表2.19.25 操作対象機器設置場所（テレビ会議システム（指揮所・待機所間）） <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム (指揮所・待機所間)</td><td>緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所</td><td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対 策所待機所</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-7-4)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	緊急時対策所指揮所及び緊急時対 策所待機所	<p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p>															
機器名称	設置場所	操作場所																						
テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	緊急時対策所指揮所及び緊急時対 策所待機所																						
		表2.19.26 操作対象機器設置場所（インターフォン） <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターフォン</td><td>緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所</td><td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対 策所待機所</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-7-4)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	インターフォン	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	緊急時対策所指揮所及び緊急時対 策所待機所	<p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p>															
機器名称	設置場所	操作場所																						
インターフォン	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	緊急時対策所指揮所及び緊急時対 策所待機所																						

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.19.2.1.3.2 安全パラメータ表示システム（SPDS）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 合適性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち、データ収集装置は、制御建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、制御建屋の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-20表に示す設計とする。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-21表に示す設計とする。</p> <p>（62-3-2, 62-3-3, 62-3-14）</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> また、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</b>に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-28に示す設計とする。</p>	<p>2.19.2.1.3.2 データ伝送設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 合適性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。 データ伝送設備（発電所内）のうち、データ収集計算機は、原子炉補助建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、原子炉補助建屋の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.19.27に示す設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）のうち、データ表示端末は、緊急時対策所指揮所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所指揮所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.19.28に示す設計とする。</p> <p>（62-7-5）</p> <p><b>【女川】名称の相違 制御建屋↔原子炉補助建屋</b></p> <p><b>【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり 【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</b></p>	

第3.19-20表 想定する環境条件及び荷重条件（データ収集装置）

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。
風(台風)・積雪	制御建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

表2.19.27 想定する環境条件及び荷重条件（データ収集計算機）

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。 <b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>は、<a href="#">表3.19-23</a>に示すとおり、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として機能（データの表示及び伝送）の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><a href="#">表3.19-23 表 安全パラメータ表示システム（SPDS）の試験及び検査</a></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>機能（データの表示及び伝送）の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-5-13, 62-5-14)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能（データの表示及び伝送）の確認	外観検査	外観の確認	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。 <b>データ伝送設備（発電所内）</b>は、<a href="#">表2.19.30</a>に示すとおり、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として機能（データの表示及び伝送）の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><a href="#">表2.19.30 データ伝送設備（発電所内）の試験及び検査</a></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>機能（データの表示及び伝送）の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-14, 62-3-15)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能（データの表示及び伝送）の確認	外観検査	外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能（データの表示及び伝送）の確認																	
	外観検査	外観の確認																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能（データの表示及び伝送）の確認																	
	外観検査	外観の確認																	
	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに<b>切り替え</b>られる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。 <b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>は、想定される重大事故等時において、他の系統と<b>切り替えることなく</b>使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-9)</p>	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに<b>切り替え</b>られる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。 <b>データ伝送設備（発電所内）</b>は、想定される重大事故等時において、他の系統と<b>切替えることなく</b>使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-8)</p>																	
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。 <b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。 <b>データ伝送設備（発電所内）</b>は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>																	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 (62-4-9)	泊発電所3号炉 (62-4-8)	相違理由																		
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち操作が必要であるSPDS表示装置の設置場所、操作場所を表3.19-31に示す。SPDS表示装置は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>表3.19-31 操作対象機器設置場所（SPDS表示装置）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPDS表示装置</td><td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td><td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-12)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	SPDS表示装置	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<a href="#">2.3.3 環境条件等</a>」に示す。</p> <p><b>安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>のうち操作が必要であるSPDS表示装置の設置場所、操作場所を表3.19-24に示す。SPDS表示装置は、<b>緊急時対策所</b>内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>第3.19-24 表 操作対象機器設置場所（SPDS表示装置）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPDS表示装置</td><td>緊急時対策建屋 地下2階</td><td>緊急時対策所</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-14)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	SPDS表示装置	緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<a href="#">1.3.3 環境条件等</a>」に示す。</p> <p><b>データ伝送設備（発電所内）</b>のうち操作が必要である<b>データ表示端末</b>の設置場所、操作場所を表2.19.31に示す。<b>データ表示端末</b>は、<b>緊急時対策所指揮所</b>内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>表2.19.31 操作対象機器設置場所（データ表示端末）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ表示端末</td><td>緊急時対策所指揮所</td><td>緊急時対策所指揮所</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-7-5)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	データ表示端末	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所	<p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>
機器名称	設置場所	操作場所																			
SPDS表示装置	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所																			
機器名称	設置場所	操作場所																			
SPDS表示装置	緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所																			
機器名称	設置場所	操作場所																			
データ表示端末	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所																			

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【拍崎判羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>無線連絡設備（常設）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、対応する送受話器及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>と屋外の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各重大事故シーケンスで使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>【拍崎判羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>衛星電話設備（常設）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、発電所内の通信連絡をする台数として、対応する送受話器及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、中央制御室と<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>との操作・作業に係る必要な連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p>	<p>3.19.2.1.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 3.19.2.1.4.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.2 容量等</a>」に示す。</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、対応する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、緊急時対策所と屋外の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-6-4, 62-6-11)</p>	<p>2.19.2.1.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 2.19.2.1.4.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.2 容量等</a>」に示す。</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、対応する運転指令設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、緊急時対策所と屋外の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-5-3, 62-5-11)</p>	<p>【拍崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【拍崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2④記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p>
	<p>さらに、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する電力保安通信用電話設備、<u>局線加入電話設備</u>及び専用電話設備が使用できない状況において、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を含めて、緊急時対策所内に必要な台数、有効性評価における各事故シーケンス</p>	<p>さらに、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する電力保安通信用電話設備、<u>携帯電話</u>、<u>加入電話設備</u>及び専用電話設備が使用できない状況において、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を含めて、緊急時対策所内に必要な台数、有効性評価における各事故シーケンス</p>	

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>グループ等で使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>(62-6-4, 62-6-6, 62-6-11)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。 無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する無線連絡設備（固定型）の電源は、同様の機能を持つ送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、<a href="#">ガスタービン発電機、電源車及び電源車（緊急時対策所用）</a>からの給電により使用することで、<a href="#">第3.19-25表</a>で示すとおり、<a href="#">非常用ディーゼル発電機及び通信用電源装置（蓄電池）</a>からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、<a href="#">第3.19-25表</a>で示すとおり、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたコントロール建屋地上2階及び5号炉原子炉建屋内に設置することで、<a href="#">表3.19-32</a>で示すとおり、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた制御建屋地上3階及び緊急時対策建屋地下2階に設置し、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備の主要設備は制御建屋地上2階に設置することにより位置</p>	<p>ケンスグループ等で使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>(62-5-3, 62-5-5, 62-5-9～10)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。 無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）、<a href="#">テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン</a>は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する無線連絡設備（固定型）の電源は、同様の機能を持つ運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、<a href="#">代替非常用発電機、可搬型代替電源車又は緊急時対策所用発電機</a>からの給電により使用することで、<a href="#">表2.19-32</a>で示すとおり、<a href="#">ディーゼル発電機及び運転指令設備電源（蓄電池）</a>からの給電により使用する運転指令設備、<a href="#">ディーゼル発電機及び通信機器電源（蓄電池）</a>からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、<a href="#">表2.19-32</a>で示すとおり、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋T.P. 17.8m及び緊急時対策所指揮所内に設置、運転指令設備の主要設備は電気建屋に設置、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所及び管理事</p>	<p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（62-32参照）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>

## 【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

また、無線連絡設備（常設）は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置することで、[表3.19-32](#)で示すとおり、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。

主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたコントロール建屋地上2階及び5号炉原子炉建屋地上2階に設置し、送受話器及び電力保安通信用電話設備の主要設備は制御建屋地上2階に設置することにより位置

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3階、廃棄物処理建屋地下1階（6号炉）及び地上1階（7号炉）に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（常設）の電源は、同様の機能を持つ送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、第一ガスタービン発電機、電源車及び<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電</b>により使用することで、表3.19-34で示すとおり、非常用ディーゼル発電機及び充電器（蓄電池）からの給電により使用する送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、衛星電話設備（常設）は、中央制御室及び<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に設置することで、表3.19-34で示すとおり、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたコントロール建屋地上2階及び5号炉原子炉建屋地上3階に設置し、送受話器及び電力保安通信用電話設備の主要設備はコントロール建屋地下2階、5号炉原子炉建屋地上3階、廃棄物処理建屋地下1階（6号炉）及び地上1階（7号炉）に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p>	<p>的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>無線連絡設備（固定型）の独立性については、<b>第3.19-26表</b>で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（固定型）の電源は、同様の機能を持つ<b>送受話器（ページング）</b>及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、<b>ガスタービン発電機、電源車及び電源車（緊急時対策所用）</b>からの給電により使用することで、<b>第3.19-27表</b>で示すとおり、<b>非常用ディーゼル発電機及び通信用電源装置（蓄電池）</b>からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び<b>緊急時対策所内に設置</b>することで、<b>第3.19-27表</b>で示すとおり、<b>送受話器（ページング）</b>及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>制御建屋地上3階及び緊急時対策建屋地下2階</b>に設置し、<b>送受話器（ページング）</b>及び電力保安通信用電話設備の主要設備は<b>制御建屋地上2階に設置</b>することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）の独立性については、<b>第3.19-28表</b>で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	<p>務所に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>無線連絡設備（固定型）の独立性については、<b>表2.19.33</b>で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（固定型）の電源は、同様の機能を持つ<b>運転指令設備</b>及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、<b>代替非常用発電機、可搬型代替電源車又は緊急時対策所用発電機</b>からの給電により使用することで、<b>表2.19.34</b>で示すとおり、<b>ディーゼル発電機及び運転指令設備電源（蓄電池）</b>からの給電により使用する運転指令設備、<b>ディーゼル発電機及び通信機器電源（蓄電池）</b>からの給電により使用する<b>電力保安通信用電話設備</b>に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び<b>緊急時対策所指揮所内に設置</b>することで、<b>表2.19.34</b>で示すとおり、<b>運転指令設備</b>及び<b>電力保安通信用電話設備</b>と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>原子炉補助建屋T.P.17.8m及び緊急時対策所指揮所内に設置</b>、<b>運転指令設備</b>の主要設備は<b>電気建屋に設置</b>、<b>電力保安通信用電話設備</b>の主要設備は<b>総合管理事務所及び管理事務所に設置</b>することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）の独立性については、<b>表2.19.35</b>で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する<b>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</b>及び<b>インターフォン</b>の電源は、同様の機能を持つ<b>運転指令設備</b>及び<b>電力保安通信用電話設備</b>と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、<b>緊急時対策所用発電機</b>からの給電により使用することで、<b>表2.19.36</b>で示すとおり、<b>ディーゼル発電機及び運転指令設備電源（蓄電池）</b>からの給電により使用する運転指令設備、<b>ディーゼル発電機及び通信機器電源（蓄電池）</b>からの給電により使用する<b>電力保安通信用電話設備</b>に対して多様性を有する設計とする。また、<b>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</b>及び<b>インターフォン</b>は、<b>緊急時対策所指揮所内及び緊急時対策所待機所内に設置</b>することで、<b>表2.19.36</b>で示すとおり、<b>運転指令設備</b>及び<b>電力保安通信用電話設備</b>と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p><b>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</b></p> <p><b>【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（62-32 参照）</b></p> <p><b>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</b></p> <p><b>【女川】名称の相違 制御建屋↔原子炉補助建屋 緊急時対策建屋↔緊急時対策所</b></p> <p><b>【女川】建屋配置設計及び操作場所の相違</b></p> <p><b>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</b></p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置し、運転指令設備の主要設備は電気建屋に設置し、電力保安信用電話設備の主要設備は総合管理事務所及び管理事務所に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によつて、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの独立性については、表2.19.37で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	

第3.19-25表 無線連絡設備（固定型）の多様性又は位置的分散  
(1/2) (中央制御室)

項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	
	送受話器 (ペーパーラジオ)	電力保安用通信用電話設備	無線連絡設備 (固定型)	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備(電源車)
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要
駆動電源	通信用電源装置 (蓄電池)	常用ディーゼル発電機	通信用電源装置 (蓄電池)	常設代替交流電源設備 (ガスエンジン発電機)	可搬型代替交流電源設備(電源車)
	制御建屋 地上2階	原子炉建屋 地上1階	制御建屋 地上2階	屋外 (緊急用電気品 建屋地上1階)	屋外 (第2保育ユニット、 第3保育ユニット及び 第4保育ユニット)
伝送路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内	発電所内	発電所内
主要設備設置場所	制御装置	交換機	無線連絡設備(固定型)	無線連絡設備	無線連絡設備(固定型)
	制御建屋 地上2階	制御建屋 地上2階	制御建屋 地上1階		

項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	
	通知命令設備		電力保安用通信用電話設備	無線連絡設備(固定型)	
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要
駆動電源	運転指令設備室 (蓄電池)	ディーゼル発電機	送信機器電源 (蓄電池)	常設代替交流電源設備(蓄電池) 運転指令設備室 T.P.37.0m	可搬型代替交流電源設備(蓄電池) 運転指令設備室 T.P.30.0m及び管理室 T.P.11.0m 運転指令設備室 T.P.30.0m 運転指令設備室 T.P.11.0m =T.P.30.0m
	制御建屋 地上2階	原子炉建屋 地上1階	制御建屋 地上2階	屋外 (緊急用電気品 建屋地上1階)	屋外 (第2保育ユニット、 第3保育ユニット及び 第4保育ユニット)
伝送路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内	発電所内	発電所内
主要設備設置場所	制御装置	交換機	無線連絡設備	無線連絡設備(固定型)	無線連絡設備(固定型)
	制御建屋 地上2階	制御建屋 地上2階	制御建屋 地上1階		

【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運動指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）(62-32参照)

【女川】機器配置設計の相違

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

表 3.19-32 無線連絡設備（常設）の多様性又は位置的分散（2／2）  
(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	送受話器	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（常設）
ポンプ	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	充電器 (蓄電池) 非常用 ディーゼル 発電機	充電器 (蓄電池) 代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時 対策所用可搬型電源設備)	送受話器 (ページング) 電力保安通信用 電話設備
コントロール 建屋	原子炉建屋 地上1階 地下2階	原子炉建屋 地上1階 5号炉原子炉 建屋地上3階	屋外 (5号炉東側保管場所)
流路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内
主要設備 設置場所	有線系回線	有線系回線	無線系回線
制御装置	交換機	無線連絡設備（常設）	
コントロール 建屋	原子炉建屋 地下1階（6号炉）, 地上1階（7号炉）, 5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉 原子炉建屋 地下1階	

表 3.19-33 無線連絡設備（常設）の設計基準対象施設との独立性

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	送受話器及び 電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（常設）	
地震	—	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（常設）は、使用者による屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Saで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	
津波	—	無線連絡設備（常設）を設置する中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	
火災	—	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（常設）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	
溢水	—	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（常設）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	

(62-2-2～6)

(62-3-2, 62-3-3, 62-3-10～12, 62-3-16)

(62-4-3)

女川原子力発電所2号炉

第3.19-25表 無線連絡設備（固定型）の多様性又は位置的分散（2/2）（緊急時対策所）

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	送受話器 (ページング)	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（固定型）
ポンプ	不要	不要	不要
水槽	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	通信用電源装置 (蓄電池) 非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置 (蓄電池) 原発建屋地上1階	常設代用交流電源設備 (ガスターイン定置機) 緊急時対策所用代用交流電源設備 (原発建屋内緊急時対策所用)
主な設備設置場所	発電所内	発電所内	発電所内
主要設備設置場所	有線系回線	有線系回線	無線系回線
制御装置	交換機	無線連絡設備（固定型）	
コントロール建屋	原子炉建屋 地下1階 地上1階 5号炉原子炉建屋 地上3階	原子炉建屋 地上2階	屋外 (緊急時対策建屋地上1階)

泊発電所3号炉

表2.19.32 無線連絡設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所内）（2/2）（緊急時対策所）

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	送受話器	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（固定型）
ポンプ	不要	不要	不要
水槽	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	通信用電源装置 (蓄電池) 非常用ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	通信用電源装置 (蓄電池) 常設代用交流電源設備 (ガスターイン定置機) 緊急時対策所用代用交流電源設備 (原発建屋内緊急時対策所用)
主要設備設置場所	発電所内	発電所内	発電所内
主要設備設置場所	有線系回線	有線系回線	無線系回線
制御装置	交換機	無線連絡設備（固定型）	
主要設備設置場所	蓄電池	蓄電池	蓄電池

相違理由

【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり

【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり

【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）（62-32参照）

【女川】機器配置設計の相違

表2.19.26 表 無線連絡設備（固定型）の設計基準対象施設との独立性

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	送受話器（ページング）及び 電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（固定型）	
地震	—	中央制御室及び緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Saで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	
津波	—	無線連絡設備（固定型）を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	
火災	—	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	
溢水	—	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（固定型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	

(62-2-2～5)

(62-3-2, 62-3-3, 62-3-13, 62-3-14)

(62-4-3)

表2.19.33 無線連絡設備（固定型）の設計基準対象施設との独立性（発電所内）

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	運転指令設備及び 電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（固定型）	
地震	—	中央制御室及び緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Saで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	
津波	—	無線連絡設備（固定型）を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	
火災	—	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	
溢水	—	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（固定型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	

(62-8-1～4)

(62-2-2, 62-2-4)

(62-4-2)

【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																								
	<p>第3.19-27表 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所内）(1/2)（中央制御室）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">設計基準対象施設</th><th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th></tr> <tr> <th></th><th>送受話器 (ベーベンジング)</th><th>電力保安通信用電話設備</th><th>衛星電話設備（固定型）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>水源</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>駆動電源</td><td>通信用電源装置 (蓄電池) 非常用ディーゼル発電機</td><td>通信用電源装置 (蓄電池) 常設代用交流電源設備 (ガスランダム発電機)</td><td>可搬型代用交流電源設備（泊3号炉）</td></tr> <tr> <td></td><td>原子炉建屋 地上2階</td><td>原子炉建屋 地上1階</td><td>屋外 (第2保育エリア、 第3保育エリア及 第4保育エリア)</td></tr> <tr> <td>流路 (伝送路)</td><td>発電所内</td><td>発電所内</td><td>発電所内</td></tr> <tr> <td></td><td>有線系回線</td><td>有線系回線</td><td>衛星系回線 (通信事業者回線)</td></tr> <tr> <td>主要設備設置場所</td><td>制御装置</td><td>交換機</td><td>衛星電話設備（固定型）</td></tr> <tr> <td></td><td>原子炉建屋 地上2階</td><td>原子炉建屋 地上1階</td><td>原子炉建屋 地上2階</td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備		送受話器 (ベーベンジング)	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	ポンプ	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	通信用電源装置 (蓄電池) 非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置 (蓄電池) 常設代用交流電源設備 (ガスランダム発電機)	可搬型代用交流電源設備（泊3号炉）		原子炉建屋 地上2階	原子炉建屋 地上1階	屋外 (第2保育エリア、 第3保育エリア及 第4保育エリア)	流路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内		有線系回線	有線系回線	衛星系回線 (通信事業者回線)	主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）		原子炉建屋 地上2階	原子炉建屋 地上1階	原子炉建屋 地上2階	<p>表2.19.34 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所内）(1/2)（中央制御室）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">設計基準対象施設</th><th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th></tr> <tr> <th></th><th>送受話器設備</th><th>電力保安通信用電話設備</th><th>衛星電話設備（固定型）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>水槽</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>駆動電源</td><td>通信用電源装置 (蓄電池) 常設代用交流電源設備 (ガスランダム発電機)</td><td>ディーゼル発電機 建屋 T.P.10.0m</td><td>常設代用交流電源設備（泊3号炉） 通信用電源装置 (蓄電池) 屋外 T.P.30.1m及び管理事務所 泊3号炉 T.P.17.0m</td></tr> <tr> <td></td><td>原子炉建屋 地上2階</td><td>原子炉建屋 地上1階</td><td>屋外 (第2保育エリア、 第3保育エリア及 第4保育エリア)</td></tr> <tr> <td>流路 (伝送路)</td><td>発電所内</td><td>発電所内</td><td>発電所内</td></tr> <tr> <td></td><td>有線系回線</td><td>有線系回線</td><td>衛星系回線 (通信事業者回線)</td></tr> <tr> <td>主要設備設置場所</td><td>制御装置</td><td>交換機</td><td>衛星電話設備（固定型）</td></tr> <tr> <td></td><td>原子炉建屋 地上2階</td><td>原子炉建屋 地上1階</td><td>原子炉建屋 地上2階</td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備		送受話器設備	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	ポンプ	不要	不要	不要	水槽	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	通信用電源装置 (蓄電池) 常設代用交流電源設備 (ガスランダム発電機)	ディーゼル発電機 建屋 T.P.10.0m	常設代用交流電源設備（泊3号炉） 通信用電源装置 (蓄電池) 屋外 T.P.30.1m及び管理事務所 泊3号炉 T.P.17.0m		原子炉建屋 地上2階	原子炉建屋 地上1階	屋外 (第2保育エリア、 第3保育エリア及 第4保育エリア)	流路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内		有線系回線	有線系回線	衛星系回線 (通信事業者回線)	主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）		原子炉建屋 地上2階	原子炉建屋 地上1階	原子炉建屋 地上2階	
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																								
	送受話器 (ベーベンジング)	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）																																																																																																								
ポンプ	不要	不要	不要																																																																																																								
水源	不要	不要	不要																																																																																																								
駆動用空気	不要	不要	不要																																																																																																								
潤滑油	不要	不要	不要																																																																																																								
冷却水	不要	不要	不要																																																																																																								
駆動電源	通信用電源装置 (蓄電池) 非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置 (蓄電池) 常設代用交流電源設備 (ガスランダム発電機)	可搬型代用交流電源設備（泊3号炉）																																																																																																								
	原子炉建屋 地上2階	原子炉建屋 地上1階	屋外 (第2保育エリア、 第3保育エリア及 第4保育エリア)																																																																																																								
流路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内																																																																																																								
	有線系回線	有線系回線	衛星系回線 (通信事業者回線)																																																																																																								
主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）																																																																																																								
	原子炉建屋 地上2階	原子炉建屋 地上1階	原子炉建屋 地上2階																																																																																																								
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																								
	送受話器設備	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）																																																																																																								
ポンプ	不要	不要	不要																																																																																																								
水槽	不要	不要	不要																																																																																																								
駆動用空気	不要	不要	不要																																																																																																								
潤滑油	不要	不要	不要																																																																																																								
冷却水	不要	不要	不要																																																																																																								
駆動電源	通信用電源装置 (蓄電池) 常設代用交流電源設備 (ガスランダム発電機)	ディーゼル発電機 建屋 T.P.10.0m	常設代用交流電源設備（泊3号炉） 通信用電源装置 (蓄電池) 屋外 T.P.30.1m及び管理事務所 泊3号炉 T.P.17.0m																																																																																																								
	原子炉建屋 地上2階	原子炉建屋 地上1階	屋外 (第2保育エリア、 第3保育エリア及 第4保育エリア)																																																																																																								
流路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内																																																																																																								
	有線系回線	有線系回線	衛星系回線 (通信事業者回線)																																																																																																								
主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）																																																																																																								
	原子炉建屋 地上2階	原子炉建屋 地上1階	原子炉建屋 地上2階																																																																																																								
	<p>第3.19-27表 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所内）(2/2)（緊急時対策所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">設計基準対象施設</th><th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th></tr> <tr> <th></th><th>送受話器 (ベーベンジング)</th><th>電力保安通信用電話設備</th><th>衛星電話設備（固定型）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>水槽</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>駆動電源</td><td>充電器 (蓄電池) 非常用ディーゼル発電機 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)</td><td>充電器 (蓄電池) 代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)</td><td>常設代用交流電源設備 (ガスランダム発電機) 緊急時対策所用代用交流電源設備 (ガスランダム発電機) 緊急時対策所用</td></tr> <tr> <td></td><td>コントロール建屋 地下2階</td><td>原子炉建屋 地上1階 5号炉原子炉建屋地上3階</td><td>屋外 (5号炉東側保管場所)</td></tr> <tr> <td>流路 (伝送路)</td><td>発電所内</td><td>発電所内</td><td>発電所内</td></tr> <tr> <td></td><td>有線系回線</td><td>有線系回線</td><td>衛星系回線 (通信事業者回線)</td></tr> <tr> <td>主要設備設置場所</td><td>制御装置</td><td>交換機</td><td>衛星電話設備（常設）</td></tr> <tr> <td></td><td>コントロール建屋 地下2階</td><td>廃棄物処理建屋 地下1階 6号炉 地上1階 7号炉 原子炉建屋 地上3階</td><td>5号炉 原子炉建屋 地上3階</td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備		送受話器 (ベーベンジング)	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	ポンプ	不要	不要	不要	水槽	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	充電器 (蓄電池) 非常用ディーゼル発電機 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)	充電器 (蓄電池) 代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)	常設代用交流電源設備 (ガスランダム発電機) 緊急時対策所用代用交流電源設備 (ガスランダム発電機) 緊急時対策所用		コントロール建屋 地下2階	原子炉建屋 地上1階 5号炉原子炉建屋地上3階	屋外 (5号炉東側保管場所)	流路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内		有線系回線	有線系回線	衛星系回線 (通信事業者回線)	主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（常設）		コントロール建屋 地下2階	廃棄物処理建屋 地下1階 6号炉 地上1階 7号炉 原子炉建屋 地上3階	5号炉 原子炉建屋 地上3階	<p>表2.19.34 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所内）(2/2)（緊急時対策所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">設計基準対象施設</th><th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th></tr> <tr> <th></th><th>送受話器設備</th><th>電力保安通信用電話設備</th><th>衛星電話設備（固定型）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>水槽</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>駆動電源</td><td>通信用電源装置 (蓄電池) 緊急時対策所用 原子炉建屋 地上1階</td><td>ディーゼル発電機 建屋 T.P.10.0m</td><td>常設代用交流電源設備 (ガスランダム発電機) 緊急時対策所用 原子炉建屋 地上1階</td></tr> <tr> <td></td><td>原子炉建屋 地下2階</td><td>原子炉建屋 地上2階</td><td>屋外 (緊急時対策建屋 地上1階)</td></tr> <tr> <td>流路 (伝送路)</td><td>発電所内</td><td>発電所内</td><td>発電所内</td></tr> <tr> <td></td><td>有線系回線</td><td>有線系回線</td><td>衛星系回線 (通信事業者回線)</td></tr> <tr> <td>主要設備設置場所</td><td>制御装置</td><td>交換機</td><td>衛星電話設備（固定型）</td></tr> <tr> <td></td><td>緊急時対策建屋 地上1階</td><td>原子炉建屋 地上2階</td><td>緊急時対策建屋 地上2階</td></tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備		送受話器設備	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	ポンプ	不要	不要	不要	水槽	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	通信用電源装置 (蓄電池) 緊急時対策所用 原子炉建屋 地上1階	ディーゼル発電機 建屋 T.P.10.0m	常設代用交流電源設備 (ガスランダム発電機) 緊急時対策所用 原子炉建屋 地上1階		原子炉建屋 地下2階	原子炉建屋 地上2階	屋外 (緊急時対策建屋 地上1階)	流路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内		有線系回線	有線系回線	衛星系回線 (通信事業者回線)	主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）		緊急時対策建屋 地上1階	原子炉建屋 地上2階	緊急時対策建屋 地上2階	<p>【女川】 電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池），泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）(62-32参照)</p> <p>【女川】 機器配置設計の相違</p> <p>【女川】 名称の相違 制御建屋⇒原子炉補助建屋</p> <p>【女川】 機器配置設計の相違</p> <p>【柏崎】 記載方針の相違 2-3①とのおり</p> <p>【柏崎】 記載方針の相違 2-3②とのおり</p> <p>【女川】 電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池），泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）(62-32参照)</p> <p>【女川】 機器配置設計の相違</p> <p>【女川】 名称の相違 緊急時対策建屋⇒緊急時対策所</p>
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																								
	送受話器 (ベーベンジング)	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）																																																																																																								
ポンプ	不要	不要	不要																																																																																																								
水槽	不要	不要	不要																																																																																																								
駆動用空気	不要	不要	不要																																																																																																								
潤滑油	不要	不要	不要																																																																																																								
冷却水	不要	不要	不要																																																																																																								
駆動電源	充電器 (蓄電池) 非常用ディーゼル発電機 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)	充電器 (蓄電池) 代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)	常設代用交流電源設備 (ガスランダム発電機) 緊急時対策所用代用交流電源設備 (ガスランダム発電機) 緊急時対策所用																																																																																																								
	コントロール建屋 地下2階	原子炉建屋 地上1階 5号炉原子炉建屋地上3階	屋外 (5号炉東側保管場所)																																																																																																								
流路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内																																																																																																								
	有線系回線	有線系回線	衛星系回線 (通信事業者回線)																																																																																																								
主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（常設）																																																																																																								
	コントロール建屋 地下2階	廃棄物処理建屋 地下1階 6号炉 地上1階 7号炉 原子炉建屋 地上3階	5号炉 原子炉建屋 地上3階																																																																																																								
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																								
	送受話器設備	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）																																																																																																								
ポンプ	不要	不要	不要																																																																																																								
水槽	不要	不要	不要																																																																																																								
駆動用空気	不要	不要	不要																																																																																																								
潤滑油	不要	不要	不要																																																																																																								
冷却水	不要	不要	不要																																																																																																								
駆動電源	通信用電源装置 (蓄電池) 緊急時対策所用 原子炉建屋 地上1階	ディーゼル発電機 建屋 T.P.10.0m	常設代用交流電源設備 (ガスランダム発電機) 緊急時対策所用 原子炉建屋 地上1階																																																																																																								
	原子炉建屋 地下2階	原子炉建屋 地上2階	屋外 (緊急時対策建屋 地上1階)																																																																																																								
流路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内																																																																																																								
	有線系回線	有線系回線	衛星系回線 (通信事業者回線)																																																																																																								
主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）																																																																																																								
	緊急時対策建屋 地上1階	原子炉建屋 地上2階	緊急時対策建屋 地上2階																																																																																																								

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>表3.19-35 衛星電話設備（常設）の設計基準対象施設との独立性（発電所内）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器及び電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備（常設）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、<b>基準地震動Sa</b>で機能維持できる設計とすることで、<b>基準地震動Sa</b>が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>衛星電話設備（常設）を設置する中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、<b>基準津波が到達しない位置</b>に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（常設）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（常設）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-2~7) (62-3-2, 62-3-3, 62-3-10~12, 62-3-16) (62-4-3)</p>	項目	設計基準対象施設	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器及び電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（常設）	共通要因故障	地震	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、 <b>基準地震動Sa</b> で機能維持できる設計とすることで、 <b>基準地震動Sa</b> が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	津波	衛星電話設備（常設）を設置する中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、 <b>基準津波が到達しない位置</b> に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（常設）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。	溢水	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（常設）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。	<p>第3.19-28表 衛星電話設備（固定型）の設計基準対象施設との独立性（発電所内）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器（ペーパン）及び電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備（固定型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>中央制御室及び<b>緊急時対策所</b>内に設置する衛星電話設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、<b>基準地震動Sa</b>で機能維持できる設計とすることで、<b>基準地震動Sa</b>が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>衛星電話設備（固定型）を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>衛星電話設備（固定型）を設置する<b>緊急時対策所</b>は、<b>基準津波が到達しない位置</b>に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準対象施設である送受話器（ペーパン）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-2~6) (62-3-2, 62-3-3, 62-3-4, 62-3-13, 62-3-14) (62-4-3)</p>	項目	設計基準対象施設	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器（ペーパン）及び電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	共通要因故障	地震	中央制御室及び <b>緊急時対策所</b> 内に設置する衛星電話設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、 <b>基準地震動Sa</b> で機能維持できる設計とすることで、 <b>基準地震動Sa</b> が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	津波	衛星電話設備（固定型）を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	衛星電話設備（固定型）を設置する <b>緊急時対策所</b> は、 <b>基準津波が到達しない位置</b> に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	溢水	設計基準対象施設である送受話器（ペーパン）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）	<p>表2.19.35 衛星電話設備（固定型）の設計基準対象施設との独立性（発電所内）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>運転指令設備及び電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備（固定型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>中央制御室及び<b>緊急時対策所</b>内に設置する衛星電話設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、<b>基準地震動Sa</b>が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>衛星電話設備（固定型）を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>衛星電話設備（固定型）を設置する<b>緊急時対策所</b>は、<b>基準津波が到達しない位置</b>に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準対象施設である<b>運転指令設備</b>及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-1~5) (62-2-2, 62-2-4) (62-4-2)</p>	項目	設計基準対象施設	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	共通要因故障	地震	中央制御室及び <b>緊急時対策所</b> 内に設置する衛星電話設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、 <b>基準地震動Sa</b> が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。	津波	衛星電話設備（固定型）を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	衛星電話設備（固定型）を設置する <b>緊急時対策所</b> は、 <b>基準津波が到達しない位置</b> に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	溢水	設計基準対象施設である <b>運転指令設備</b> 及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）	<p><b>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</b></p>								
項目		設計基準対象施設	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																		
	送受話器及び電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（常設）																																																			
共通要因故障	地震	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、 <b>基準地震動Sa</b> で機能維持できる設計とすることで、 <b>基準地震動Sa</b> が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																			
	津波	衛星電話設備（常設）を設置する中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、 <b>基準津波が到達しない位置</b> に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																			
	火災	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（常設）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。																																																			
	溢水	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（常設）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。																																																			
項目	設計基準対象施設	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																			
	送受話器（ペーパン）及び電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）																																																			
共通要因故障	地震	中央制御室及び <b>緊急時対策所</b> 内に設置する衛星電話設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、 <b>基準地震動Sa</b> で機能維持できる設計とすることで、 <b>基準地震動Sa</b> が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																			
	津波	衛星電話設備（固定型）を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																			
	火災	衛星電話設備（固定型）を設置する <b>緊急時対策所</b> は、 <b>基準津波が到達しない位置</b> に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																			
	溢水	設計基準対象施設である送受話器（ペーパン）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）																																																			
項目	設計基準対象施設	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																			
	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）																																																			
共通要因故障	地震	中央制御室及び <b>緊急時対策所</b> 内に設置する衛星電話設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、 <b>基準地震動Sa</b> が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。																																																			
	津波	衛星電話設備（固定型）を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																			
	火災	衛星電話設備（固定型）を設置する <b>緊急時対策所</b> は、 <b>基準津波が到達しない位置</b> に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																			
	溢水	設計基準対象施設である <b>運転指令設備</b> 及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）																																																			
<p>表2.19.36 テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの多様性又は位置的分散（発電所内）（緊急時対策所）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th rowspan="2">重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>運転指令設備</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水槽</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">駆動油圧</td> <td>運転指令設備 (蓄電池)</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>蓄電池発電所 (蓄電池)</td> <td>駆動油対策所 代文部省認可設備 (運転指令設備)</td> </tr> <tr> <td>電気油圧 T.P.47.8m</td> <td>ディーゼル発電機 機組 T.P.10.3m</td> <td>複合油密装置所 T.P.30.1m及び管路系 施所T.P.17.3m</td> <td>油圧(緊急待機蓄電池)</td> </tr> <tr> <td>(伝送)</td> <td>蓄電池内</td> <td>蓄電池内</td> <td>蓄電池内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要設備 設置場所</td> <td>有漏系50編</td> <td>有漏系50編</td> <td>有漏系50編</td> <td>フジニックスシステム(供給水・供給 排水)及びインターフォン</td> </tr> <tr> <td>制御装置</td> <td>交換機</td> <td>交換機</td> <td>フジニックスシステム(供給水・供給 排水)及びインターフォン</td> </tr> <tr> <td>電気油圧 T.P.47.8m</td> <td>複合油密装置所T.P.30.3m 及び管路系施所T.P.17.3m</td> <td>複合油密装置所T.P.30.3m 及び管路系施所T.P.17.3m</td> <td>緊急時対策所内及び緊急時対 策施設内</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【女川】</b>電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）(62-32参照)</p> <p><b>【女川】</b>機器配置設計の相違</p>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	運転指令設備	電力保安通信用電話設備	ポンプ	不要	不要	不要	水槽	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	蓄電池	不要	不要	不要	駆動油圧	運転指令設備 (蓄電池)	ディーゼル発電機	蓄電池発電所 (蓄電池)	駆動油対策所 代文部省認可設備 (運転指令設備)	電気油圧 T.P.47.8m	ディーゼル発電機 機組 T.P.10.3m	複合油密装置所 T.P.30.1m及び管路系 施所T.P.17.3m	油圧(緊急待機蓄電池)	(伝送)	蓄電池内	蓄電池内	蓄電池内	主要設備 設置場所	有漏系50編	有漏系50編	有漏系50編	フジニックスシステム(供給水・供給 排水)及びインターフォン	制御装置	交換機	交換機	フジニックスシステム(供給水・供給 排水)及びインターフォン	電気油圧 T.P.47.8m	複合油密装置所T.P.30.3m 及び管路系施所T.P.17.3m	複合油密装置所T.P.30.3m 及び管路系施所T.P.17.3m	緊急時対策所内及び緊急時対 策施設内	
項目		設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																
	運転指令設備	電力保安通信用電話設備																																																			
ポンプ	不要	不要	不要																																																		
水槽	不要	不要	不要																																																		
駆動用空気	不要	不要	不要																																																		
潤滑油	不要	不要	不要																																																		
蓄電池	不要	不要	不要																																																		
駆動油圧	運転指令設備 (蓄電池)	ディーゼル発電機	蓄電池発電所 (蓄電池)	駆動油対策所 代文部省認可設備 (運転指令設備)																																																	
	電気油圧 T.P.47.8m	ディーゼル発電機 機組 T.P.10.3m	複合油密装置所 T.P.30.1m及び管路系 施所T.P.17.3m	油圧(緊急待機蓄電池)																																																	
	(伝送)	蓄電池内	蓄電池内	蓄電池内																																																	
主要設備 設置場所	有漏系50編	有漏系50編	有漏系50編	フジニックスシステム(供給水・供給 排水)及びインターフォン																																																	
	制御装置	交換機	交換機	フジニックスシステム(供給水・供給 排水)及びインターフォン																																																	
	電気油圧 T.P.47.8m	複合油密装置所T.P.30.3m 及び管路系施所T.P.17.3m	複合油密装置所T.P.30.3m 及び管路系施所T.P.17.3m	緊急時対策所内及び緊急時対 策施設内																																																	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
		<p style="color: red;">表2.19.37 テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの設計基準対象施設との独立性（発電所内）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th rowspan="2">重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>運転指令設備及び電力保安通信用電話設備</th> <th>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; text-align: center;">共通 要因 故障</td> <td style="text-align: center;">地震</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置するテレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンを設置する緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火災</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備であるテレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">溢水</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備であるテレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン	共通 要因 故障	地震	—	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置するテレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。	津波	—	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンを設置する緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	—	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備であるテレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）	溢水	—	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備であるテレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）	【女川】 設計の相違 2-2③記載のとおり。
項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																		
	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン																				
共通 要因 故障	地震	—	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置するテレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。																			
	津波	—	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンを設置する緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																			
	火災	—	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備であるテレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）																			
	溢水	—	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備であるテレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）																			

(62-8-1～4)

(62-2-4)

(62-4-2)

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS表示装置は、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に一式を設置し、故障時及び保守点検時のバックアップ用として、自動的に一式を保管する設計とする。</p>	<p><b>3.19.2.1.4.2 安全パラメータ表示システム（SPDS）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</b></p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<b>2.3.2 容量等</b>」に示す。 安全パラメータ表示システム（SPDS）は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS表示装置は、<b>緊急時対策所</b>内に一式を設置し、故障時及び保守点検時のバックアップ用として、自動的に一式を保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-6-12～24)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<b>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</b>」に示す。 安全パラメータ表示システム（SPDS）は、二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<b>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</b>」に示す。</p> <p>常設重大事故緩和設備に該当する安全パラメータ表示システム（SPDS）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>制御建屋</b>及び<b>緊急時対策所</b>内に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、その機能が損なわれるおそれがないよう、<b>第3.19-29表</b>及び<b>第3.19-30表</b>に示すとおり、多様性</p>	<p><b>2.19.2.1.4.2 データ伝送設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</b></p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<b>1.3.2 容量等</b>」に示す。 データ伝送設備（発電所内）は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）のうちデータ表示端末は、<b>緊急時対策所指揮所</b>内に一式を設置し、故障時及び保守点検時のバックアップ用として、自動的に一式を保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-5-12～19)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<b>1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</b>」に示す。 データ伝送設備（発電所内）は、二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<b>1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</b>」に示す。</p> <p>常設重大事故緩和設備に該当するデータ伝送設備（発電所内）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>原子炉補助建屋</b>及び<b>緊急時対策所指揮所</b>内に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、その機能が損なわれるおそれがないよう、<b>表2.19.38</b>及び<b>表2.19.39</b>に示すとおり、多様性を確保</p>	<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>常設重大事故緩和設備に該当する安全パラメータ表示システム（SPDS）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>制御建屋</b>及び<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に設置する。</p> <p><b>【女川】名称の相違</b> 制御建屋⇒原子炉補助建屋</p> <p><b>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</b></p>

## 自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

表 3.19-38 安全パラメータ表示システム (SPDS) の多様性又は位置的分散

項目	重大事故種と設備							
	安全パラメータ表示システム (SPDS)							
	データ 伝送装置	SPDS 表示装置	緊急時対策支援 システム伝送装置					
ポンプ	不要	不要	不要	不要				
水源	不要	不要	不要	不要				
駆動用空気	不要	不要	不要	不要				
潤滑油	不要	不要	不要	不要				
冷却水	不要	不要	不要	不要				
駆動電源	無停電 電源装置 (6号炉) 常用逆 変電器 (蓄電池) (7号炉)  コントロ ール 建屋 地上1階 地下1階	非常用 ディーゼル 発電機	常設代用交 替電源設備 (蓄電池 ターピング発 電機)	可搬型代 替交流電 源設備 (電源車)	非常用ディ ーゼル発電機	代替交流 電源設備 (5号炉原子炉 建屋内緊急時 対策用可搬型 電源設備)	非常用ディ ーゼル発電 機	代替交流 電源設備 (5号炉原子炉 建屋内緊急時 対策用可搬型 電源設備)
流路 (伝送路)	発電所内 線間		—		発電所内 線間			
主要設備 設置場所	有線系回線		—		有線系回線			
	無線系回線		—		無線系回線			
コントロ ール 建屋 地上1階	データ 伝送装置		SPDS 表示装置	緊急時対策支援 システム伝送装置				
	コントロール建屋 地上1階		5号炉原子炉建屋 地上1階		5号炉原子炉建屋 地上1階			

女川原子力発電所2号炉

を確保し、頑健性を持たせた設計とする。

第3.19-29表 安全パラメータ表示システム (SPDS) の多様性又は位置的分散 (1/2)

項目	重大事故緩和設備			
	安全パラメータ表示システム (SPDS)			
	データ収集装置			
ポンプ			不要	
水源			不要	
駆動用空気			不要	
潤滑油			不要	
冷却水			不要	
駆動電源	125V充電器 (125V蓄電池)	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備 (ガスターイン発電機)	可搬型代替交流電源設備 (貯源車)
	制御建屋 地下1階	扇子炉建屋 地上1階	屋外 (緊急用電気品建 屋地上1階)	屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及 び第4保管エリア)
流路 (伝送路)	発電所内 導管間			
	有線系回線			
	無線系回線			
主要設備 設置場所	データ収集装置			
	制御建屋 地上3階			

第3.19-29表 安全パラメータ表示システム（SPDS）の多様性又は位置的分散(2/2)

項目	重大事故報和設備					
	安全パラメータ表示システム(SPSIS)					
	SPSIS表示装置		SPDISL送装置			
ポンプ	不要		不要			
水漏	不要		不要			
駆動用空気	不要		不要			
潤滑油	不要		不要			
冷却水	不要		不要			
駆動電源	125V充電器 (125V蓄電池)	常設代替交流 電源設備 (ガスタービン 発電機)	緊急時対策所 用代替交流 電源設備 (蓄電池) 緊急時対策所用	125V充電器 (125V蓄電池)	常設代替交流 電源設備 (ガスタービン 発電機)	緊急時対策所 用代替交流電 源設備(電源 車)(緊急時公 用内用)
	緊急時 対策所用 地上1階	屋外 (緊急用電氣 品庫建地1上 階)	屋外 (緊急用電氣 品庫建地1上 階)	緊急時 対策所用 地上1階	屋外 (緊急用電氣 品庫建地1上 階)	屋外 (緊急対策 建屋北側)
流路 (伝送路)	-			緊急専用 建屋北側		
	-			有數系回廊		
	-			無數系回廊		
主要設備 設置場所	SPSIS表示装置			SPDISL送装置		
	緊急時対策所 地下1階					

泊発電所3号炉

し、頑健性を持たせた設計とする。

表2.19.38 データ伝送設備（発電所内）の多様性又は位置的分散(1/2)

項目	重大事故緩和設備			
	データ伝送設備(発電所内)			
	データ収集計算機			
ポンプ			不要	
水源			不要	
駆動用空気			不要	
潤滑油			不要	
冷却水			不要	
駆動電源	無停電電源 (UPS)	ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備(代替非常用電源) (代替非常用電源)	可搬型代替交流電源設備(可搬型代替電源) (搬入)
	原子炉辅助建屋 T.P.17.8m	ディーゼル発電機 建屋T.P.10.3m	屋外(3号炉東側 31mエリア)	屋外(1号炉西側31m エリア,2号炉東側31 mエリア(2))
流路 (伝送路)	発電所内 建屋間			
	有機系回路			
	無機系回路			
主要設備 設置場所	データ収集計算機			
	原子炉辅助建屋 T.P.17.8m			

### 【女川】電源構成の相違

125V 充電器↔無停電電源 (UPS)

## 【女川】機器配置設計の相違

【女川】設計の相違 2-2@記載のとおり。

#### 【女川】名称の相違

制御建屋 ⇄ 原子炉補助建屋

表2.19.38 データ伝送設備（発電所内）の多様性又は位置的分散(2/2)

項目	重大事故級和設備		
	データ伝送設備(発電所内)		
	データ表示端末		
ポンプ		不要	
水源		不要	
駆動用空気		不要	
潤滑油		不要	
冷却水		不要	
駆動電源	ディーゼル発電機	常設代用交流電源設備 (代替非常用発電機)	緊急時対策所用 代替交流電源設備 (緊急時対策 所用発電機)
	ディーゼル発電機標準 T.P.10.3m	屋外(3号伊東側 31mエリア)	屋外(緊急時対策所 エリア)
流路 (伝送路)	—		
	—		
	—		
主要設備 設置場所	データ表示端末		
	緊急時対策所指揮所		

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】 表 3.19-39 安全パラメータ表示システム (SPDS) の頑健性</p> <table border="1"> <tr> <td>重大事故緩和設備</td></tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)</td></tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ伝送装置は、耐震性を有するコントロール建屋内に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。 安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。</td></tr> <tr> <td>(62-2-2～4, 62-2-7) (62-3-2, 62-3-4, 62-3-12) (62-4-9)</td></tr> </table>	重大事故緩和設備	安全パラメータ表示システム (SPDS)	安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ伝送装置は、耐震性を有するコントロール建屋内に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。 安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。	(62-2-2～4, 62-2-7) (62-3-2, 62-3-4, 62-3-12) (62-4-9)	<p>第3.19-30表 安全パラメータ表示システム (SPDS) の頑健性</p> <table border="1"> <tr> <td>重大事故緩和設備</td></tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)</td></tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ収集装置は、耐震性を有する制御建屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。 安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。</td></tr> <tr> <td>(62-2-2, 62-2-3, 62-2-6) (62-3-2, 62-3-3, 62-3-14) (62-4-9)</td></tr> </table>	重大事故緩和設備	安全パラメータ表示システム (SPDS)	安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ収集装置は、耐震性を有する制御建屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。 安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。	(62-2-2, 62-2-3, 62-2-6) (62-3-2, 62-3-3, 62-3-14) (62-4-9)	<p>表2.19.39 データ伝送設備（発電所内）の頑健性</p> <table border="1"> <tr> <td>重大事故緩和設備</td></tr> <tr> <td>データ伝送設備（発電所内）</td></tr> <tr> <td>データ伝送設備（発電所内）のうち、データ収集計算機は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。 データ伝送装置（発電所内）のうち、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、基準地震動で機能維持できる設計とする。</td></tr> <tr> <td>(62-8-2, 62-8-3, 62-8-6) (62-2-1, 62-2-2, 62-2-4) (62-4-8)</td></tr> </table>	重大事故緩和設備	データ伝送設備（発電所内）	データ伝送設備（発電所内）のうち、データ収集計算機は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。 データ伝送装置（発電所内）のうち、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、基準地震動で機能維持できる設計とする。	(62-8-2, 62-8-3, 62-8-6) (62-2-1, 62-2-2, 62-2-4) (62-4-8)	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり 【女川】設計の相違 2-2⑩記載のとおり。</p>
重大事故緩和設備															
安全パラメータ表示システム (SPDS)															
安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ伝送装置は、耐震性を有するコントロール建屋内に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。 安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。															
(62-2-2～4, 62-2-7) (62-3-2, 62-3-4, 62-3-12) (62-4-9)															
重大事故緩和設備															
安全パラメータ表示システム (SPDS)															
安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ収集装置は、耐震性を有する制御建屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。 安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。															
(62-2-2, 62-2-3, 62-2-6) (62-3-2, 62-3-3, 62-3-14) (62-4-9)															
重大事故緩和設備															
データ伝送設備（発電所内）															
データ伝送設備（発電所内）のうち、データ収集計算機は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。 データ伝送装置（発電所内）のうち、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、基準地震動で機能維持できる設計とする。															
(62-8-2, 62-8-3, 62-8-6) (62-2-1, 62-2-2, 62-2-4) (62-4-8)															

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>3.19.2.1.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</b>  <b>3.19.2.1.5.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</b></p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.2 容量等</a>」に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置は、想定される重大事故等時、<a href="#">送受話器（ペーリング）</a>及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、発電所内の建屋内で必要な通信連絡を行うために必要な台数を保管する設計とする。</p> <p>中央制御室内に保管する携行型通話装置は、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-6-4, 62-6-10)</p>	<p><b>2.19.2.1.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</b>  <b>2.19.2.1.5.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</b></p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.2 容量等</a>」に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置は、想定される重大事故等時、<a href="#">運転指令設備</a>及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、発電所内の建屋内で必要な通信連絡を行うために必要な台数を保管する設計とする。</p> <p>中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管する携行型通話装置は、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-5-3, 62-5-9)</p>	
	<p>無線連絡設備（携帯型）は、想定される重大事故等時、<a href="#">送受話器（ペーリング）</a>及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、屋外と<a href="#">緊急時対策所</a>及び中央制御室の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-6-4, 62-6-11)</p>	<p>無線連絡設備（携帯型）は、想定される重大事故等時、<a href="#">運転指令設備</a>及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、屋外と<a href="#">緊急時対策所指揮所</a>及び中央制御室の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-5-3, 62-5-11)</p>	<p><a href="#">【柏崎刈羽】記載方針の相違 2-3②のとおり</a></p>
	<p>衛星電話設備（携帯型）は、想定される重大事故等時、<a href="#">送受話器（ペーリング）</a>、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<a href="#">局線加入電話設備</a>及び専用電話設備が使用できない状況において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の保管台数は、必要な台数に加え、保守点検又は故障時のバックアップ用として、自動的に十分に余裕のある台数を保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-6-4, 62-6-6)</p>	<p>衛星電話設備（携帯型）は、想定される重大事故等時、<a href="#">運転指令設備</a>、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<a href="#">携帯電話</a>、<a href="#">加入電話設備</a>及び専用電話設備が使用できない状況において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の保管台数は、必要な台数に加え、保守点検又は故障時のバックアップ用として、自動的に十分に余裕のある台数を保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-5-3, 62-5-5)</p>	<p><a href="#">【女川】設計の相違 2-2⑤記載のとおり</a></p>
	<p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は</p>	<p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は</p>	<p><a href="#">【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</a></p>

## 【柏崎刈羽 6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

無線連絡設備（可搬型）は、想定される重大事故等時、送受話器及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、屋外と[5号炉原子炉建屋内緊急時対策所](#)の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各重大事故シーケンスで使用する場合の必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。

無線連絡設備（携帯型）は、想定される重大事故等時、[送受話器（ペーリング）](#)及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、屋外と[緊急時対策所](#)及び中央制御室の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。

(62-6-4, 62-6-11)

衛星電話設備（携帯型）は、想定される重大事故等時、[送受話器（ペーリング）](#)、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、[局線加入電話設備](#)及び専用電話設備が使用できない状況において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。

衛星電話設備（携帯型）の保管台数は、必要な台数に加え、保守点検又は故障時のバックアップ用として、自動的に十分に余裕のある台数を保管する設計とする。

(62-6-4, 62-6-6)

(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）

(i) 要求事項

常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、端末である携行型通話装置と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池等の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置と専用接続箱との接続については、必要に応じて敷設する中継用ケーブルドラムを使用することを可能な設計とし、専用接続箱との接続と同様、確実及び簡便な接続が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-8-2)</p> <p>無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、常設設備と接続せず使用可能な設計とする。</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (i) 要求事項 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋）の外から水又は電力を供給するものに限る。の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置は、原子炉建屋の外から水又は電力を供給するための設備ではなく、中央制御室と建屋内の必要なある場所との間で必要な通信連絡を行うことを目的として設置する設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、常設設備と接続せず充電式電池からの給電により使用可能な設計とする。</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、端末である携行型通話装置と通話装置用ケーブル及び携行型通話装置ジャック箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置と携行型通話装置ジャック箱との接続については、必要に応じて敷設する通話装置用ケーブルを使用することを可能な設計とし、携行型通話装置ジャック箱との接続と同様、確実及び簡便な接続が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-7-1)</p> <p>無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、常設設備と接続せず使用可能な設計とする。</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (i) 要求事項 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（周辺補機棟）の外から水又は電力を供給するものに限る。の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置は、周辺補機棟の外から水又は電力を供給するための設備ではなく、中央制御室と建屋内の必要なある場所との間で必要な通信連絡を行うことを目的として設置する設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、常設設備と接続せず充電式電池又は乾電池からの給電により使用可能な設計とする。</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>【女川】記載の相違 女川：中継用ケーブル、専用接続箱 泊：通話装置用ケーブル、携行型通話装置ジャック箱 【女川】泊3号炉は乾電池式</p> <p>【女川】記載表現の相違 女川：中継用ケーブル、専用接続箱 泊：通話装置用ケーブル、携行型通話装置ジャック箱</p> <p>【女川】名称の相違 原子炉建屋⇒周辺補機棟</p> <p>【女川】名称の相違 原子炉建屋⇒周辺補機棟</p> <p>【女川】泊3号炉の無線連絡設備（携帯型）は充電式電池と乾電池がある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性          基本方針については、「<a href="#">2.3.3 環境条件等</a>」に示す。          携行型通話装置の設置場所、操作場所のうち、<b>制御建屋地上3階</b>の中央制御室、<b>制御建屋地上2階</b>、<b>地上1階及び地下1階</b>で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>原子炉建屋付属棟地上3階、地上1階及び地下1階で操作する携行型通話装置は、その他の建屋内で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟地上2階、地上1階、地下中1階、地下1階及び地下2階で操作する携行型通話装置は、<b>原子炉建屋原子炉棟</b>内で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、<b>原子炉建屋内に中継用ケーブル</b>を敷設して携行型通話装置を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</p> <p>なお、対策を行った上でも操作位置の放射線量が高く操作ができない場合は、放射線量が高くなるおそれがない別の<b>設置場所</b>に移動することにより操作が可能である。  <a href="#">(62-3-2～12)</a></p> <p>無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれがないため操作が可能である。  <a href="#">(62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)</a></p>	<p>(ii) 適合性          基本方針については、「<a href="#">1.3.3 環境条件等</a>」に示す。          携行型通話装置の設置場所、操作場所のうち、<b>原子炉補助建屋T.P. 17.8m</b>の中央制御室、<b>原子炉補助建屋T.P. 40.3m, T.P. 33.1m, T.P. 24.8m, T.P. 10.3m</b>及び<b>T.P. -1.7m</b>で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p>	<p>【女川】建屋配置設計及び操作場所の相違</p>
			<p>【女川】建屋配置設計及び操作場所の相違</p>
		<p>周辺補機棟T.P. 43.6m, T.P. 40.3m, T.P. 33.1m, T.P. 24.8m, T.P. 17.8m, T.P. 10.3m及び<b>T.P. 2.3m（中間床）</b>で操作する携行型通話装置は、<b>周辺補機棟</b>内で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、<b>周辺補機棟内に通話装置用ケーブル</b>を敷設して携行型通話装置を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</p>	<p>【女川】建屋配置設計及び操作場所の相違</p> <p>【女川】名称の相違  <b>原子炉建屋原子炉棟</b>⇒<b>周辺補機棟</b></p>
		<p>なお、対策を行った上でも操作位置の放射線量が高く操作ができない場合は、放射線量が高くなるおそれがない別の<b>操作場所</b>に移動することにより操作が可能である。  <a href="#">(62-7-1)</a></p>	<p>【女川】記載の相違  <b>女川：中継用ケーブル、泊：通話装置用ケーブル</b></p>
		<p>無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれがないため操作が可能である。  <a href="#">(62-7-2, 62-7-3)</a></p>	<p>【女川】泊3号炉では携行型通話装置の使用場所を操作場所として記載している。</p>
	<p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）          (i) 要求事項          地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性          基本方針については、「<a href="#">2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考</p>	<p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）          (i) 要求事項          地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性          基本方針については、「<a href="#">1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考</p>	

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> 無線連絡設備（可搬型）は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> 内に保管し、送受話器、電力保安信用電話設備、無線連絡設備（常設）、衛星電話設備（常設）及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンと位置的分散を図る設計とする。	無線連絡設備（可搬型）は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室及び <u>緊急時対策所</u> 内に保管し、送受話器（ページング）、電力保安信用電話設備、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）と位置的分散を図る設計とする。  (62-3-2～12)	無線連絡設備（可搬型）は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室及び <u>緊急時対策所</u> 内に保管し、送受話器（ページング）、電力保安信用電話設備、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）と位置的分散を図る設計とする。  (62-7-1)	【女川】 設計の相違 2-2⑧記載のとおり。
衛星電話設備（可搬型）は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> 内に保管し、送受話器、電力保安信用電話設備、テレビ会議システム（社内向）、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、無線連絡設備（常設）、衛星電話設備（常設）、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備と位置的分散を図る設計とする。	衛星電話設備（可搬型）は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた <u>緊急時対策所</u> 内に保管し、送受話器（ページング）、電力保安信用電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備、 <u>局線加入電話設備</u> 、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備と位置的分散を図る設計とする。  (62-3-2～4, 62-3-13, 62-3-14)	衛星電話設備（可搬型）は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた <u>緊急時対策所指揮所</u> 及び <u>中央制御室</u> 内に保管し、運転指令設備、電力保安信用電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備、 <u>加入電話設備</u> 、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備と位置的分散を図る設計とする。  (62-7-2, 62-7-3)	【柏崎】 記載方針の相違 2-3②のとおり 【女川】 設計の相違 2-2⑦記載のとおり。
<b>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</b> <b>(i) 要求事項</b> 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。 <b>(ii) 適合性</b> 基本方針については、「 <u>2.3.4 操作性及び試験・検査性</u> 」に示す。 携行型通話装置は、中央制御室内に保管し、人が運搬及び携行し、建屋内で使用することが可能な設計とする。	<b>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</b> <b>(i) 要求事項</b> 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。 <b>(ii) 適合性</b> 基本方針については、「 <u>1.3.4 操作性及び試験・検査性</u> 」に示す。 携行型通話装置は、中央制御室及び <u>原子炉補助建屋内</u> に保管し、人が運搬及び携行し、建屋内で使用することが可能な設計とする。  (62-7-3～9)	<b>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</b> <b>(i) 要求事項</b> 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。 <b>(ii) 適合性</b> 基本方針については、「 <u>1.3.4 操作性及び試験・検査性</u> 」に示す。 携行型通話装置は、中央制御室及び <u>原子炉補助建屋内</u> に保管し、人が運搬及び携行し、建屋内で使用することが可能な設計とする。  (62-6-2～12)	【女川】 設計の相違 2-2⑧記載のとおり。  【柏崎】 記載方針の相違 2-3②のとおり
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> 無線連絡設備（可搬型）及び衛星電話設備（可搬型）は、 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> 内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。	無線連絡設備（可搬型）は、中央制御室及び <u>緊急時対策所</u> 内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。	無線連絡設備（可搬型）は、中央制御室及び <u>緊急時対策所待機所</u> 内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。	【柏崎】 記載方針の相違 2-3②のとおり

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>無線連絡設備（可搬型）及び衛星電話設備（可搬型）は、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。</p> <p>(62-7-2~9)</p> <p>(62-7-2)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によつて、設計基準事故対処設備の安全機能、<b>使用済燃料貯蔵槽</b>の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<b>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</b>」に示す。</p> <p>可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備に該当する携行型通話装置の電源は、同様の機能を持つ<b>送受話器（ページング）</b>及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう、乾電池等を使用することで、<b>第3.19-31表</b>で示すとおり、<b>非常用ディーゼル発電機</b>又は<b>通信用電源装置（蓄電池）</b>からの給電により使用する<b>送受話器（ページング）</b>及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、携行型通話装置は、中央制御室内に保管することで、<b>第3.19-31表</b>で示すとおり、<b>送受話器（ページング）</b>及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>制御建屋地上3階に保管し、送受話器（ページング）</b>及び<b>電力保安通信用電話設備</b>の主要設備は<b>制御建屋地上2階に設置すること</b>により位置的分散を図り、共通要因によつて、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>携行型通話装置の独立性については、<b>第3.19-32表</b>で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の電源は、同様の機能を<b>送受話器（ページング）</b>及び<b>電力保安通信用電話設備</b>と共に要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、充電式電池を使用することで、<b>第3.19-33表</b>で示すとおり、<b>非常用ディーゼル発電機</b>又は<b>通信用電源装置（蓄電池）</b>から</p> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によつて、設計基準事故対処設備の安全機能、<b>使用済燃料ピット</b>の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「<b>1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</b>」に示す。</p> <p>可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備に該当する携行型通話装置の電源は、同様の機能を持つ<b>運転指令設備</b>及び<b>電力保安通信用電話設備</b>と共に要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう、乾電池を使用することで、<b>表2.19.40</b>で示すとおり、<b>ディーゼル発電機</b>又は<b>運転指令設備電源（蓄電池）</b>からの給電により使用する<b>運転指令設備</b>及び<b>ディーゼル発電機</b>又は<b>通信機器電源（蓄電池）</b>からの給電により使用する<b>電力保安通信用電話設備</b>に対して多様性を有する設計とする。また、携行型通話装置は、中央制御室及び<b>原子炉補助建屋内</b>に保管することで、<b>表2.19.40</b>で示すとおり、<b>運転指令設備</b>及び<b>電力保安通信用電話設備</b>と共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>原子炉補助建屋T.P.17.8mに保管し、運転指令設備の主要設備は電気建屋T.P.17.8mに設置し、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所T.P.30.1m及び管理事務所T.P.17.3mに設置すること</b>により位置的分散を図り、共通要因によつて、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>携行型通話装置の独立性については、<b>表2.19.41</b>で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の電源は、同様の機能を<b>運転指令設備</b>及び<b>電力保安通信用電話設備</b>と共に要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、充電式電池及び<b>乾電池</b>を使用することで、<b>表2.19.42</b>で示すとおり、<b>ディーゼル発電機</b>又は<b>運転指令設備電源（蓄電池）</b>からの給</p> <p><b>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</b>  <b>【女川】設計の相違2-2⑦記載のとおり。</b></p> <p><b>【女川】泊3号炉の携行型通話装置の電源は乾電池のみ。</b>  <b>【女川】電源構成の相違</b>      泊は、非常用交流電源設備に加えて、設備専用の電源を設置している。（運転指令設備電源（蓄電池）は運転指令設備で利用、通信機器電源（蓄電池）は電力保安通信用電話設備で利用。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は、非常用交流電源設備の他、通信用電源装置（蓄電池）を送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備の両方で使用。</li> <li>・「女川2号炉」「泊3号炉」のどちらも蓄電池からの給電となっている。</li> </ul> <p><b>【女川】設計基準事故対処設備である、泊3号炉の運転指令設備及び電力保安通信用電話設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた場所には保管されてはいないが、両設備ともに位置的分散を図っていることから、共通要因で同時に機能を喪失することはない。（島根2号炉も同様）</b></p> <p><b>【女川】泊3号炉の無線連絡設備（携帯型）は充電式電池と乾電池がある。</b>  <b>【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通</b></p>			

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>また、無線連絡設備（可搬型）は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に保管することで、表3.19-42で示すとおり送受話器及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋地上3階に保管し、送受話器及び電力保安通信用電話設備の主要設備はコントロール建屋地下2階、5号炉原子炉建屋地上3階、廃棄物処理建屋地下1階（6号炉）及び地上1階（7号炉）に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>無線連絡設備（可搬型）の独立性については、表3.19-43で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>また、衛星電話設備（可搬型）は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に保管することで、表3.19-44で示すとおり送受話器及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋地上3階に保管し、送受話器及び電力保安通信用電話設備の主要設備はコントロール建屋地下2階、5号炉原子炉建屋地上3階、廃棄物処理建屋地下1階（6号炉）及び地上1階（7号炉）に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p>	<p>の給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管することで、<u>第3.19-33表</u>で示すとおり送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた制御建屋地上3階及び緊急時対策建屋地下2階に保管し、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備の主要設備は制御建屋地上2階及び緊急時対策建屋地上1階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によつて、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の独立性については、<u>第3.19-34表</u>で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の電源は、同様の機能を送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共に要因によつて同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、充電式電池を使用することで、<u>第3.19-35表</u>で示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、<u>第3.19-35表</u>で示すとおり送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共に要因によつて同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策建屋地下2階に保管し、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備の主要設備は制御建屋地上2階及び緊急時対策建屋地上1階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によつて、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>発電所内の衛星電話設備（携帯型）の独立性については、<u>第3.19-36表</u>で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	<p>電により使用する運転指令設備及びディーゼル発電機又は通信機器電源（蓄電池）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所待機所内に保管することで、<u>表2.19.42</u>で示すとおり運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共に要因によつて同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋T.P.17.8m及び緊急時対策所待機所内に保管し、運転指令設備の主要設備は電気建屋T.P.17.8mに設置し、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所T.P.30.1m及び管理事務所T.P.17.3mに設置することにより位置的分散を図り、共通要因によつて、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の独立性については、<u>表2.19.43</u>で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の電源は、同様の機能を運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共に要因によつて同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、充電式電池を使用することで、<u>表2.19.44</u>で示すとおり、ディーゼル発電機又は運転指令設備電源（蓄電池）からの給電により使用する運転指令設備及びディーゼル発電機又は通信機器電源（蓄電池）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に保管することで、<u>表2.19.44</u>で示すとおり運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共に要因によつて同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋T.P.17.8m及び緊急時対策所指揮所に保管し、運転指令設備の主要設備は電気建屋T.P.17.8mに設置し、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所T.P.30.1m及び管理事務所T.P.17.3mに設置することにより位置的分散を図り、共通要因によつて、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>発電所内の衛星電話設備（携帯型）の独立性については、<u>表2.19.45</u>で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	<p>信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）（62-32参照）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【女川】建屋及び機器レイアウトの相違</p> <p>【女川】名称の相違 女川：緊急時対策建屋、泊：緊急時対策所</p> <p>【女川】設計方針の相違。</p> <p>【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）（62-32参照）</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑦記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑦記載のとおり。</p> <p>【女川】設計基準事故対応設備である、泊3号炉の運転指令設備及び電力保安通信用電話設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた場所には保管されてはいないが、両設備ともに位置的分散を図っていることから、共通要因で同時に機能を喪失することはない。（島根2号炉も同様）</p> <p>【女川】名称の相違 緊急時対策建屋⇒緊急時対策所</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																														
	<p><b>第3.19-31 表 携行型通話装置の多様性又は位置的分散</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th rowspan="2">重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器 (ベーピング)</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>運動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>手要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>通信用電源装置 (蓄電池)</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>通信用電源装置(蓄電池) 乾電池(本体内蔵)</td> </tr> <tr> <td>制御建屋 地上2階</td> <td>原子炉建屋 地上1階</td> <td>制御建屋 地上2階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路 (伝送路)</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備 設置場所</td> <td>制御装置</td> <td>交換機</td> <td>携行型通話装置</td> </tr> <tr> <td>制御建屋 地上2階</td> <td>制御建屋 地上2階</td> <td>制御建屋 地上2階 (保育場付)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器 (ベーピング)	電力保安通信用電話設備	ポンプ	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	運動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	手要	不要	駆動電源	通信用電源装置 (蓄電池)	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置(蓄電池) 乾電池(本体内蔵)	制御建屋 地上2階	原子炉建屋 地上1階	制御建屋 地上2階	流路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内	有線系回線	有線系回線	有線系回線	主要設備 設置場所	制御装置	交換機	携行型通話装置	制御建屋 地上2階	制御建屋 地上2階	制御建屋 地上2階 (保育場付)	<p><b>表2.19.40 携行型通話装置の多様性又は位置的分散</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th rowspan="2">重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>運転指令設備</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>運動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>運転指令設備電源 (蓄電池)</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>通信用電源装置 (蓄電池) 乾電池(本体内蔵)</td> </tr> <tr> <td>電気建屋 T.P.17.8m</td> <td>ディーゼル発電機 建屋 T.P.19.3m</td> <td>総合管理事務所 T.P.30.1m及び看護事務所T.P.17.3m 原子炉補助建屋 T.P.17.8m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路 (伝送路)</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備 設置場所</td> <td>制御装置</td> <td>交換機</td> <td>携行型通話装置</td> </tr> <tr> <td>電気建屋 T.P.17.8m</td> <td>総合管理事務所T.P.30.1m 及び看護事務所T.P.17.3m (保育場付)</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8m (保育場付)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	運転指令設備	電力保安通信用電話設備	ポンプ	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	運動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	運転指令設備電源 (蓄電池)	ディーゼル発電機	通信用電源装置 (蓄電池) 乾電池(本体内蔵)	電気建屋 T.P.17.8m	ディーゼル発電機 建屋 T.P.19.3m	総合管理事務所 T.P.30.1m及び看護事務所T.P.17.3m 原子炉補助建屋 T.P.17.8m	流路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内	有線系回線	有線系回線	有線系回線	主要設備 設置場所	制御装置	交換機	携行型通話装置	電気建屋 T.P.17.8m	総合管理事務所T.P.30.1m 及び看護事務所T.P.17.3m (保育場付)	原子炉補助建屋 T.P.17.8m (保育場付)	<p><b>【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）（62-32参照）</b></p>
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																														
	送受話器 (ベーピング)	電力保安通信用電話設備																																																																																															
ポンプ	不要	不要	不要																																																																																														
水源	不要	不要	不要																																																																																														
運動用空気	不要	不要	不要																																																																																														
潤滑油	不要	不要	不要																																																																																														
冷却水	不要	手要	不要																																																																																														
駆動電源	通信用電源装置 (蓄電池)	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置(蓄電池) 乾電池(本体内蔵)																																																																																														
	制御建屋 地上2階	原子炉建屋 地上1階	制御建屋 地上2階																																																																																														
流路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内																																																																																														
	有線系回線	有線系回線	有線系回線																																																																																														
主要設備 設置場所	制御装置	交換機	携行型通話装置																																																																																														
	制御建屋 地上2階	制御建屋 地上2階	制御建屋 地上2階 (保育場付)																																																																																														
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																														
	運転指令設備	電力保安通信用電話設備																																																																																															
ポンプ	不要	不要	不要																																																																																														
水源	不要	不要	不要																																																																																														
運動用空気	不要	不要	不要																																																																																														
潤滑油	不要	不要	不要																																																																																														
冷却水	不要	不要	不要																																																																																														
駆動電源	運転指令設備電源 (蓄電池)	ディーゼル発電機	通信用電源装置 (蓄電池) 乾電池(本体内蔵)																																																																																														
	電気建屋 T.P.17.8m	ディーゼル発電機 建屋 T.P.19.3m	総合管理事務所 T.P.30.1m及び看護事務所T.P.17.3m 原子炉補助建屋 T.P.17.8m																																																																																														
流路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内																																																																																														
	有線系回線	有線系回線	有線系回線																																																																																														
主要設備 設置場所	制御装置	交換機	携行型通話装置																																																																																														
	電気建屋 T.P.17.8m	総合管理事務所T.P.30.1m 及び看護事務所T.P.17.3m (保育場付)	原子炉補助建屋 T.P.17.8m (保育場付)																																																																																														
	<p><b>第3.19-32 表 携行型通話装置 設計基準対象施設との独立性</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th rowspan="2">重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器(ベーピング)及び電力保安通信用電話設備</th> <th>携行型通話装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>—</td> <td>制御建屋及び原子炉建屋内に設置又は保管する携行型通話装置は、使用する専用通信線及び専用接続端子を含め、<b>基準地震動</b>で機能維持できる設計とすること。<b>基準地震動</b>が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>—</td> <td>携行型通話装置を保管する<b>津波建屋</b>は、津波を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>—</td> <td>設計基準対象施設である<b>送受話器(ベーピング)</b>及び電力保安通信用電話設備、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である<b>携行型通話装置</b>は、火災が共通要因となり故障することはない設計とする。(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>—</td> <td>設計基準対象施設である<b>送受話器(ベーピング)</b>及び電力保安通信用電話設備、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である<b>携行型通話装置</b>は、溢水が共通要因となり故障することはない設計とする。(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器(ベーピング)及び電力保安通信用電話設備	携行型通話装置	共通要因故障	地震	—	制御建屋及び原子炉建屋内に設置又は保管する携行型通話装置は、使用する専用通信線及び専用接続端子を含め、 <b>基準地震動</b> で機能維持できる設計とすること。 <b>基準地震動</b> が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。	津波	—	携行型通話装置を保管する <b>津波建屋</b> は、津波を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	—	設計基準対象施設である <b>送受話器(ベーピング)</b> 及び電力保安通信用電話設備、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である <b>携行型通話装置</b> は、火災が共通要因となり故障することはない設計とする。(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	溢水	—	設計基準対象施設である <b>送受話器(ベーピング)</b> 及び電力保安通信用電話設備、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である <b>携行型通話装置</b> は、溢水が共通要因となり故障することはない設計とする。(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	<p><b>表2.19.41 携行型通話装置 設計基準対象施設との独立性</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th rowspan="2">重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>運転指令設備及び電力保安通信用電話設備</th> <th>携行型通話装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>—</td> <td>原子炉補助建屋及び原子炉建屋内に設置又は保管する<b>運転指令設備</b>及び原子炉建屋内に設置又は保管する<b>携行型通話装置</b>は、使用する専用通信線及び専用接続端子を含め、<b>基準地震動</b>で機能維持できる設計とすることで、<b>基準地震動</b>が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>—</td> <td>携行型通話装置を保管する<b>原子炉補助建屋</b>は、津波を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>—</td> <td>設計基準対象施設である<b>運転指令設備</b>及び電力保安通信用電話設備、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である<b>携行型通話装置</b>は、火災が共通要因となり故障することはない設計とする。(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>—</td> <td>設計基準対象施設である<b>運転指令設備</b>及び電力保安通信用電話設備、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である<b>携行型通話装置</b>は、溢水が共通要因となり故障することはない設計とする。(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	携行型通話装置	共通要因故障	地震	—	原子炉補助建屋及び原子炉建屋内に設置又は保管する <b>運転指令設備</b> 及び原子炉建屋内に設置又は保管する <b>携行型通話装置</b> は、使用する専用通信線及び専用接続端子を含め、 <b>基準地震動</b> で機能維持できる設計とすることで、 <b>基準地震動</b> が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。	津波	—	携行型通話装置を保管する <b>原子炉補助建屋</b> は、津波を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	—	設計基準対象施設である <b>運転指令設備</b> 及び電力保安通信用電話設備、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である <b>携行型通話装置</b> は、火災が共通要因となり故障することはない設計とする。(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	溢水	—	設計基準対象施設である <b>運転指令設備</b> 及び電力保安通信用電話設備、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である <b>携行型通話装置</b> は、溢水が共通要因となり故障することはない設計とする。(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	<p><b>【女川】機器配置設計の相違</b></p>																																																								
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																														
	送受話器(ベーピング)及び電力保安通信用電話設備	携行型通話装置																																																																																															
共通要因故障	地震	—	制御建屋及び原子炉建屋内に設置又は保管する携行型通話装置は、使用する専用通信線及び専用接続端子を含め、 <b>基準地震動</b> で機能維持できる設計とすること。 <b>基準地震動</b> が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。																																																																																														
	津波	—	携行型通話装置を保管する <b>津波建屋</b> は、津波を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																														
	火災	—	設計基準対象施設である <b>送受話器(ベーピング)</b> 及び電力保安通信用電話設備、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である <b>携行型通話装置</b> は、火災が共通要因となり故障することはない設計とする。(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)																																																																																														
	溢水	—	設計基準対象施設である <b>送受話器(ベーピング)</b> 及び電力保安通信用電話設備、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である <b>携行型通話装置</b> は、溢水が共通要因となり故障することはない設計とする。(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																																																																																														
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																														
	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	携行型通話装置																																																																																															
共通要因故障	地震	—	原子炉補助建屋及び原子炉建屋内に設置又は保管する <b>運転指令設備</b> 及び原子炉建屋内に設置又は保管する <b>携行型通話装置</b> は、使用する専用通信線及び専用接続端子を含め、 <b>基準地震動</b> で機能維持できる設計とすることで、 <b>基準地震動</b> が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。																																																																																														
	津波	—	携行型通話装置を保管する <b>原子炉補助建屋</b> は、津波を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																														
	火災	—	設計基準対象施設である <b>運転指令設備</b> 及び電力保安通信用電話設備、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である <b>携行型通話装置</b> は、火災が共通要因となり故障することはない設計とする。(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)																																																																																														
	溢水	—	設計基準対象施設である <b>運転指令設備</b> 及び電力保安通信用電話設備、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である <b>携行型通話装置</b> は、溢水が共通要因となり故障することはない設計とする。(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																																																																																														
		(62-2-2~5) (62-3-2~12) (62-4-3)	(62-8-1~4) (62-2-2, 62-2-3) (62-4-2)																																																																																														

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉

【拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

表 3.19-42 無線連絡設備（可搬型）の多様性又は位置的分散

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	送受話器	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（可搬型）
ポンプ	不要	不要	不要
水槽	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	充電器 (蓄電池) 非常用 ディーゼル 発電機	充電器 (蓄電池)	充電式電池（本体内蔵）
	コントロール 建屋地下2階 原子炉建屋 地上1階 5号炉原子炉 建屋地上3階	廃棄物処理建屋 地下1階	
電路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内
	有線系回線	有線系回線	無線系回線
主要設備 設置場所	制御装置	交換機	無線連絡設備（可搬型）
	コントロール建屋 地下2階	廃棄物処理建屋 地下1階（6号炉）、 地上1階（7号炉）、 5号炉原子炉建屋 地上3階 (保管場所)	5号炉原子炉建屋 地上3階 (保管場所)

表 3.19-43 無線連絡設備（可搬型）の設計基準対象施設との独立性

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	送受話器及び 電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（可搬型）	
地震	—	設置場所である屋外において、人が携行して使用することをねらい、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、基準地盤動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地盤動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	
津波	—	無線連絡設備（可搬型）を保管する <sub>5号炉建屋</sub> は防潮棟を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 無線連絡設備（可搬型）を保管する <sub>緊急時対策所</sub> は、基準津波が超過しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	
火災	—	設計基準対象施設である <sub>送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備</sub> と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（可搬型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	
溢水	—	設計基準対象施設である <sub>送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備</sub> と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（可搬型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	
	(62-2-2～6)	(62-3-2, 62-3-3, 62-3-13, 62-3-14)	(62-4-3)
	(62-3-10, 62-3-11, 62-3-13, 62-3-16)		
	(62-4-3)		

女川原子力発電所2号炉

第3.19-33表 無線連絡設備（携帯型）の多様性又は位置的分散

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	近接誘導 (ページング)	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（携帯型）
ポンプ	不要	不要	不要
水槽	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	充電器 (蓄電池) 非常用 ディーゼル 発電機	充電器 (蓄電池)	充電式電池（本体内蔵）
	コントロール 建屋地下2階 原子炉建屋 地上1階 5号炉原子炉 建屋地上3階	廃棄物処理建屋 地下1階	
電路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内
	有線系回線	有線系回線	無線系回線
主要設備 設置場所	制御装置	交換機	無線連絡設備（携帯型）
	コントロール建屋 地下2階	廃棄物処理建屋 地上1階 緊急時対策建屋 地上1階	廃棄物処理建屋 地上2階 緊急時対策建屋 地下1階 (保管場所)

表2.19.42 無線連絡設備（携帯型）の多様性又は位置的分散

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	運転指令装置	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（携帯型）
ポンプ	不要	不要	不要
水槽	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	運転指令装置 電源 (蓄電池) 緊急時対策建屋 地上1階	デイ-サル 動態機 送信用 衛星装置 発電機	運転用無線装置 (蓄電池) 緊急時対策建屋 地下1階
	制御建屋 地上1階 緊急時対策建屋 地上1階	5号炉建屋 地上1階	充電式電池（本体内蔵）
電路 (伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内
	有線系回線	有線系回線	無線系回線
主要設備 設置場所	制御装置	交換機	無線連絡設備（携帯型）
	制御建屋 地上1階 緊急時対策建屋 地上1階	制御建屋 地上2階 緊急時対策建屋 地下1階 (保管場所)	総合管理事務所TP-130.4m 緊急時対策建屋TP-17.2m 及び緊急事務所TP-17.2m (保管場所)

表2.19.43 無線連絡設備（携帯型）の設計基準対象施設との独立性

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	送受話器（ページング）及び 電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（携帯型）	
地震	—		設置場所である屋外において、人が携行して使用することをねらい、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に保管し、基準地盤動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地盤動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
津波	—		無線連絡設備（携帯型）を保管する <sub>5号炉建屋</sub> は防潮棟を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 無線連絡設備（携帯型）を保管する <sub>緊急時対策所</sub> は、基準津波が超過しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
火災	—		設計基準対象施設である <sub>送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備</sub> と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（携帯型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。
溢水	—		設計基準対象施設である <sub>送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備</sub> と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（携帯型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。

(62-2-2～5)

(62-3-2, 62-3-3, 62-3-13, 62-3-14)

(62-4-3)

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【女川】機器配置設計の相違

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉

【拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

表3.19-44 衛星電話設備（可搬型）の多様性又は位置的分散（発電所内）

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	送受話器	電力保安用通信電話設備	衛星電話設備（可搬型）
ポンプ	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	充電器 (蓄電池) 非常用ディーゼル発電機	充電器 (蓄電池)	充電式電池（本体内蔵）
	コントロール建屋地下2階 地上1階 原子炉建屋 地下1階 5号伊原子炉 建屋地上3階	廃棄物処理建屋 地下1階 5号伊原子炉 建屋地上3階	
流路 (伝送路)	発電所内 発電所内 発電所内	発電所内 発電所内 発電所内	発電所内 発電所内 発電所内
	有線系回線 有線系回線	有線系回線 (通信事業者回線)	有線系回線 (通信事業者回線)
主要設備設置場所	制御装置 コントロール建屋 地下2階 5号伊原子炉 建屋 地上3階 (保管場所)	交換機 制御建屋 地上2階 緊急時対策建屋 地上1階	衛星電話設備（可搬型） 制御建屋 地上2階 緊急時対策建屋 地上1階 (保管場所)

表3.19-45 衛星電話設備（可搬型）の設計基準対象施設との独立性（発電所内）

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	送受話器及び電力保安用通信電話設備	衛星電話設備（可搬型）	
地震	—	—	設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された5号伊原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、基準地震動Seで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
津波	—	—	衛星電話設備（可搬型）を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
火災	—	—	設計基準対象施設である送受話器（ベーベンジング）及び電力保安用通信電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（可搬型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備等の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。
漏水	—	—	設計基準対象施設である送受話器（ベーベンジング）及び電力保安用通信電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（可搬型）は、漏水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。

(62-2-2~7)  
(62-3-2, 62-3-10, 62-3-11, 62-3-13, 62-3-16)  
(62-4-3)

女川原子力発電所2号炉

第3.19-35表 衛星電話設備（携帯型）の多様性又は位置的分散（発電所内）

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	送受話器 (ベーベンジング)	電力保安用通信電話設備	衛星電話設備（携帯型）
ポンプ	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	通信用電源装置 (蓄電池) 非常用ディーゼル発電機 緊急時対策建屋 地上1階 原子炉建屋 地上1階	非常用電源装置 (蓄電池) 原子炉建屋 地上2階	充電式電池（本体内蔵）
流路 (伝送路)	発電所内 有線系回線	発電所内 有線系回線 (通信事業者回線)	発電所内 衛星系回線 (通信事業者回線)
主要設備設置場所	制御装置 制御建屋 地上2階 緊急時対策建屋 地上1階	交換機 制御建屋 地上2階	衛星電話設備（携帯型） 緊急時対策建屋 地上2階 (保管場所)

泊発電所3号炉

表2.19.44 衛星電話設備（携帯型）の多様性又は位置的分散（発電所内）

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	連転指令設備	電力保安用通信電話設備	衛星電話設備（携帯型）
ポンプ	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	連転指令設備 (蓄電池) 圧気建屋 T.P.17.8m	ディーゼル発電機 建屋 T.P.10.3m	充電式電池 (本体内蔵) 総合管理事務所 T.P.30.1m及 CIP管理事務所 T.P.17.3m
流路 (伝送路)	発電所内 有線系回線	発電所内 有線系回線	発電所内 衛星系回線 (通信事業者回線)
主要設備設置場所	制御装置 制御建屋 地上2階 緊急時対策建屋 地上1階	交換機 制御建屋 地上2階	衛星電話設備（携帯型） 原子炉補助建屋 T.P.17.8m 緊急時対策建屋 (保管場所)

相違理由

【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）（62-32参照）

【女川】機器配置設計の相違

【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり

【女川】設計の相違 2-2⑦記載のとおり。

【女川】設計の相違 2-2⑦記載のとおり。

表2.19.45 衛星電話設備（携帯型）の設計基準対象施設との独立性（発電所内）

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	送受話器（ベーベンジング）及び電力保安用通信電話設備	衛星電話設備（携帯型）	
地震	—	—	設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された5号伊原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、基準地震動Seで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Seが共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。
津波	—	—	衛星電話設備（携帯型）を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
火災	—	—	設計基準対象施設である送受話器（ベーベンジング）及び電力保安用通信電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（可搬型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備等の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。
漏水	—	—	設計基準対象施設である送受話器（ベーベンジング）及び電力保安用通信電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（可搬型）は、漏水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。

(62-2-2~6)

(62-3-2, 62-3-3, 62-3-4, 62-3-13, 62-3-14)

(62-4-3)

(62-8-1~5)

(62-2-2, 62-2-4)

(62-4-2)

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>3.19.2.2 発電所外との通信連絡を行うための設備</b></p> <p><b>3.19.2.2.1 設備概要</b></p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備により構成する。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送することを目的として設置するものである。</p> <p>データ伝送設備は、SPDS伝送装置により構成する。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を<b>第3.19-1図</b>、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）を<b>第3.19-37表</b>に示す。</p> <p>可搬設備である衛星電話設備（携帯型）は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である衛星電話設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p><b>2.19.2.2 発電所外との通信連絡を行うための設備</b></p> <p><b>2.19.2.2.1 設備概要</b></p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備により構成する。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、想定される重大事故等時において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送することを目的として設置するものである。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、ERSS伝送サーバ及びデータ収集計算機により構成する。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を<b>図2.19.1</b>、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）を<b>表2.19.46</b>に示す。</p> <p>可搬設備である衛星電話設備（携帯型）は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違2-2②記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉

## 【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

表3.19-46 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）

設備区分	設備名
主要設備	①衛星電話設備（常設）【常設】 ②衛星電話設備（可搬型）【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】 ④データ伝送設備【常設】
附属設備	—
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—
流路（伝送路）	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】① 衛星無線通信装置【常設】③ 有線（建屋内）【常設】①③④
注水先	—
電源設備 <sup>①</sup> (燃料補給設備を含む)	常設代替交流電源設備① 第一ガスタービン発電機【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリー（16kL）【可搬】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備① 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 タンクローリー（4kL）【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】①②③④ 可搬ケーブル【可搬】①②③④ 負荷変圧器【常設】①②③④ 交流分電盤【常設】①②③④ 燃料補給設備 軽油タンク【常設】①②③④ タンクローリー（4kL）【可搬】①②③④
計装設備	—

※1：単線結線図を補足説明資料62-2に示す。

電源設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び燃料補給設備については「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、可搬ケーブル、負荷変圧器及び交流分電盤については「3.18 緊急時対策所（設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章）」で示す。

女川原子力発電所2号炉

第3.19-37 表 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）

設備区分	設備名
主要設備	①衛星電話設備（固定型）【常設】 ②衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】 ④データ伝送設備【常設】
附属設備	—
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—
流路（伝送路）	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】① 衛星通信装置【常設】③ 有線（建屋内）【常設】①③④
注水先	—
電源設備 <sup>①</sup>	常設代替交流電源設備①～④ ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリー【可搬】 可搬型代替交流電源設備① 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 タンクローリー【可搬】 所内常設蓄電式直流電源設備① 125V蓄電池 2A【常設】 125V蓄電池 2B【常設】 125V充電器 2A【常設】 125V充電器 2B【常設】 緊急時対策所用代替交流電源設備①～④ 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策所軽油タンク【常設】 代替所内電気設備①～④ ガスタービン発電機接続盤【常設】 緊急用高圧母線 2F系【常設】 代替所内電気設備① 緊急用高圧母線 2G系【常設】 非常用高圧母線 2G系【常設】 非常用高圧母線 2D系【常設】 緊急時対策所用高圧母線 J系【常設】①～④
計装設備	—

※1：単線結線図を補足説明資料62-2に示す。

電源設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び燃料補給設備については「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。また、緊急時対策所用代替交流電源設備及び緊急時対策所用高圧母線 J系については、「3.18 緊急時対策所（設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章）」で示す。

泊発電所3号炉

表2.19.46 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）

設備区分	設備名
主要設備	①衛星電話設備（固定型）【常設】 ②衛星電話設備（FAX）【常設】 ③衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ④統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】 ⑤データ伝送設備（発電所外）【常設】
附属設備	—
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—
流路（伝送路）	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】①, ② 無線通信装置【常設】④ 衛星通信装置【常設】④ 有線（建屋内）【常設】①, ②, ④, ⑤
注水先	—
電源設備 <sup>①</sup>	・常設代替交流電源設備①, ②, ④, ⑤ 代替非常用発電機【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 緊急時対策所用交流電源設備①, ②, ④ 緊急時対策所用発電機【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 可搬型代替交流電源設備⑤ 可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 燃料タンク（SA）【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 無停電電源①, ②, ④, ⑤
計装設備	—

※1：単線結線図を補足説明資料62-6に示す。

電源設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備については「2.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。また、緊急時対策所用代替交流電源設備については、「2.18 緊急時対策所（設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章）」で示す。

相違理由

【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり

【女川】記載方針の相違

記載箇所の相違

【女川】電源構成の相違

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>(1) 衛星電話設備（6号及び7号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所</li> </ul> <p>設備名：衛星電話設備（常設） 使用回線：衛星系回線 個数：1式 取付箇所：5号炉原子炉建屋地上3階 <a href="#">(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</a></p>	<p><b>3.19.2.2.2 主要設備の仕様</b> 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 衛星電話設備（固定型） 兼用する設備は以下のとおり。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・中央制御室（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>使用回線：衛星系回線 個数：1式 取付箇所：緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p style="color:red;">制御建屋地上3階（中央制御室）</p> </p>	<p><b>2.19.2.2.2 主要設備の主要仕様</b> 主要機器の主要仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 衛星電話設備（固定型） 兼用する設備は以下のとおり。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>使用回線：衛星系回線 個数：1式 取付箇所：緊急時対策所指揮所</p> <p style="color:red;">原子炉補助建屋T.P.17.8m（中央制御室）</p> </p>	<p>【女川】記載方針の相違（泊既許可の記載を踏襲）</p>
<p>設備名：衛星電話設備（可搬型） 使用回線：衛星系回線 個数：1式 使用場所：屋外 保管場所：5号炉原子炉建屋地上3階 <a href="#">(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</a></p>	<p><b>(2) 衛星電話設備（携帯型）</b> 兼用する設備は以下のとおり。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>使用回線：衛星系回線 個数：1式 使用場所：屋外 保管場所：緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p style="color:red;">(3) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</p> </p>	<p><b>(2) 衛星電話設備（FAX）</b> 兼用する設備は以下のとおり。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>使用回線：衛星系回線 個数：1式 取付箇所：緊急時対策所指揮所</p> <p style="color:red;">(3) 衛星電話設備（携帯型）</p> </p>	<p>【女川】名称の相違 緊急時対策建屋⇒緊急時対策所 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>(3) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所</li> </ul>	<p>兼用する設備は以下のとおり。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> </p>	<p><b>(4) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</b> 兼用する設備は以下のとおり。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> </p>	<p>【女川】名称の相違 緊急時対策建屋⇒緊急時対策所 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b> <b>設備名</b> : テレビ会議システム <b>使用回線</b> : 有線系回線、衛星系回線 <b>個数</b> : 1式 (6号及び7号炉共用) <b>取付箇所</b> : 5号炉原子炉建屋地上3階 <i>(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</i>  <b>設備名</b> : IP-電話機 <b>使用回線</b> : 有線系回線、衛星系回線 <b>個数</b> : 1式 (6号及び7号炉共用) <b>取付箇所</b> : 5号炉原子炉建屋地上3階 <i>(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</i>  <b>設備名</b> : IP-FAX <b>使用回線</b> : 有線系回線、衛星系回線 <b>個数</b> : 1式 (6号及び7号炉共用) <b>取付箇所</b> : 5号炉原子炉建屋地上3階 <i>(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</i>  <b>(4) データ伝送設備</b> <b>設備名</b> : 緊急時対策支援システム伝送装置 <b>使用回線</b> : 有線系回線、衛星系回線 <b>個数</b> : 1式 (6号及び7号炉共用) <b>取付箇所</b> : 5号炉原子炉建屋地上3階 <i>(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</i>	<p>a. テレビ会議システム          使用回線 有線系回線及び衛星系回線          個 数 一式          取付箇所 <b>緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</b></p> <p>b. IP 電話          使用回線 有線系回線及び衛星系回線          個 数 一式          取付箇所 <b>緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</b></p> <p>c. IP-FAX          使用回線 有線系回線及び衛星系回線          個 数 一式          取付箇所 <b>緊急時対策建屋地上2階（緊急時対策所）</b></p> <p><b>(4) データ伝送設備</b>          兼用する設備は以下のとおり。          • 通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p><b>設備名 SPDS 伝送装置</b>          使用回線 有線系回線及び衛星系回線          個 数 一式          取付箇所 <b>緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</b></p>	<p>a. テレビ会議システム          使用回線 有線系回線及び衛星系回線          個 数 一式          取付箇所 <b>緊急時対策所指揮所</b></p> <p>b. IP 電話          使用回線 有線系回線及び衛星系回線          個 数 一式          取付箇所 <b>緊急時対策所指揮所</b></p> <p>c. IP-FAX          使用回線 有線系回線及び衛星系回線          個 数 一式          取付箇所 <b>緊急時対策所指揮所</b></p> <p><b>(5) データ伝送設備（発電所外）</b>          兼用する設備は以下のとおり。          • <b>緊急時対策所（通常運転時等）</b>          • <b>緊急時対策所（重大事故等時）</b>          • 通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p><b>a. データ収集計算機</b>          使用回線 有線系回線及び無線系回線          個 数 一式          取付箇所 <b>原子炉補助建屋T.P. 17.8m</b></p> <p><b>b. ERSS伝送サーバー</b>          使用回線 有線系回線及び衛星系回線          個 数 一式          取付箇所 <b>原子炉補助建屋T.P. 17.8m</b></p>	<p><b>【女川】</b>名称の相違  <i>緊急時対策建屋</i>⇒<i>緊急時対策所</i>  <b>【柏崎】</b>記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p><b>【女川】</b>名称の相違  <i>緊急時対策建屋</i>⇒<i>緊急時対策所</i>  <b>【柏崎】</b>記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p><b>【女川】</b>名称の相違  <i>緊急時対策建屋</i>⇒<i>緊急時対策所</i>  <b>【柏崎】</b>記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p><b>【女川】</b>記載方針の相違          女川2号炉では、安全パラメータ表示システムのみ緊急時対策所との兼用としているものの、泊3号炉では、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）ともに緊急時対策所と兼用することとしている。なお、兼用の考え方については大飯と同様である。  <b>【女川】</b>設計の相違 2-2⑪記載のとおり。</p> <p><b>【女川】</b>設計の相違 2-2⑪記載のとおり。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>3.19.2.2.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</b>  <b>3.19.2.2.3.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</b>          通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備に対する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針は、「<b>3.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</b>」に記述する。</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）          (i) 要求事項          想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。          (ii) 適合性          基本方針については、「<b>2.3.3 環境条件等</b>」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、<b>緊急時対策所内</b>に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-47に示す設計とする。</p>	<p><b>2.19.2.2.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</b>  <b>2.19.2.2.3.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</b>          通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）に対する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針は、「<b>2.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</b>」に記述する。</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）          (i) 要求事項          想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。          (ii) 適合性          基本方針については、「<b>1.3.3 環境条件等</b>」に示す。          衛星電話設備（FAX）は、緊急時対策所指揮所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所指揮所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.19.47に示す設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、<b>緊急時対策所指揮所内</b>に設置する設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合における、<b>緊急時対策所指揮所</b>の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.19.48に示す設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違 2-2⑤のとおり。衛星電話設備（FAX）は発電所外のみの通信連絡設備となることから、当箇所での説明となる。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p>

## 【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、**5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内**に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における**5号炉原子炉建屋内緊急時対策所**の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-47に示す設計とする。

表2.19.47 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備（FAX））

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所指揮所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。
地震	適切な地盤荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「 <b>2.1.2 耐震設計の基本方針</b> 」に示す。
風(台風)・積雪	緊急時対策所指揮所に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

(62-2-1, 62-2-4)

## 第62条 通信連絡設備

## 第62条 通信連絡設備

## 大飯発電所3／4号炉

策員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内において、一般的電話機と同様の操作（スイッチ操作）をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。

統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうちIP-FAXは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般的FAXと同様の操作（スイッチ操作）をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表3.19-48に示す。

表3.19-48 操作対象機器  
(統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)

機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法
テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	スイッチ操作

(62-8-6)

## 女川原子力発電所2号炉

等対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所内において、一般的電話機と同様の操作（スイッチ操作）をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。

統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうちIP-FAXは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、重大事故等対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所内において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般的FAXと同様の操作（スイッチ操作）をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表3.19-39に示す。

表3.19-39 表 操作対象機器  
(統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)

機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法
テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作

(62-8-5)

## (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）

## (i) 要求事項

健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。

## (ii) 適合性

基本方針については、「[2.3.4 操作性及び試験・検査性](#)」に示す。

統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、[表3.19-40](#)に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。ま

## 泊発電所3号炉

害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所指揮所内において、一般的電話機と同様の操作（スイッチ操作）をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。

統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうちIP-FAXは、通信連絡を行うための操作をするに当たり、発電所災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所指揮所内において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般的FAXと同様の操作（スイッチ操作）をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表2.19.50に示す。

表2.19.49 操作対象機器（衛星電話設備（FAX））

機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法
衛星電話設備(FAX)	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作

(62-7-3)

## 表2.19.50 操作対象機器

## (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)

機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法
テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作

(62-7-5)

## (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）

## (i) 要求事項

健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。

## (ii) 適合性

基本方針については、「[1.3.4 操作性及び試験・検査性](#)」に示す。

衛星電話設備（FAX）は、表2.19.51に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。

統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、[表2.19.52](#)に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、

相違理由

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【女川】記載表現の相違

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>た、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><b>第3.19-40表 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の試験及び検査</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>通話通信の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-5-9～12)</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）          (i) 要求事項          本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに<b>切り替え</b>られる機能を備えるものであること。          (ii) 適合性          基本方針については、「<a href="#">2.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。          統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、他の系統と<b>切り替えることなく</b>使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）          (i) 要求事項          工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。          (ii) 適合性          基本方針については、「<a href="#">2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等が発生した場合において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<a href="#">局線加入電話設備</a>及び専用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<p>外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><b>表2.19.51 衛星電話設備（FAX）の試験及び検査</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>通話通信の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-3-9, 62-3-10)</p> <p><b>表2.19.52 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の試験及び検査</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>通話通信の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-3-9, 62-3-11～13)</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）          (i) 要求事項          本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに<b>切り替え</b>られる機能を備えるものであること。          (ii) 適合性          基本方針については、「<a href="#">1.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。          衛星電話設備（FAX）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、他の系統と<b>切替えることなく</b>使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）          (i) 要求事項          工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。          (ii) 適合性          基本方針については、「<a href="#">1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>衛星電話設備（FAX）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等が発生した場合において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<a href="#">加入電話設備</a>、<a href="#">携帯電話及び専用電話設備</a>に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<p><b>【女川】</b> 設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p> <p><b>【女川】</b> 設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p> <p><b>【女川】</b> 設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p> <p><b>【女川】</b> 設計の相違 2-2⑤記載のとおり。</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																									
	外観検査	外観の確認																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																									
	外観検査	外観の確認																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																									
	外観検査	外観の確認																									

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の設置場所、操作場所を表3.19-50に示す。統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれがないため操作が可能である。</p> <p>表3.19-50 操作対象機器設置場所 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム IP-電話機、 IP-FAX</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-12) (62-8-6)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	テレビ会議システム IP-電話機、 IP-FAX	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	<p>(62-4-6～8)</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）          (i) 要求事項          想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。          (ii) 適合性          基本方針については、「<a href="#">2.3.3 環境条件等</a>」に示す。</p>	<p>(62-4-5～7)</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）          (i) 要求事項          想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。          (ii) 適合性          基本方針については、「<a href="#">1.3.3 環境条件等</a>」に示す。</p> <p>衛星電話設備（FAX）の設置場所、操作場所を表2.19.53に示す。衛星電話設備（FAX）は、緊急時対策所指揮所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれがないため操作が可能である。</p>	<p>【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p>
機器名称	設置場所	操作場所							
テレビ会議システム IP-電話機、 IP-FAX	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所							

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p><b>3.19.2.2.3.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</b></p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.3 環境条件等</a>」に示す。</p> <p><b>データ伝送設備</b>は、<b>緊急時対策所内</b>に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、<b>緊急時対策所</b>の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、<a href="#">第3.19-42表</a>に示す対応とする。</p> <p><b>第3.19-42表 想定する環境条件及び荷重条件（データ伝送設備）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td><b>緊急時対策所内</b>で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「<a href="#">2.1.2 耐震設計の基本方針</a>」に示す。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td><b>緊急時対策所内</b>に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-14)</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。</p> <p><b>データ伝送設備</b>は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	<b>緊急時対策所内</b> で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「 <a href="#">2.1.2 耐震設計の基本方針</a> 」に示す。	風（台風）・積雪	<b>緊急時対策所内</b> に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p><b>2.19.2.2.3.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</b></p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.3 環境条件等</a>」に示す。</p> <p><b>データ伝送設備（発電所外）</b>は、<b>原子炉補助建屋内</b>に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、<b>原子炉補助建屋</b>の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、<a href="#">表2.19.55</a>に示す対応とする。</p> <p><b>表2.19.55 想定する環境条件及び荷重条件（データ伝送設備（発電所外））</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td><b>原子炉補助建屋内</b>で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「<a href="#">2.1.2 耐震設計の基本方針</a>」に示す。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td><b>原子炉補助建屋内</b>に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-2-1, 62-2-2)</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。</p> <p><b>データ伝送設備（発電所外）</b>は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	<b>原子炉補助建屋内</b> で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「 <a href="#">2.1.2 耐震設計の基本方針</a> 」に示す。	風（台風）・積雪	<b>原子炉補助建屋内</b> に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>【女川】設計の相違2-2◎記載のとおり。      【女川】設計の相違2-2◎記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2◎記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2◎記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2◎記載のとおり。</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	<b>緊急時対策所内</b> で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「 <a href="#">2.1.2 耐震設計の基本方針</a> 」に示す。																														
風（台風）・積雪	<b>緊急時対策所内</b> に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	<b>原子炉補助建屋内</b> で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「 <a href="#">2.1.2 耐震設計の基本方針</a> 」に示す。																														
風（台風）・積雪	<b>原子炉補助建屋内</b> に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。</p> <p><b>データ伝送設備</b>は、<a href="#">第3.19-43表</a>に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、機能（データの伝送）の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><a href="#">表3.19-43 表 データ伝送設備の試験及び検査</a></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>機能（データの伝送）の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-5-13, 62-5-15)</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに<a href="#">切り替え</a>られる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。</p> <p><b>データ伝送設備</b>は、想定される重大事故等時において、他の系統と<a href="#">切り替えることなく</a>使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p><b>データ伝送設備</b>は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさないものである。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能（データの伝送）の確認	外観検査	外観の確認	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。</p> <p><b>データ伝送設備（発電所外）</b>は、<a href="#">表2.19.56</a>に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、機能（データの伝送）の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><a href="#">表2.19.56 データ伝送設備（発電所外）の試験及び検査</a></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>機能（データの伝送）の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-14, 62-3-16)</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに<a href="#">切り替え</a>られる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.4 操作性及び試験・検査性</a>」に示す。</p> <p><b>データ伝送設備（発電所外）</b>は、想定される重大事故等時において、他の系統と<a href="#">切り替えることなく</a>使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p><b>データ伝送設備（発電所外）</b>は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさないものである。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能（データの伝送）の確認	外観検査	外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能（データの伝送）の確認																	
	外観検査	外観の確認																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能（データの伝送）の確認																	
	外観検査	外観の確認																	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>い設計とする。  <span style="color: #0070C0;">(62-4-9)</span></p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）          (i) 要求事項          想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。          (ii) 適合性          基本方針については、「<span style="color: #0070C0;">2.3.3 環境条件等</span>」に示す。    <span style="color: #0070C0;">データ伝送設備</span>は、常時伝送を行うため、想定される重大事故等時においても操作を必要としない設計とする。</p>	<p>響を及ぼさない設計とする。  <span style="color: #0070C0;">(62-4-8)</span></p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）          (i) 要求事項          想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。          (ii) 適合性          基本方針については、「<span style="color: #0070C0;">1.3.3 環境条件等</span>」に示す。    <span style="color: #0070C0;">データ伝送設備（発電所外）</span>は、常時伝送を行うため、想定される重大事故等時においても操作を必要としない設計とする。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>衛星電話設備（常設）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する衛星電話設備（社内向）及び専用電話設備が使用できない状況において、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を含めて、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策箇所内に必要な台数を設置する設計とする。</u></p>	<p>3.19.2.2.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針  <b>3.19.2.2.4.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</b></p> <p>通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備（固定型）に対する設置許可基準規則第43条第2項への適合状況は、「<b>2.19.2.1.4.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</b>」に記述する。</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）          (i) 要求事項          想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。          (ii) 適合性          基本方針については、「<b>2.3.2 容量等</b>」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する電力保安通信用電話設備、<b>局線加入電話設備</b>及び専用電話設備が使用できない状況において、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を含めて、<b>緊急時対策箇所内に必要な台数を設置する設計とする。</b></p> <p style="text-align: right;">(62-6-4, 62-6-6, 62-6-11)</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<b>局線加入電話設備</b>及び専用電話設備が使用できない状況において、衛星電話設備（固定型）を含めて、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-6-6)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）          (i) 要求事項          二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。          (ii) 適合性          基本方針については、「<b>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</b>」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークを</p>	<p>2.19.2.2.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針  <b>2.19.2.2.4.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</b></p> <p>通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備（固定型）に対する設置許可基準規則第43条第2項への適合状況は、「<b>2.19.2.1.4.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</b>」に記述する。</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）          (i) 要求事項          想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。          (ii) 適合性          基本方針については、「<b>1.3.2 容量等</b>」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する電力保安通信用電話設備、<b>加入電話設備</b>及び専用電話設備が使用できない状況において、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を含めて、<b>緊急時対策所指揮所内に必要な台数を設置する設計とする。</b></p> <p style="text-align: right;">(62-5-3, 62-5-5, 62-5-11)</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<b>加入電話設備</b>及び専用電話設備が使用できない状況において、衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）を含めて、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-5-5)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）          (i) 要求事項          二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。          (ii) 適合性          基本方針については、「<b>1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</b>」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び統合原子</p>	<p>【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（常設）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室及び<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に設置する。また、共通要因によって、同様の機能を持つテレビ会議システム（社内向）、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、コントロール建屋地上2階、5号炉原子炉建屋地上3階に設置し、表3.19-53及び表3.19-54に示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、同様の機能を持つテレビ会議システム（社内向）、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、5号炉原子炉建屋地上3階に設置し、表3.19-55及び表3.19-56に示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>用いた通信連絡設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（固定型）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室及び<b>緊急時対策所</b>内に設置する。また、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<a href="#">局線加入電話設備</a>及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、<a href="#">制御建屋地上3階</a>及び<b>緊急時対策建屋地下2階</b>に設置し、<a href="#">第3.19-44表</a>及び<a href="#">第3.19-45表</a>で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>緊急時対策所</b>内に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<a href="#">局線加入電話設備</a>及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、<a href="#">緊急時対策建屋地下2階</a>に設置し、<a href="#">第3.19-46表</a>及び<a href="#">第3.19-47表</a>で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（固定型）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室及び<b>緊急時対策所指揮所</b>内に設置する。また、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<a href="#">加入電話設備</a>及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、<a href="#">原子炉補助建屋T.P.17.8m</a>及び<b>緊急時対策所指揮所内</b>に設置し、<a href="#">表2.19.57</a>、<a href="#">表2.19.58</a>及び<a href="#">表2.19.59</a>で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（FAX）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所指揮所内に設置する。また、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<a href="#">加入電話設備</a>及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策所指揮所内に設置し、<a href="#">表2.19.58</a>及び<a href="#">表2.19.59</a>で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>緊急時対策所指揮所</b>内に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<a href="#">加入電話設備</a>及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、<a href="#">緊急時対策所指揮所内</a>に設置し、<a href="#">表2.19.60</a>及び<a href="#">表2.19.61</a>で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p><b>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</b></p> <p><b>【女川】名称の相違 緊急時対策建屋⇒緊急時対策所</b></p> <p><b>【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</b></p> <p><b>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</b></p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

表3.19-53 衛星電話設備（常設）の多様性又は位置的分散（発電所外）  
(1／2)  
(中央制御室)

項目	設計基準対象施設		重大事故級と設備	
	テレビ会議システム (社内用)	専用電話設備	衛星電話設備 (社内用)	衛星電話設備（常設）
ポンプ	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要
駆動電源	非常用 ディーゼル 発電機	乾電池	常設代用交流 電源設備 (第一ガス・ ベンジ発電機)	可搬型代替交 流電源設備 (電源車)
			非常用 ディーゼル 発電機	可搬型代替交 流電源設備 (電源車)
渠路 (伝送路)	原子炉建屋 地上1階	原子炉建屋 地上1階	原子炉建屋 屋外 (5号炉タービン 建屋周囲)	原子炉建屋 屋外 (5号炉タービン 建屋周囲)又は第 二回廊場所
	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外
主要設備 設置場所	有線系回線 (電力保安 通信所回線)	有線系回線 (通信事業者 回線)	衛星系回線 (通信事業者 回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)
			テレビ会議 システム (社内用)	専用電話 設備

表3.19-53 衛星電話設備（常設）の多様性又は位置的分散（発電所外）  
(2／2)  
(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)

項目	設計基準対象施設		重大事故級と設備	
	テレビ会議 システム (社内用)	専用電話設備	衛星電話設備 (社内用)	衛星電話設備（常設）
ポンプ	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要
駆動電源	非常用 ディーゼル 発電機	乾電池	代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時 対策所用可搬型電話設備)	代替交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時 対策所用可搬型電話設備)
			非常用 ディーゼル 発電機	非常用 ディーゼル 発電機
渠路 (伝送路)	原子炉建屋 地上1階	原子炉建屋 地上1階	原子炉建屋 屋外 (5号炉東側保管場所)	原子炉建屋 屋外 発電所外
	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外
主要設備 設置場所	有線系回線 (電力保安 通信所回線)	有線系回線 (通信事業者 回線)	衛星系回線 (通信事業者 回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)
			テレビ会議 システム (社内用)	専用電話 設備

女川原子力発電所2号炉

第3.19-44表 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散  
(発電所外) (1/2) (中央制御室)

項目	設計基準対象施設				重大事故級と設備	
	電力保安適用用 電話設備	社内テレビ 会議システム	専用電話 設備	近傍加入 電話設備	衛星電話設備（固定型）	
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	不要
駆動電源	120V充電器 (120V充電器 内蔵型)	通信機 (5号炉)	未使用	未使用	未使用	未使用
	駆動電源 地下1階	駆動電源 地下1階	未使用	未使用	未使用	未使用
渠路 (伝送路)	原子炉建屋 地上1階	原子炉建屋 地上1階	原子炉建屋 屋外 (5号炉東側保管場所)	原子炉建屋 屋外 発電所外	原子炉建屋 屋外 発電所外	原子炉建屋 屋外 発電所外
	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外
主要設備 設置場所	電力保安適用用 電話設備	社内テレビ 会議システム	専用電話 設備	近傍加入 電話設備	衛星電話設備（固定型）	
	駆動電源 地下1階	駆動電源 地下1階	未使用	未使用	未使用	未使用

泊発電所3号炉

表2.19.57 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散  
(発電所外) (中央制御室)

項目	設計基準対象施設				重大事故級と設備	
	電力保安適用用 電話設備	社内テレビ 会議システム	専用電話 設備	近傍加入 電話設備	衛星電話設備（固定型）	
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	不要
駆動電源	120V充電器 (120V充電器 内蔵型)	通信機 (5号炉)	未使用	未使用	未使用	未使用
	駆動電源 地下1階	駆動電源 地下1階	未使用	未使用	未使用	未使用
渠路 (伝送路)	原子炉建屋 地上1階	原子炉建屋 地上1階	原子炉建屋 屋外 (5号炉東側保管場所)	原子炉建屋 屋外 発電所外	原子炉建屋 屋外 発電所外	原子炉建屋 屋外 発電所外
	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外
主要設備 設置場所	電力保安適用用 電話設備	社内テレビ 会議システム	専用電話 設備	近傍加入 電話設備	衛星電話設備（固定型）	
	駆動電源 地下1階	駆動電源 地下1階	未使用	未使用	未使用	未使用

泊発電所3号炉

相違理由

【柏崎】記載方針の相違 2-3③のとおり

【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）(62-32参照)  
【女川】機器配置設計の相違

【女川】名称の相違  
制御建屋 ⇄ 原子炉補助建屋

【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。  
【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり  
【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。

【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。  
【女川】機器配置設計の相違

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

表3.19-54 衛星電話設備（常設）の頑健性（発電所外）

重大事故緩和設備	
衛星電話設備（常設）	
衛星電話設備（常設）は、耐震性を有するコントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Saで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	
(62-2-2~4, 62-2-7, 62-2-8)	
(62-3-2, 62-3-3, 62-3-12)	
(62-4-6, 62-4-8)	

表3.19-55 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の多様性

項目	設計基準対象施設			防止でも緩和でもない重大事故等対応設備
	テレビ会議システム	専用電話設備	衛星電話設備（社内向）	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備
ポンプ	不要	不要	不要	不要
水槽	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要
駆動電源	非常用ディーゼル発電機 乾電池	非常用ディーゼル発電機	代用交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)	代用交流電源設備 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)
原子炉建屋地上1階	原子炉建屋 地上3階	原子炉建屋 地上1階	屋外 (5号炉周囲保険場所)	屋外 (5号炉周囲保険場所)
送路(伝送路)	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外
主幹部装置場所	有線系回線 (電力保安通信用回線) 有線系回線 (通信事業者回線)	有線系回線 (通信事業者回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)	統合原子力防災ネットワーク (通信事業者回線)
5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋 地上3階

表3.19-56 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の頑健性

防止でも緩和でもない重大事故等対応設備			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、使用する衛星通信装置、屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Saで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。			
(62-2-4, 62-2-8)			
(62-3-2, 62-3-12)			
(62-4-6~8)			

女川原子力発電所2号炉

第3.19-45表 衛星電話設備（固定型）の頑健性（発電所外）

重大事故緩和設備	
衛星電話設備（固定型）	
衛星電話設備（固定型）は、耐震性を有する制御建屋及び緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Saで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	
(62-2-2~6)	
(62-3-2, 62-3-3, 62-3-13, 62-3-14)	
(62-4-3, 62-4-6, 62-4-8)	

泊発電所3号炉

表2.19.59 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の頑健性（発電所外）

重大事故緩和設備	
衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）	
衛星電話設備（固定型）は、耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Saで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	
衛星電話設備（FAX）は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	
(62-8-1~5)	
(62-2-2, 62-2-4)	
(62-4-2, 62-4-5, 62-4-6)	

相違理由

【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。  
【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり

【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。

第3.19-46表 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の多様性

項目	設計基準対象施設			防止でも緩和でもない重大事故対応設備
	電力保安用電話設備	社内PTI-DI直結システム	専用電話設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備
ポンプ	不要	不要	不要	不要
水槽	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要
駆動電源	(22kV変圧器 (220kV変圧器) 乾電池)	送付用回路 (送付用回路) 通信用回路 (通信用回路)	送付用回路 (送付用回路) 通信用回路 (通信用回路)	電力保安用電話設備 制御室直結 専用電話設備 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備
原子炉建屋地上1階	原子炉建屋 地上3階	原子炉建屋 地上1階	屋外 (原子炉建屋 地上1階 及び各事務所 屋外1階)	屋外 (原子炉建屋 地上1階 及び各事務所 屋外1階)
送路	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外
主幹部装置場所	有線系回線 (電力保安通信用回線) 有線系回線 (通信事業者回線)	有線系回線 (通信事業者回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)	統合原子力防災ネットワーク (通信事業者回線)

表2.19.60 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の多様性

項目	設計基準対象施設			防止でも緩和でもない重大事故対応設備
	地方保安用電話設備	社内PTI-DI直結システム	専用電話設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備
ポンプ	不要	不要	不要	不要
水槽	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要
駆動電源	(送付用回路 (送付用回路) 乾電池)	送付用回路 (送付用回路) 通信用回路 (通信用回路)	送付用回路 (送付用回路) 通信用回路 (通信用回路)	電力保安用電話設備 制御室直結 専用電話設備 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備
原子炉建屋地上1階	原子炉建屋 地上3階	原子炉建屋 地上1階	屋外 (原子炉建屋 地上1階 及び各事務所 屋外1階)	屋外 (原子炉建屋 地上1階 及び各事務所 屋外1階)
送路	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外
主要幹部装置場所	有線系回線 (電力保安通信用回線) 有線系回線 (通信事業者回線)	有線系回線 (通信事業者回線)	衛星系回線 (通信事業者回線)	統合原子力防災ネットワーク (通信事業者回線)

第3.19-47表 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の頑健性

防止でも緩和でもない重大事故対応設備			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、使用する衛星通信装置、屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Saで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。			
(62-2-3, 62-2-7)			
(62-3-2, 62-3-14)			
(62-4-6~8)			

表2.19.61 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の頑健性

防止でも緩和でもない重大事故対応設備			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所内に設置し、使用する衛星通信装置、屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。			
(62-8-2, 62-8-3, 62-8-5)			
(62-2-1, 62-2-4)			
(62-4-5~7)			

【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり

【女川】設備構成の相違

泊3号炉は、衛星通信装置が原子炉補助建屋に設置されていることから、無線通信装置が必要となる。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>3.19.2.2.4.2 データ伝送設備</b>に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.2 容量等</a>」に示す。</p> <p><b>データ伝送設備</b>は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-6-12～24)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p><b>データ伝送設備</b>は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当する<b>データ伝送設備</b>は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策室内に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、その機能が損なわれるおそれがない</p>	<p><b>2.19.2.2.4.2 データ伝送設備（発電所外）</b>に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.2 容量等</a>」に示す。</p> <p><b>データ伝送設備（発電所外）</b>は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-5-12～19)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p><b>データ伝送設備（発電所外）</b>は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<a href="#">1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。</p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当する<b>データ伝送設備（発電所外）</b>は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>原子炉補助建屋</b>内に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、その機能が損なわれるおそれがな</p>	【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																											
	<p>いよう、第3.19-48表及び第3.19-49表に示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>表3.19-48表 データ伝送設備の多様性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th colspan="3">防止でも緩和でもない重大事故対処設備</th> </tr> <tr> <th colspan="3">データ伝送設備</th> </tr> <tr> <th colspan="3">SPDS伝送装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動電源</td> <td>125V変圧器 (125V蓄電池)</td> <td>常設代替交流電源設備 (ガスターイン室距離)</td> <td>緊急時対策用 代替交流電源設備 (電源車(緊急時対策用))</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策建屋 地上1階</td> <td>屋外 (緊急用遮気品庫屋上)際</td> <td>屋外 (緊急時対策建屋北側)</td> </tr> <tr> <td>信路 (伝送路)</td> <td>発電所内 建屋間</td> <td colspan="2">発電所外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有線系回線</td> <td colspan="2">有線系回線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無線系回線</td> <td colspan="2">衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>主要設備 設置場所</td> <td colspan="3">SPDS伝送装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">緊急時対策建屋 地上2階</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3.19-49表 データ伝送設備の頑健性</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>防止でも緩和でもない重大事故対処設備</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備としてのSPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動Seで機能維持できる設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-2, 62-2-3, 62-2-6)      (62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)      (62-4-9)</p>	項目	防止でも緩和でもない重大事故対処設備			データ伝送設備			SPDS伝送装置			ポンプ	不要			水源	不要			駆動用空気	不要			潤滑油	不要			冷却水	不要			駆動電源	125V変圧器 (125V蓄電池)	常設代替交流電源設備 (ガスターイン室距離)	緊急時対策用 代替交流電源設備 (電源車(緊急時対策用))		緊急時対策建屋 地上1階	屋外 (緊急用遮気品庫屋上)際	屋外 (緊急時対策建屋北側)	信路 (伝送路)	発電所内 建屋間	発電所外			有線系回線	有線系回線			無線系回線	衛星系回線		主要設備 設置場所	SPDS伝送装置				緊急時対策建屋 地上2階			防止でも緩和でもない重大事故対処設備	データ伝送設備	データ伝送設備としてのSPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動Seで機能維持できる設計とする。	<p>いよう、表2.19.62及び表2.19.63に示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>表2.19.62 データ伝送設備（発電所外）の多様性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th colspan="3">防止でも緩和でもない重大事故対処設備</th> </tr> <tr> <th colspan="3">データ伝送設備（発電所外）</th> </tr> <tr> <th colspan="3">ERSS伝送サーバ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動電源</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機)</td> <td>可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替発電車)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機建 屋T.P.10.3m</td> <td>屋外(3号伊東側31m エリア), 2号伊東側31mエリ ア(a)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>信路 (伝送路)</td> <td>発電所内 建屋内</td> <td colspan="2">発電所外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有線系回線</td> <td colspan="2">有線系回線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> <td colspan="2">衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>主要設備 設置場所</td> <td colspan="3">データ伝送設備（発電所外）</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">原子炉補助建屋 T.P.17.8m</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.19.63 データ伝送設備（発電所外）の頑健性</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>防止でも緩和でもない重大事故対処設備</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備（発電所外）</td> </tr> <tr> <td>ERSS伝送サーバ</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備（発電所外）としてのERSS伝送サーバは、耐震性を有する原子炉補助建屋内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-2, 62-8-3, 62-8-5)      (62-2-1, 62-2-2, 62-2-4)      (62-4-8)</p>	項目	防止でも緩和でもない重大事故対処設備			データ伝送設備（発電所外）			ERSS伝送サーバ			ポンプ	不要			水源	不要			駆動用空気	不要			潤滑油	不要			冷却水	不要			駆動電源	ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機)	可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替発電車)		ディーゼル発電機建 屋T.P.10.3m	屋外(3号伊東側31m エリア), 2号伊東側31mエリ ア(a)		信路 (伝送路)	発電所内 建屋内	発電所外			有線系回線	有線系回線			—	衛星系回線		主要設備 設置場所	データ伝送設備（発電所外）				原子炉補助建屋 T.P.17.8m			防止でも緩和でもない重大事故対処設備	データ伝送設備（発電所外）	ERSS伝送サーバ	データ伝送設備（発電所外）としてのERSS伝送サーバは、耐震性を有する原子炉補助建屋内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。	<p>【女川】設計の相違2-2⑪記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑪記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑪記載のとおり。</p>
項目	防止でも緩和でもない重大事故対処設備																																																																																																																													
	データ伝送設備																																																																																																																													
	SPDS伝送装置																																																																																																																													
ポンプ	不要																																																																																																																													
水源	不要																																																																																																																													
駆動用空気	不要																																																																																																																													
潤滑油	不要																																																																																																																													
冷却水	不要																																																																																																																													
駆動電源	125V変圧器 (125V蓄電池)	常設代替交流電源設備 (ガスターイン室距離)	緊急時対策用 代替交流電源設備 (電源車(緊急時対策用))																																																																																																																											
	緊急時対策建屋 地上1階	屋外 (緊急用遮気品庫屋上)際	屋外 (緊急時対策建屋北側)																																																																																																																											
信路 (伝送路)	発電所内 建屋間	発電所外																																																																																																																												
	有線系回線	有線系回線																																																																																																																												
	無線系回線	衛星系回線																																																																																																																												
主要設備 設置場所	SPDS伝送装置																																																																																																																													
	緊急時対策建屋 地上2階																																																																																																																													
防止でも緩和でもない重大事故対処設備																																																																																																																														
データ伝送設備																																																																																																																														
データ伝送設備としてのSPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動Seで機能維持できる設計とする。																																																																																																																														
項目	防止でも緩和でもない重大事故対処設備																																																																																																																													
	データ伝送設備（発電所外）																																																																																																																													
	ERSS伝送サーバ																																																																																																																													
ポンプ	不要																																																																																																																													
水源	不要																																																																																																																													
駆動用空気	不要																																																																																																																													
潤滑油	不要																																																																																																																													
冷却水	不要																																																																																																																													
駆動電源	ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機)	可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替発電車)																																																																																																																											
	ディーゼル発電機建 屋T.P.10.3m	屋外(3号伊東側31m エリア), 2号伊東側31mエリ ア(a)																																																																																																																												
信路 (伝送路)	発電所内 建屋内	発電所外																																																																																																																												
	有線系回線	有線系回線																																																																																																																												
	—	衛星系回線																																																																																																																												
主要設備 設置場所	データ伝送設備（発電所外）																																																																																																																													
	原子炉補助建屋 T.P.17.8m																																																																																																																													
防止でも緩和でもない重大事故対処設備																																																																																																																														
データ伝送設備（発電所外）																																																																																																																														
ERSS伝送サーバ																																																																																																																														
データ伝送設備（発電所外）としてのERSS伝送サーバは、耐震性を有する原子炉補助建屋内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。																																																																																																																														

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.19.2.2.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況      3.19.2.2.5.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備（携帯型）に対する設置許可基準規則第43条第3項一から六への適合方針は、「3.19.2.1.5.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）      (i) 要求事項      重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によつて、設計基準事故対処設備の安全機能、<b>使用済燃料貯蔵槽</b>の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。      (ii) 適合性      基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（可搬型）は、共通要因によって、同様の機能を持つテレビ会議システム（社内向）、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋地上3階に保管し、表3.19-59及び表3.19-60で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>2.19.2.2.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況      2.19.2.2.5.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備（携帯型）に対する設置許可基準規則第43条第3項一から六への適合方針は、「2.19.2.1.5.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）      (i) 要求事項      重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によつて、設計基準事故対処設備の安全機能、<b>使用済燃料ビット</b>の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。      (ii) 適合性      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（携帯型）は、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、<b>局線加入電話設備</b>及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策建屋地下2階に保管し、<b>第3.19-50表</b>及び<b>第3.19-51表</b>で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>【女川】名称の相違  <b>使用済燃料貯蔵槽</b>⇒<b>使用済燃料ビット</b></p> <p>【女川】名称の相違  <b>緊急時対策建屋</b>⇒<b>緊急時対策所</b></p>

## 【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

可搬型重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（可搬型）は、共通要因によって、同様の機能を持つテレビ会議システム（社内向）、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋地上3階に保管し、表3.19-59及び表3.19-60で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

表3.19-59 衛星電話設備（可搬型）の多様性又は位置的分散（発電所外）

項目	設計基準対象設置		重大事故緩和設備
	テレビ会議システム（社内向）	専用電話設備	
ポンプ	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	非常用ディーゼル発電機	乾電池	充電式電池（本体内蔵）
	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上1階	
	発電所外	発電所外	
送路（伝送路）	有線系回線（電力保安通信用回線）	衛星系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）
			衛星系回線（通信事業者回線）
主要設備設置場所	テレビ会議システム（社内向）	専用電話設備	衛星電話設備（可搬型）
	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階（保管場所）

表3.19-60 衛星電話設備（可搬型）の頑健性（発電所外）

重大事故緩和設備

衛星電話設備（可搬型）

設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。

また、耐震性が確保された5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、基準地震動Seで機能維持できる設計とする。

(62-2-4, 62-2-7, 62-2-8)  
(62-3-2, 62-3-13)  
(62-4-6, 62-4-8)

女川原子力発電所2号炉

表3.19-50表 衛星電話設備（携帯型）の多様性又は位置的分散（発電所外）

項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備
	電力保安通信用電話設備	台内アレピ会議システム	専用電話設備	衛星電話設備（携帯型）	
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要
駆動電源	非常用ディーゼル発電機	乾電池	充電式電池（本体内蔵）	GSM衛星電話（通常用電源装置（蓄電池））	衛星電話（本体内蔵）
				衛星用ディーゼル発電機	衛星電話（本体内蔵）
	駆動建屋地上1階	駆動建屋地上1階		電子切替器（地上用）	電子切替器（地上用）
	発電所外	発電所外		（電力保安通信用回線）、 販売者回線 (電力保安通信用回線)、 （電力保安通信用回線）、 （送付事業者の回線）	（電力保安通信用回線）、 販売者回線 (電力保安通信用回線)、 （電力保安通信用回線）、 （送付事業者の回線）
送路（伝送路）	（電力保安通信用回線）、 販売者回線 (電力保安通信用回線)、 （送付事業者の回線）	（電力保安通信用回線）、 販売者回線 (電力保安通信用回線)、 （送付事業者の回線）	（電力保安通信用回線）、 販売者回線 (電力保安通信用回線)、 （送付事業者の回線）	電力保安通信用電話設備	電力保安通信用電話設備
				主幹回線 T.P.20.1 G.管理 T.P.20.2 T.P.27.3 n	主幹回線 T.P.10.3n
主要設備設置場所	5号炉原子炉建屋地上1階	5号炉原子炉建屋地上1階	5号炉原子炉建屋地上1階（保管場所）	緊急時対策建屋 地上1階	緊急時対策建屋 地上1階（保管場所）
				緊急時対策建屋 地上1階	緊急時対策建屋 地上1階（保管場所）

表3.19-51表 衛星電話設備（携帯型）の頑健性

重大事故緩和設備	
衛星電話設備（携帯型）	
設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に保管し、基準地震動Seで機能維持できる設計とする。	

(62-2-2～7)

(62-3-2, 62-3-4, 62-3-13, 62-3-14)

(62-4-3, 62-4-6, 62-4-8)

(62-2-2～7)

泊発電所3号炉

表2.19.64 衛星電話設備（携帯型）の多様性又は位置的分散（発電所外）

項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備
	電力保安通信用電話設備	台内アレピ会議システム	専用電話設備	衛星電話設備（携帯型）	
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要
駆動電源	GSM衛星電話（通常用電源装置（蓄電池））	主幹回線 T.P.20.1 G.管理 T.P.20.2 T.P.27.3 n	主幹回線 T.P.10.3n	主幹回線 T.P.20.1 G.管理 T.P.20.2 T.P.27.3 n	主幹回線 T.P.20.1 G.管理 T.P.20.2 T.P.27.3 n
					主幹回線 T.P.20.1 G.管理 T.P.20.2 T.P.27.3 n
送路（伝送路）	（電力保安通信用回線）、 販売者回線 (電力保安通信用回線)、 （送付事業者の回線）	（電力保安通信用回線）、 販売者回線 (電力保安通信用回線)、 （送付事業者の回線）	（電力保安通信用回線）、 販売者回線 (電力保安通信用回線)、 （送付事業者の回線）	（電力保安通信用回線）、 販売者回線 (電力保安通信用回線)、 （送付事業者の回線）	（電力保安通信用回線）、 販売者回線 (電力保安通信用回線)、 （送付事業者の回線）
					（電力保安通信用回線）、 販売者回線 (電力保安通信用回線)、 （送付事業者の回線）
主要設備設置場所	5号炉原子炉建屋地上1階	5号炉原子炉建屋地上1階	5号炉原子炉建屋地上1階（保管場所）	緊急時対策建屋 地上1階	緊急時対策建屋 地上1階（保管場所）
					緊急時対策建屋 地上1階（保管場所）

表2.19.65 衛星電話設備（携帯型）の頑健性

重大事故緩和設備	
衛星電話設備（携帯型）	
設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に保管し、基準地震動Seで機能維持できる設計とする。	

(62-8-1～5)

(62-2-1, 62-2-2, 62-2-4)

(62-4-2, 62-4-5, 62-4-6)

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SADB1-9 r. 7.0
提出年月日	令和5年8月31日

## 泊発電所 3号炉

### 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2. 20 1次冷却設備

令和5年8月  
北海道電力株式会社

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

比較結果等をとりまとめた資料1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

## 1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- c. 当社が自主的に変更したもの：なし

## 1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- c. 当社が自主的に変更したもの：なし

## 1-3) バックフィット関連事項

なし

2. 大飯3／4号炉まとめ資料との比較結果の概要

## 2-1) 編集上の差異

なし

## 2-2) その他 3連比較表の作成方針

- ・ 本3連比較表は、基準適合に係る設計を反映するために比較するプラントとして同一炉型（PWR）である大飯発電所3／4号炉のまとめ資料と泊3号炉のまとめ資料を比較し、凡例に従い記載の相違箇所と相違理由を整理した後、先行審査実績を反映するために比較するプラントとして女川2号炉の設置変更許可申請書の記載を取り込む手順にて作成した。
- ・ 女川2号炉の記載を取り込んだ結果、大飯3／4号炉と記載の相違が生じることとなるが、この相違理由は女川との記載の統一によるものであり、凡例に従って大飯3／4号炉の文字色を変更することにより同一炉型での相違箇所と相違理由が埋もれてしまう場合があることから、当初記載した文字色は原則変更しないように作成した。

## その他の設備 1次冷却設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2.20 1次冷却設備	3.20 原子炉圧力容器 5. 原子炉冷却系統施設 5.1 原子炉圧力容器及び一次冷却材設備 5.1.2 重大事故等時	2.20 1次冷却設備 5. 原子炉冷却設備 5.1 1次冷却設備 5.1.2 重大事故等時	【女川】 記載表現の相違 ・設置変更許可申請書における章名称の相違
2.20.1 概要  1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管については、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。  1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器（炉心支持構造物を含む）及び加圧器については、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。  炉心支持構造物は、重大事故時において、1次冷却材の流路として炉心形状維持が十分確保できる設計とする。	5.1.2.1 概要  原子炉圧力容器（炉心支持構造物を含む。）については、重大事故に至るおそれのある事故時において、重大事故等対処設備としてその健全性を確保できる設計とする。  また、炉心支持構造物については、重大事故に至るおそれのある事故時において、原子炉冷却材の流路が確保されるよう、炉心形状を維持する設計とする。	5.1.2.1 概要  1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器（炉心支持構造物を含む）、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管については、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。  また、炉心支持構造物については、重大事故に至るおそれのある事故時において、1次冷却材の流路が確保されるよう、炉心形状を維持する設計とする。	【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 記載方針の相違 ・泊は炉心支持構造物をSA時流路を構成する設備として原子炉容器に含めて設計する（伊方と同様） 【女川】 記載方針の相違 ・重大事故時に1次冷却設備に求められる機能は流路としての機能であるため、大飯、伊方と同様の記載とする。
2.20.1.1 悪影響防止  基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。  流路として使用する蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管等から構成される1次冷却設備は、重大事故等対処設備として構成される系統以外の他の系統・設備へ流入しないよう、隔壁弁を設けることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	5.1.2.2 設計方針 5.1.2.2.1 悪影響防止  基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。  原子炉圧力容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	5.1.2.2 設計方針 5.1.2.2.1 悪影響防止  基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。  流路として使用する蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管等から構成される1次冷却設備は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	【大飯】 記載方針の相違 ・1次冷却設備の系統構成は、設計基準対象施設と同じであり、重大事故等対処設備としての機能を確立するために特別な操作は行わない。（女川と同様）

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

その他の設備 1次冷却設備

黒色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.20.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、代替水源として淡水又は海水から選択可能であるため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>設計基準対象施設として淡水を通水するが、重大事故等時に海水を通水する可能性のある重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">伊方3号炉 43条まとめ資料より</p>	<p>5.1.2.2.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>原子炉圧力容器は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備による原子炉圧力容器への注水は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p>	<p>5.1.2.2.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、代替水源として海水を通水する可能性があるため、海水影響を考慮した設計とする。</p>	<p>【女川・大飯】 記載方針の相違 ・海水のみではなく淡水を使用する手順もある場合は「海水を通水する可能性がある」との記載に統一した。(43条の基本方針との整合。他条文との整合。)</p> <p>【女川】 運用の相違 ・女川は、重大事故等対処設備の対応手段として淡水貯水槽の水を優先して使用し淡水貯水槽が枯渇した場合に海水を補給する運用であるが、泊3号炉は重大事故等対処設備の対応手段として、水源を間断なく使用する必要がある場合には、海水を優先使用するため、“淡水を優先”という記載はしない。</p>
<p>2.20.3 試験・検査</p> <p>基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>流路として使用する系統（蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管）は、通常時の系統構成により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>また、蒸気発生器及び加圧器は、内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。</p> <p>1次冷却材ポンプは、分解が可能な設計とする。</p> <p>原子炉容器は、内部の確認が可能なように、フランジを設ける設計とする。</p> <p>蒸気発生器は、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。</p>	<p>5.1.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>原子炉圧力容器（重大事故等時）主要仕様を第5.1-4表に示す。</p> <p>5.1.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>原子炉圧力容器は、通常の系統構成により、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p>	<p>5.1.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>1次冷却設備（重大事故等時）の主要仕様を第5.1.8表に示す。</p> <p>5.1.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>流路として使用する系統（蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管）は、通常の系統構成により、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>蒸気発生器及び加圧器は、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。</p> <p>1次冷却材ポンプは、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>原子炉容器は、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能なように、フランジを設ける設計とする。</p> <p>蒸気発生器は、発電用原子炉の停止中に伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。</p>	

黒色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## その他の設備 1次冷却設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表 2.20-1 常設重大事故等対処設備仕様		第 5.1-4 表 原子炉圧力容器（重大事故等時）主要仕様	第 5.1.8 表 1次冷却設備（重大事故等時）の主要仕様	【女川】 プラント型式の相違 (以降同様) 【大飯】 記載方針の相違 設備兼用について明確化している。(以降同様)
(1) 蒸気発生器		兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉圧力容器（通常運転時等）	(1) 蒸気発生器 兼用する設備は以下のとおり。 ・1次冷却設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
型式	たて置U字管式熱交換器型		型式	たて置U字管式熱交換器型（流量制限器内蔵）
基数	4		基数	3
胴側最高使用圧力	8.17 MPa[gage]	最高使用圧力 8.62MPa[gage]	胴側最高使用圧力	7.48MPa[gage]
管側最高使用圧力	17.16 MPa[gage]	最高使用温度 302°C	胴側最高使用温度	291°C
1次冷却材流量	約 $15.0 \times 10^3$ t/h		管側最高使用圧力	17.16MPa[gage]
主蒸気運転圧力（定格出力時）	約6.03 MPa[gage]		管側最高使用温度	343°C
主蒸気運転温度（定格出力時）	約277°C		1次冷却材流量	約 $15.1 \times 10^6$ kg/h (1基当たり)
蒸気発生量（定格出力時）	約 $1.69 \times 10^3$ t/h		主蒸気運転圧力（定格出力時）	約5.75 MPa[gage]
出口蒸気湿分	0.25 wt%以下		主蒸気運転温度（定格出力時）	約274°C
伝熱面積	約4,870m <sup>2</sup> (1基当たり)		蒸気発生量（定格出力時）	約1,700 t/h (1基当たり)
伝熱管本数	3,382本 (1基当たり)		出口蒸気湿分	0.25 %以下
伝熱管外径	約22.2 mm		伝熱面積	約5,100m <sup>2</sup> (1基当たり)
伝熱管厚さ	約1.3 mm		伝熱管	
胴部外径（上部）	約4.5 m		本 数	3,386本 (1基当たり)
胴部外径（下部）	約3.4 m		内 径	約20 mm
全高	約21 m		厚 さ	約1.3 mm
材料			胴部外径	
本 体	低合金鋼板及び低合金鍛鋼	材料 母材 : JIS G 3120 (圧力容器用調質型マンガン・モリブデン鋼及びマンガン・モリブデン・ニッケル鋼板2種) 及びJIS G 3204 (圧力容器用調質型合金鋼鍛鋼品)	上 部	約4.5 m
伝 热 管	ニッケル・クロム・鉄合金	内張 : ステンレス鋼及び高ニッケル合金	下 部	約3.5 m
管板肉盛り	ニッケル・クロム・鉄合金		全 高	約21 m
水室内盛り	ステンレス鋼		材料	
			本 体	低合金鋼
			伝 热 管	ニッケル・クロム・鉄合金
			管板肉盛り	ニッケル・クロム・鉄合金
			水室内盛り	ステンレス鋼

## その他の設備 1次冷却設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>(2) 1次冷却材ポンプ</p> <table> <tbody> <tr> <td>型 式</td><td>たて置斜流型</td></tr> <tr> <td>台 数</td><td>4</td></tr> <tr> <td>容 量</td><td>約20,100m<sup>3</sup>/h (1台当たり)</td></tr> <tr> <td>揚 程</td><td>約84m</td></tr> <tr> <td>最高使用圧力</td><td>17.16MPa [gage]</td></tr> <tr> <td>最高使用温度</td><td>343°C</td></tr> <tr> <td>主要寸法</td><td></td></tr> <tr> <td>全 高</td><td>約7.9m</td></tr> <tr> <td>ケーシング外径</td><td>約1.8m</td></tr> <tr> <td>材 料</td><td>ステンレス鉄鋼</td></tr> <tr> <td>電 動 機</td><td></td></tr> <tr> <td>型 式</td><td>三相誘導電動機</td></tr> <tr> <td>電 壓</td><td>6,600V</td></tr> <tr> <td>出 力</td><td>約4,500kW (1台当たり)</td></tr> <tr> <td>回 転 数</td><td>約1,190rpm</td></tr> </tbody> </table>	型 式	たて置斜流型	台 数	4	容 量	約20,100m <sup>3</sup> /h (1台当たり)	揚 程	約84m	最高使用圧力	17.16MPa [gage]	最高使用温度	343°C	主要寸法		全 高	約7.9m	ケーシング外径	約1.8m	材 料	ステンレス鉄鋼	電 動 機		型 式	三相誘導電動機	電 壓	6,600V	出 力	約4,500kW (1台当たり)	回 転 数	約1,190rpm		<p>(2) 1次冷却材ポンプ</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <p>・ 1次冷却設備</p> <table> <tbody> <tr> <td>型 式</td><td>たて置斜流形</td></tr> <tr> <td>台 数</td><td>3</td></tr> <tr> <td>容 量</td><td>約20,200m<sup>3</sup>/h (1台当たり)</td></tr> <tr> <td>揚 程</td><td>約80m</td></tr> <tr> <td>最高使用圧力</td><td>17.16MPa [gage]</td></tr> <tr> <td>最高使用温度</td><td>343°C</td></tr> <tr> <td>主要寸法</td><td></td></tr> <tr> <td>全 高</td><td>約8.0m</td></tr> <tr> <td>ケーシング外径</td><td>約2.4m</td></tr> <tr> <td>材 料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> <tr> <td>電 動 機</td><td></td></tr> <tr> <td>型 式</td><td>三相誘導電動機</td></tr> <tr> <td>電 壓</td><td>6,600V</td></tr> <tr> <td>出 力</td><td>約4,600kW (1台当たり)</td></tr> <tr> <td>回 転 数</td><td>約1,500rpm</td></tr> </tbody> </table>	型 式	たて置斜流形	台 数	3	容 量	約20,200m <sup>3</sup> /h (1台当たり)	揚 程	約80m	最高使用圧力	17.16MPa [gage]	最高使用温度	343°C	主要寸法		全 高	約8.0m	ケーシング外径	約2.4m	材 料	ステンレス鋼	電 動 機		型 式	三相誘導電動機	電 壓	6,600V	出 力	約4,600kW (1台当たり)	回 転 数	約1,500rpm	
型 式	たて置斜流型																																																														
台 数	4																																																														
容 量	約20,100m <sup>3</sup> /h (1台当たり)																																																														
揚 程	約84m																																																														
最高使用圧力	17.16MPa [gage]																																																														
最高使用温度	343°C																																																														
主要寸法																																																															
全 高	約7.9m																																																														
ケーシング外径	約1.8m																																																														
材 料	ステンレス鉄鋼																																																														
電 動 機																																																															
型 式	三相誘導電動機																																																														
電 壓	6,600V																																																														
出 力	約4,500kW (1台当たり)																																																														
回 転 数	約1,190rpm																																																														
型 式	たて置斜流形																																																														
台 数	3																																																														
容 量	約20,200m <sup>3</sup> /h (1台当たり)																																																														
揚 程	約80m																																																														
最高使用圧力	17.16MPa [gage]																																																														
最高使用温度	343°C																																																														
主要寸法																																																															
全 高	約8.0m																																																														
ケーシング外径	約2.4m																																																														
材 料	ステンレス鋼																																																														
電 動 機																																																															
型 式	三相誘導電動機																																																														
電 壓	6,600V																																																														
出 力	約4,600kW (1台当たり)																																																														
回 転 数	約1,500rpm																																																														

## その他の設備 1次冷却設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 原子炉容器</p> <p>型 式 たて置円筒上下半球鏡容器型</p> <p>最高使用圧力 17.16MPa [gage]</p> <p>最高使用温度 343°C</p> <p>運 転 圧 力 約15.4MPa [gage]</p> <p>原子炉容器入口 1次冷却材温度 約289°C (定格出力時)</p> <p>原子炉容器出口 1次冷却材温度 約325°C (定格出力時)</p> <p>主 要 尺 法</p> <p>内 径 約4.39m</p> <p>全高 (内のり) 約12.9m</p> <p>最小肉厚 約135mm (下部半球鏡部)</p> <p>材 料</p> <p>母 材 低合金鋼板及び低合金鍛鋼 (JIS G 3120相当品及び JIS G 3204相当品)</p> <p>肉 盛 り ステンレス鋼</p> <p>ス タ ッ ド 低合金高張力鋼</p> <p>推定中性子照射量 (<math>E &gt; 1\text{MeV}</math>) 原子炉容器内部から1/4板厚の位置において 約<math>2 \times 10^{19} \text{n/cm}^2</math> (40定格負荷相当年時点)</p> <p>NDT 温度初期（計画値） -12°C以下</p> <p>加熱・冷却率 55°C/h 以下</p>		<p>(3) 原子炉容器</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <p>・ 1次冷却設備</p> <p>型 式 たて置円筒上下半球鏡容器形</p> <p>最高使用圧力 17.16MPa [gage]</p> <p>最高使用温度 343°C</p> <p>運 転 圧 力 約15.4MPa [gage]</p> <p>原子炉容器入口 1次冷却材温度 約288°C (定格出力時)</p> <p>原子炉容器出口 1次冷却材温度 約325°C (定格出力時)</p> <p>主 要 尺 法</p> <p>内 径 約4.0m</p> <p>全高 (内のり) 約12m</p> <p>最小肉厚 約130mm (下部半球鏡部)</p> <p>材 料</p> <p>母 材 低合金鋼 (JIS G 3120相当品及び JIS G 3204相当品)</p> <p>肉 盛 り ステンレス鋼</p> <p>ス タ ッ ド ポ ル ツ 低合金高張力鋼</p> <p>推定中性子照射量 (<math>E &gt; 1\text{MeV}</math>) 原子炉容器内部から1/4板厚の位置において 約<math>5 \times 10^{19} \text{n/cm}^2</math> (40定格負荷相当年時点)</p> <p>閑 連 溫 度</p> <p>初期（計画値） -12°C以下</p> <p>加熱率及び冷却率 55°C/h 以下</p>	

## その他の設備 1次冷却設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(4) 加圧器		(4) 加圧器 兼用する設備は以下のとおり。 ・1次冷却設備	
型式 基數 容量 最高使用圧力 最高使用温度 外径 全高 材料 母材 肉盛り	たて置円筒上下半球鏡容器型 1 約51m <sup>3</sup> 17.16MPa [gage] 360°C 約2.4m 約15.9m 低合金鋼板 ステンレス鋼	型式 基數 容量 最高使用圧力 最高使用温度 外径 全高 材料 母材 肉盛り	たて置円筒上下半球鏡容器形 1 約40m <sup>3</sup> 17.16MPa [gage] 360°C 約2.4m 約13m 低合金鋼 ステンレス鋼
(5) 1次冷却材管		(5) 1次冷却材管 兼用する設備は以下のとおり。 ・1次冷却設備	
最高使用圧力 最高使用温度 管内径 低温側 高温側 蒸気発生器～ポンプ間	17.16MPa [gage] 343°C 約700mm 約740mm 約790mm	最高使用圧力 最高使用温度 管内径 低温側 高温側 蒸気発生器 ～1次冷却材ポンプ間	17.16MPa [gage] 343°C 約0.70m 約0.74m 蒸気発生器 ～1次冷却材ポンプ間
管厚 低温側 高温側 蒸気発生器～ポンプ間	約69mm 約73mm 約78mm	管厚 低温側 高温側 蒸気発生器 ～1次冷却材ポンプ間	約69mm 約73mm 約78mm
材料	ステンレス鍛鋼	材料	ステンレス鋼
(6) 加圧器サージ管		(6) 加圧器サージ管 兼用する設備は以下のとおり。 ・1次冷却設備	
最高使用圧力 最高使用温度 管内径 管厚 材料	17.16MPa [gage] 360°C 約280mm 約36mm ステンレス鋼	最高使用圧力 最高使用温度 管内径 管厚 材料	17.16MPa [gage] 360°C 約0.28m 約36mm ステンレス鋼

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

その他の設備 1次冷却設備（添付資料）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.20 原子炉圧力容器【その他】</p> <p>&lt; 添付資料 目次 &gt;</p> <p>3.20 原子炉圧力容器</p> <p>3.20.1 設備概要</p> <p>3.20.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 原子炉圧力容器</p> <p>3.20.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p>	<p>2.20 1次冷却設備【その他】</p> <p>&lt;添付資料 目次&gt;</p> <p>2.20 1次冷却設備</p> <p>2.20.1 設備概要</p> <p>2.20.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 蒸気発生器</p> <p>(2) 1次冷却材ポンプ</p> <p>(3) 原子炉容器</p> <p>(4) 加圧器</p> <p>(5) 1次冷却材管</p> <p>(6) 加圧器サージ管</p> <p>2.20.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p>	<p>最新知見の反映</p> <p>・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。（炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した）</p>

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SADB2-9 r. 6.0
提出年月日	令和5年8月31日

## 泊発電所 3号炉

### 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2.21 原子炉格納施設

令和5年8月  
北海道電力株式会社

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較結果等をとりまとめた資料</b>			
<b>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</b>			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<p>a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</p> <p>c. 当社が自主的に変更したもの：なし</p>			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由			
<p>a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</p> <p>c. 当社が自主的に変更したもの：なし</p>			
1-3) バックフィット関連事項			
なし			
<b>2. 大飯3／4号炉まとめ資料との比較結果の概要</b>			
2-1) 編集上の差異			
なし			
2-2) その他 3連比較表の作成方針			
<ul style="list-style-type: none"> <li>本3連比較表は、基準適合に係る設計を反映するために比較するプラントとして同一炉型（PWR）である大飯発電所3／4号炉のまとめ資料と泊3号炉のまとめ資料を比較し、凡例に従い記載の相違箇所と相違理由を整理した後、先行審査実績を反映するために比較するプラントとして女川2号炉の設置変更許可申請書の記載を取り込む手順にて作成した。</li> <li>女川2号炉の記載を取り込んだ結果、大飯3／4号炉と記載の相違が生じることとなるが、この相違理由は女川との記載の統一によるものであり、凡例に従って大飯3／4号炉の文字色を変更することにより同一炉型での相違箇所と相違理由が埋もれてしまう場合があることから、当初記載した文字色は原則変更しないように作成した。</li> </ul>			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

その他の設備 原子炉格納施設

黒色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2.21 原子炉格納施設	3.21 原子炉格納容器 9. 原子炉格納施設 9.1 原子炉格納施設 9.1.2 重大事故等時 9.1.2.1 原子炉格納容器	2.21 原子炉格納施設 9. 原子炉格納施設 9.1 原子炉格納容器、外部遮へい及びアニュラス部 9.1.2 重大事故等時	【女川】 記載表現の相違 ・設置変更許可申請書の章構成の相違
2.21.1 概要  原子炉格納容器は、重大事故等時において設計圧力及び設計温度を超えることが想定されるが、その機能が損なわれることのないよう、原子炉格納容器限界圧力及び限界温度までに至らない設計とする。	9.1.2.1.1 概要  原子炉格納容器は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設としての最高使用圧力及び最高使用温度を超える可能性があるが、設計基準対象施設としての最高使用圧力の2倍の圧力及び200°Cの温度以下で閉じ込め機能を損なわない設計とする。  また、原子炉格納容器内に設置される真空破壊装置は、想定される重大事故等時において、ドライウェル圧力がサプレッションチャンバ圧力より低下した場合に圧力差により自動的に働き、サプレッションチャンバのプール水のドライウェルへの逆流及びドライウェルの破損を防止できる設計とする。	9.1.2.1.1 概要  原子炉格納容器は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設としての最高使用圧力及び最高使用温度を超える可能性があるが、設計基準対象施設としての最高使用圧力の2倍の圧力及び200°Cの温度以下で閉じ込め機能を損なわない設計とする。	【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映
2.21.1.1 悪影響防止  基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。  原子炉格納容器は、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	9.1.2.1.2 設計方針 9.1.2.1.2.1 悪影響防止  基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。  原子炉格納容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	9.1.2.2 設計方針 9.1.2.2.1 悪影響防止  基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。  原子炉格納容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映
2.21.2 環境条件等  基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。  原子炉格納容器は、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	9.1.2.1.2.2 環境条件等  基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。  原子炉格納容器は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、原子炉格納容器は、想定される重大事故等時における原子炉格納容器の閉じ込め機能を損なわないよう、原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。	9.1.2.2.2 環境条件等  基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。  原子炉格納容器は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、原子炉格納容器は、想定される重大事故等時における原子炉格納容器の閉じ込め機能を損なわないよう、原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。	【大飯】 記載方針の相違 ・原子炉格納容器が閉じ込め機能を確保するための系統構成はDB時と同じであり、特別な操作は行わない。 (女川と同様) 【女川】 プラント型式の相違 (「原子炉格納容器は屋外に設置」の記載は伊方と同様)
原子炉格納容器は、屋外に設置し、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。  また、重大事故等における原子炉格納容器の閉じ込め機能を損なわないよう、原子炉格納容器は、原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。	伊方3号炉		

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

その他の設備 原子炉格納施設

黒色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉格納容器は、代替水源として淡水又は海水から選択可能であるため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>設計基準対象施設として淡水を通水するが、重大事故等時に海水を通水する可能性のある重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">伊方3号炉 43条まとめ資料より</div>	<p>重大事故等対処設備による原子炉圧力容器への注水、ドライウェル内及びサブレッショングレンバ内へのスプレイ並びに原子炉格納容器下部への注水は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p>	<p>原子炉格納容器は、代替水源として海水を通水する可能性があるため、海水影響を考慮した設計とする。</p>	<p>【女川・大飯】記載方針の相違 ・海水のみではなく淡水を使用する手順もある場合は「海水を通水する可能性がある」との記載に統一した。(43条の基本方針との整合。他条文との整合。)</p> <p>【女川】運用の相違 ・女川は、重大事故等対処設備の対応手段として淡水貯水槽の水を優先して使用し淡水貯水槽が枯渇した場合に海水を補給する運用であるが、泊3号炉は重大事故等対処設備の対応手段として、水源を間断なく使用する必要がある場合には、海水を優先使用するため、“淡水を優先”という記載はしない。</p>
<p>2.21.3 試験・検査</p> <p>基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>原子炉格納容器は、外観の確認が可能な設計とする。また、漏えいの確認が可能な設計とする。</p>	<p>9.1.2.1.3 主要設備及び仕様 原子炉格納容器（重大事故等時）の主要仕様は第9.1-5表に示す。</p> <p>9.1.2.1.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>原子炉格納容器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p>	<p>9.1.2.3 主要設備及び仕様 原子炉格納施設（重大事故等時）の主要仕様を第9.1.2表に示す。</p> <p>9.1.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>原子炉格納容器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【女川】原子炉格納容器内を窒素置換するBWRとは相違するため、試験検査の記載順・記載内容は大飯と同様とした。</p>

## その他の設備 原子炉格納施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表 2.21-1 常設重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>型 式 上部半球円筒型 (プレストレストコンクリート造) (底部鉄筋コンクリート造)</p> <p>基 数 1</p> <p>最高使用圧力 0.39MPa[gage]</p> <p>最高使用温度 144°C</p> <p>材 料 本 体 プレストレストコンクリート及び鉄筋 コンクリート ライナプレート 炭素鋼</p>	<p>第 9.1-5 表 原子炉格納容器（重大事故等時）主要仕様</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・一次格納施設</p> <p>形 式 圧力抑制形</p> <p>最高使用圧力 427kPa[gage] 約854kPa[gage]（重大事故等時における使用時の値）</p> <p>最高使用温度 ドライウェル 171°C サブレッショングレンバ 104°C</p> <p>材 料 JIS G 3118 相当（中・常温圧力容器用炭素鋼板3種）及びJIS G 3115 相当（圧力容器用鋼板5種）</p>	<p>第 9.1.2 表 原子炉格納施設（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>(1) 原子炉格納容器 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉格納施設</p> <p>型 式 鋼製上部半球形下部さら形円筒形</p> <p>基 数 1</p> <p>最高使用圧力 0.283MPa[gage] 約0.360MPa[gage]（重大事故等時における使用時の値）</p> <p>最高使用温度 132°C 約141°C（重大事故等時における使用時の値）</p> <p>材 料 炭素鋼（JIS G 3118相当品）</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・設備兼用について明確化している。</p> <p>【女川・大飯】 設備の相違 ・格納容器型式の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 重大事故等時における使用時の値を明確化した。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

その他の設備 原子炉格納容器（添付資料）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.21 原子炉格納容器【その他】</p> <p>&lt; 添付資料 目次 &gt;</p> <p>3.21 原子炉格納容器</p> <p>3.21.1 設備概要</p> <p>3.21.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>3.21.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p>	<p>2.21 原子炉格納容器【その他】</p> <p>&lt;添付資料 目次&gt;</p> <p>2.21 原子炉格納容器</p> <p>2.21.1 設備概要</p> <p>2.21.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>2.21.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p>	<p>最新知見の反映</p> <p>・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。（炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した）</p>

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SADB3-9 r. 7.0
提出年月日	令和5年8月31日

## 泊発電所 3号炉

### 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

#### 2.22 燃料貯蔵設備

令和5年8月  
北海道電力株式会社

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

比較結果等をとりまとめた資料1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

## 1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- c. 当社が自主的に変更したもの：なし

## 1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- c. 当社が自主的に変更したもの：なし

## 1-3) バックフィット関連事項

なし

2. 大飯3／4号炉まとめ資料との比較結果の概要

## 2-1) 編集上の差異

なし

## 2-2) その他 3連比較表の作成方針

- ・ 本3連比較表は、基準適合に係る設計を反映するために比較するプラントとして同一炉型（PWR）である大飯発電所3／4号炉のまとめ資料と泊3号炉のまとめ資料を比較し、凡例に従い記載の相違箇所と相違理由を整理した後、先行審査実績を反映するために比較するプラントとして女川2号炉の設置変更許可申請書の記載を取り込む手順にて作成した。
- ・ 女川2号炉の記載を取り込んだ結果、大飯3／4号炉と記載の相違が生じることとなるが、この相違理由は女川との記載の統一によるものであり、凡例に従って大飯3／4号炉の文字色を変更することにより同一炉型での相違箇所と相違理由が埋もれてしまう場合があることから、当初記載した文字色は原則変更しないように作成した。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2.22 燃料貯蔵設備	3.22 燃料貯蔵設備 4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 4.1 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備 4.1.2 重大事故等時	2.22 燃料貯蔵設備 4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 4.1 燃料取扱設備及び貯蔵設備 4.1.2 重大事故等時	【女川】 記載表現の相違 ・設置変更許可申請書における章名称の相違
2.22.1 概要  燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットの冷却機能喪失、使用済燃料ピットの注水機能喪失、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料の貯蔵機能を確保する設計とする。   また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより使用済燃料ピット水位が <b>使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合に、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置においてスプレいや蒸気条件においても臨界を防止する</b> 設計とする。	4.1.2.1 概要  使用済燃料プールは、 <b>残留熱除去系（燃料プール水の冷却）及び燃料プール冷却浄化系の有する</b> 使用済燃料プールの冷却機能喪失又は <b>残留熱除去系ポンプによる</b> 使用済燃料プールへの <b>補給</b> 機能が喪失し、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料体等の貯蔵機能を確保する設計とする。  また、使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が低下した場合及び使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合に、臨界にならないよう配慮した使用済燃料貯蔵ラックの形状により臨界を防止できる設計とする。	4.1.2.1 概要  燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットの冷却機能喪失又は使用済燃料ピットの <b>注水</b> 機能が喪失し、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料体等の貯蔵機能を確保する設計とする。  また、使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピットの水位が低下した場合及び使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合に、臨界にならないよう配慮した使用済燃料ラックの形状により臨界を防止できる設計とする。	【女川】 記載方針の相違 ・大飯と同様に、機能喪失の記載は54条における記載と整合を図る記載とした。  【大飯】 記載方針の相違 ・臨界の防止は、大量の水の漏えい時のみならず、冷却・注水機能の喪失時にも、54条要求として求められることから、女川同様の記載とした。
2.22.1.1 悪影響防止  基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。  使用済燃料ピットは、 <b>通常時の系統構成を変えることなく重大事故等時対処設備としての系統構成をすることで</b> 、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	4.1.2.2 設計方針 4.1.2.2.1 悪影響防止  基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。  使用済燃料プールは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	4.1.2.2 設計方針 4.1.2.2.1 悪影響防止  基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。  使用済燃料ピットは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	【大飯】 記載方針の相違 ・使用済燃料ピットは貯蔵機能の確保、臨界の防止のために特別な操作は行わない。(女川と同様)

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

その他の設備 燃料貯蔵設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.22.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>使用済燃料ピットは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットは、代替水源として海水を使用するため、海水影響を考慮した設計とする。</p>	<p>4.1.2.2.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>使用済燃料プールは、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水及びスプレイは、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p>	<p>4.1.2.2.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>使用済燃料ピットは、燃料取扱棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットは、代替水源として海水を通水する可能性があるため、海水影響を考慮した設計とする。</p>	<p>【女川・大飯】 記載方針の相違 ・海水のみではなく淡水を使用する手順もある場合は「海水を通水する可能性がある」との記載に統一した。(43条の基本方針との整合。他条文との整合。)</p> <p>【女川】 運用の相違 ・女川は、重大事故等対処設備の対応手段として淡水貯水槽の水を優先して使用し淡水貯水槽が枯渇した場合に海水を補給する運用であるが、泊3号炉は重大事故等対処設備の対応手段として、水源を間欠なく使用する必要がある場合には、海水を優先使用するため、“淡水を優先”という記載はしない。</p>
<p>2.22.3 試験・検査</p> <p>基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>使用済燃料ピットは、外観の確認が可能な設計とする。また、漏えい等の確認が可能な設計とする。</p>	<p>4.1.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>燃料取扱及び貯蔵設備（重大事故等時）の主要仕様を第4.1-2表に示す。</p> <p>4.1.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>使用済燃料プールは、外観の確認が可能な設計とする。また、漏えいの有無等の確認が可能な設計とする。</p>	<p>4.1.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>燃料取扱設備及び貯蔵設備（重大事故等時）の主要仕様を第4.1.2表に示す。</p> <p>4.1.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>使用済燃料ピットは、外観の確認が可能な設計とする。また、漏えいの有無等の確認が可能な設計とする。</p>	

## その他の設備 燃料貯蔵設備

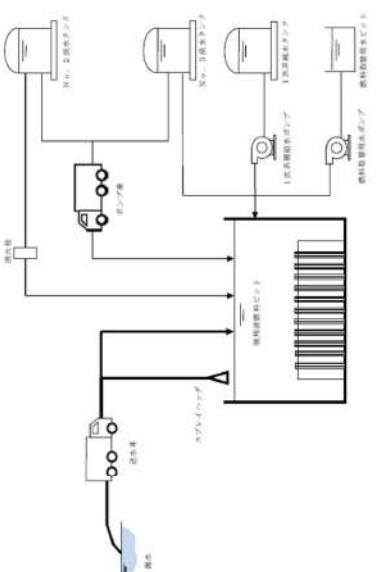
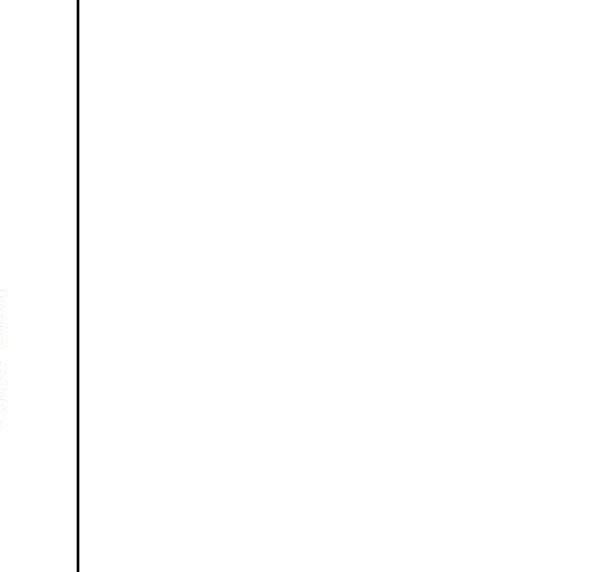
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表2.22-1 常設重大事故等対処設備仕様</p> <p>(3号炉)</p> <p>(1) 使用済燃料ピット</p> <p>基 数 1</p> <p>ラック容量 燃料集合体約2,130体分 (全炉心燃料の約1,100%相当分、1号、2号及び3号炉共用)</p> <p>ラック材料 ステンレス鋼 (全炉心燃料の約500%相当分、1号、2号及び3号炉共用) ボロン添加(0.95~1.05wt%)ステンレス鋼<sup>(2)</sup> (全炉心燃料の約600%相当分、1号、2号及び3号炉共用)</p> <p>ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>(4号炉) 3号炉の3号を4号に読み替える他は、3号炉と同じ。</p>	<p>第4.1-2表 燃料取扱及び貯蔵設備（重大事故等時）主要仕様</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・燃料取扱及び貯蔵設備（通常運転時等）</p> <p>種類 ステンレス鋼内張りプール形（ラック貯蔵方式）</p> <p>貯蔵能力 2号炉全炉心燃料の約400%相当分</p>	<p>第4.1.2表 燃料取扱設備及び貯蔵設備（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>(1) 使用済燃料ピット</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・燃料取扱設備及び貯蔵設備</p> <p>基 数 2</p> <p>貯蔵能力 全炉心燃料の約920%相当分</p> <p>ラック材料 ボロン添加(0.95~1.05wt%)ステンレス鋼<sup>(3)</sup></p> <p>ライニング材料 ステンレス鋼</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・設備兼用について明確化している。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・既設許可記載内容の相違</p> <p>(泊記載内容の補足) ・泊のラック材料における“(3)”の記載は、既設許可の主要仕様に記載があり、参考文献「(3)モリブデンを含有するボロン点火ステンレス鋼の材料特性」を引用する記載であり、重大事故等時の主要仕様としても同様の文献を引用するための記載である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

その他の設備 燃料貯蔵設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>他3-2</p>	 <p>燃料貯蔵設備 記載系統図</p>		<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料取扱設備及び貯蔵設備としての概略図は既設置許可にあり、重大事故等時でも変わらないことから添付していない。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

その他の設備 燃料貯蔵設備（添付資料）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.22 燃料貯蔵設備【その他】</p> <p>&lt; 添付資料 目次 &gt;</p> <p>3.22 燃料貯蔵設備</p> <p>3.22.1 設備概要</p> <p>3.22.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 使用済燃料プール</p> <p>3.22.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p>	<p>2.22 燃料貯蔵設備【その他】</p> <p>&lt;添付資料 目次&gt;</p> <p>2.22 燃料貯蔵設備</p> <p>2.22.1 設備概要</p> <p>2.22.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 使用済燃料ピット</p> <p>2.22.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p>	<p>最新知見の反映</p> <p>・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。（炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した）</p>

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SADB4-9 r. 6.0
提出年月日	令和5年8月31日

## 泊発電所 3号炉

### 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2.23 非常用取水設備

令和5年8月  
北海道電力株式会社

[REDACTED] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

比較結果等をとりまとめた資料1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

## 1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- c. 当社が自主的に変更したもの：なし

## 1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- c. 当社が自主的に変更したもの：なし

## 1-3) バックフィット関連事項

なし

2. 大飯3／4号炉まとめ資料との比較結果の概要

## 2-1) 編集上の差異

なし

## 2-2) その他 3連比較表の作成方針

- ・ 本3連比較表は、基準適合に係る設計を反映するために比較するプラントとして同一炉型（PWR）である大飯発電所3／4号炉のまとめ資料と泊3号炉のまとめ資料を比較し、凡例に従い記載の相違箇所と相違理由を整理した後、先行審査実績を反映するために比較するプラントとして女川2号炉の設置変更許可申請書の記載を取り込む手順にて作成した。
- ・ 女川2号炉の記載を取り込んだ結果、大飯3／4号炉と記載の相違が生じることとなるが、この相違理由は女川との記載の統一によるものであり、凡例に従って大飯3／4号炉の文字色を変更することにより同一炉型での相違箇所と相違理由が埋もれてしまう場合があることから、当初記載した文字色は原則変更しないよう作成した。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

その他の設備 非常用取水設備

黒色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.23 非常用取水設備</p> <p>2.23.1 概要 非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>2.23.1.1 悪影響防止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。 貯水堰及び海水ポンプ室は、通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>2.23.1.2 共用の禁止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。 非常用取水設備である貯水堰は、共用により自号炉だけでなく他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）の海水取水箇所も使用することで、安全性の向上を図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。 この設備は容量に制限がなく3号炉及び4号炉に必要な取水容量を十分に有しているが、共用により悪影響を及ぼさないよう、引き波時においても貯水堰により3号炉及び4号炉に必要な海水を確保する設計とする。</p>	<p>3.23 非常用取水設備 10 その他発電用原子炉の附属施設 10.8 非常用取水設備 10.8.2 重大事故等時</p> <p>10.8.2.1 概要 非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>10.8.2.2 設計方針 10.8.2.2.1 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室は、通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>2.23 非常用取水設備 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.8 非常用取水設備 10.8.2 重大事故等時</p> <p>10.8.2.1 概要 非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>10.8.2.2 設計方針 10.8.2.2.1 悪影響防止 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊のSA設備は、今回申請においては他号炉と共にしない。(女川と同様)</p>

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

その他の設備 非常用取水設備

黒色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）	青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）	緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.23.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>貯水堰及び海水ポンプ室は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>貯水堰及び海水ポンプ室は、鉄筋コンクリート構造物であり、常時海水を通水するため、腐食を考慮して鉄筋に対して十分なかぶり厚さを確保する設計とする。</p>	<p>10.8.2.2.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室は、想定される重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室は、コンクリート構造物であり、常時海水を通水するため、腐食を考慮して鉄筋に対して十分なかぶり厚さを確保する設計とする。</p> <p>海水貯留堰は、鋼製構造物であり、海水中に設置するため、防食等により腐食を防止する設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">柏崎刈羽6／7号炉</div>	<p>10.8.2.2.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、想定される重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>貯留堰は、鋼製構造物であり、海水中に設置するため、防食等により腐食を防止する設計とする。</p> <p>取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、鉄筋コンクリート構造物であり、常時海水を通水するため、腐食を考慮して鉄筋に対して十分なかぶり厚さを確保する設計とする。</p>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違 ・泊の貯留堰は鋼管矢板式であるため記載内容が異なるが、柏崎刈羽と同様。</p>
<p>2.23.3 試験・検査</p> <p>基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>貯水堰については、機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>貯水堰及び海水ポンプ室は、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>海水ポンプ室は、非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。</p>	<p>10.8.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>非常用取水設備（重大事故等時）の主要仕様を第10.8-2表に示す。</p> <p>10.8.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室は、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.8.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>非常用取水設備（重大事故等時）の主要仕様を第10.8.2表に示す。</p> <p>10.8.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・機能・性能の確認として構造が維持されている観点で外観の確認が可能な設計とする。</p>

## その他の設備 非常用取水設備

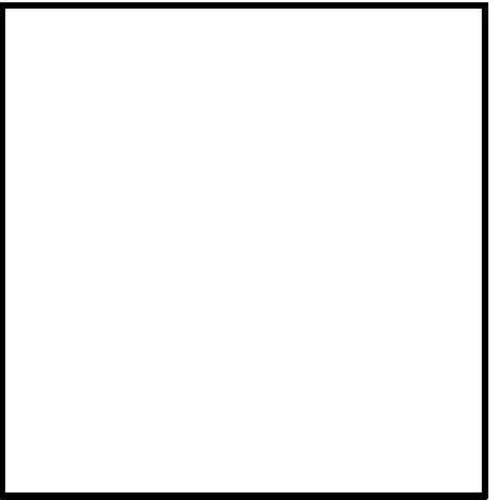
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<p>表 2.23-1 常設重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1) 貯水槽（3号及び4号炉共用） （「津波に対する防護設備」及び「非常用取水設備」と兼用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 材 ト 容 量 個</th><th>類 料</th><th>貯水槽 鋼管杭、コンクリート、鉄筋コンクリー ト 1080m<sup>3</sup> 以上<sup>*1</sup> 1</th></tr> </thead> </table> <p>(2) 海水ポンプ室（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 材 容 量 個</th><th>類 料</th><th>取水槽 鉄筋コンクリート 1080m<sup>3</sup> 以上<sup>*1</sup> 1</th></tr> </thead> </table>	種 材 ト 容 量 個	類 料	貯水槽 鋼管杭、コンクリート、鉄筋コンクリー ト 1080m <sup>3</sup> 以上 <sup>*1</sup> 1	種 材 容 量 個	類 料	取水槽 鉄筋コンクリート 1080m <sup>3</sup> 以上 <sup>*1</sup> 1	<p>第 10.8-2 表 非常用取水設備（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>(1) 貯留堰 兼用する設備は以下のとおり。 ・浸水防護設備 ・非常用取水設備（通常運転時等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 材 容 量 個</th><th>類 料</th><th>貯留堰 鉄筋コンクリート堰 鉄筋コンクリート 約5,100m<sup>3</sup> 6</th></tr> </thead> </table> <p>(2) 取水口 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用取水設備（通常運転時等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 材 容 量 個</th><th>類 料</th><th>取水口 鉄筋コンクリート函渠 鉄筋コンクリート 1</th></tr> </thead> </table> <p>(3) 取水路 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用取水設備（通常運転時等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 材 容 量 個</th><th>類 料</th><th>取水路 鉄筋コンクリート函渠 鉄筋コンクリート 1</th></tr> </thead> </table> <p>(4) 海水ポンプ室 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用取水設備（通常運転時等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 材 容 量 個</th><th>類 料</th><th>海水ポンプ室 鉄筋コンクリート取水槽 鉄筋コンクリート 1</th></tr> </thead> </table>	種 材 容 量 個	類 料	貯留堰 鉄筋コンクリート堰 鉄筋コンクリート 約5,100m <sup>3</sup> 6	種 材 容 量 個	類 料	取水口 鉄筋コンクリート函渠 鉄筋コンクリート 1	種 材 容 量 個	類 料	取水路 鉄筋コンクリート函渠 鉄筋コンクリート 1	種 材 容 量 個	類 料	海水ポンプ室 鉄筋コンクリート取水槽 鉄筋コンクリート 1	<p>第 10.8.2 表 非常用取水設備（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>(1) 貯留堰 兼用する設備は以下のとおり。 ・浸水防護設備 ・非常用取水設備（通常運転時等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 材 容 量 個</th><th>類 料</th><th>貯留堰（鋼管矢板式） 鋼管矢板 ***m<sup>3</sup> *1 (追而) 1</th></tr> </thead> </table> <p>(2) 取水口 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用取水設備（通常運転時等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 材 容 量 個</th><th>類 料</th><th>取水口 護岸コンクリート 鉄筋コンクリート 1</th></tr> </thead> </table> <p>(3) 取水路 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用取水設備（通常運転時等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 材 容 量 個</th><th>類 料</th><th>取水路 鉄筋コンクリート函渠 鉄筋コンクリート 1</th></tr> </thead> </table> <p>(4) 取水ピットスクリーン室 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用取水設備（通常運転時等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 材 容 量 個</th><th>類 料</th><th>取水ピットスクリーン室 鉄筋コンクリート取水槽 鉄筋コンクリート 1</th></tr> </thead> </table> <p>(5) 取水ピットポンプ室 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用取水設備（通常運転時等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 材 容 量 個</th><th>類 料</th><th>取水ピットポンプ室 鉄筋コンクリート取水槽 鉄筋コンクリート 1</th></tr> </thead> </table>	種 材 容 量 個	類 料	貯留堰（鋼管矢板式） 鋼管矢板 ***m <sup>3</sup> *1 (追而) 1	種 材 容 量 個	類 料	取水口 護岸コンクリート 鉄筋コンクリート 1	種 材 容 量 個	類 料	取水路 鉄筋コンクリート函渠 鉄筋コンクリート 1	種 材 容 量 個	類 料	取水ピットスクリーン室 鉄筋コンクリート取水槽 鉄筋コンクリート 1	種 材 容 量 個	類 料	取水ピットポンプ室 鉄筋コンクリート取水槽 鉄筋コンクリート 1	<p>記載方針の相違 設備兼用について明確化している。（以降同様）</p> <p>※1 引き波時に海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、貯水槽、海水ポンプ室で確保する水量の合計</p> <p>※ 1 引き波時に原子炉補機冷却海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室で確保する水量の合計</p>
種 材 ト 容 量 個	類 料	貯水槽 鋼管杭、コンクリート、鉄筋コンクリー ト 1080m <sup>3</sup> 以上 <sup>*1</sup> 1																																		
種 材 容 量 個	類 料	取水槽 鉄筋コンクリート 1080m <sup>3</sup> 以上 <sup>*1</sup> 1																																		
種 材 容 量 個	類 料	貯留堰 鉄筋コンクリート堰 鉄筋コンクリート 約5,100m <sup>3</sup> 6																																		
種 材 容 量 個	類 料	取水口 鉄筋コンクリート函渠 鉄筋コンクリート 1																																		
種 材 容 量 個	類 料	取水路 鉄筋コンクリート函渠 鉄筋コンクリート 1																																		
種 材 容 量 個	類 料	海水ポンプ室 鉄筋コンクリート取水槽 鉄筋コンクリート 1																																		
種 材 容 量 個	類 料	貯留堰（鋼管矢板式） 鋼管矢板 ***m <sup>3</sup> *1 (追而) 1																																		
種 材 容 量 個	類 料	取水口 護岸コンクリート 鉄筋コンクリート 1																																		
種 材 容 量 個	類 料	取水路 鉄筋コンクリート函渠 鉄筋コンクリート 1																																		
種 材 容 量 個	類 料	取水ピットスクリーン室 鉄筋コンクリート取水槽 鉄筋コンクリート 1																																		
種 材 容 量 個	類 料	取水ピットポンプ室 鉄筋コンクリート取水槽 鉄筋コンクリート 1																																		

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

その他の設備 非常用取水設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第10.9.1 図 非常用取水設備概要図</p> <p>枠内の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません</p> <p>他4-6</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用取水設備の概略図はDB5条（非常用取水設備（通常運転時等））と同じであり、重大事故等時でも変わらないことから、非常用取水設備（重大事故等時）のまとめ資料としては添付していない。（女川と同様）</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

その他の設備 非常用取水設備（添付資料）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.23 非常用取水設備【その他】</p> <p>&lt; 添付資料 目次 &gt;</p> <p>3.23 非常用取水設備</p> <p>3.23.1 設備概要</p> <p>3.23.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 貯留堰</p> <p>(2) 取水口</p> <p>(3) 取水路</p> <p>(4) 海水ポンプ室</p> <p>3.23.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p>	<p>2.23 非常用取水設備【その他】</p> <p>&lt;添付資料 目次&gt;</p> <p>2.23 非常用取水設備</p> <p>2.23.1 設備概要</p> <p>2.23.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 貯留堰</p> <p>(2) 取水口</p> <p>(3) 取水路</p> <p>(4) 取水ピットスクリーン室</p> <p>(5) 取水ピットポンプ室</p> <p>2.23.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p>	<p>最新知見の反映</p> <p>・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。（炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した）</p>